

令和 7 年 7 月 31 日（木）13:00～
於 ビジョンセンター東京日本橋 701 会議室（7 階）

第 5 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

以上



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～7月）

○ 2025年7月の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一層回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一層回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一層回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一層回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
7 月月例	景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が一層回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

令和 7 年 8 月 1 日（金）11:00～
於 東京労働局 1－2 会議室（11 階）

第 6 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

6 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 （月平均）		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算		実質	前期比	指数	前期比	指数	実数	前年比	実数	前年差	
			（％）	（％）										
2015 年 2016 年 2017 年 2018 年 2019 年 2020 年 2021 年 2022 年 2023 年 2024 年	（億円）	（％）	（％）	（％）	（億円）	（％）	（2020年=100）	（％）	（2020年=100）	（件）	（％）	（万人）	（万人）	（％）
	5,380,323	3.7	－	1.6	5,380,812	△ 1.2	110.5	△ 116.5	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4	
	5,443,646	1.2	－	0.8	5,421,374	0.0	110.5	△ 114.7	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1	
	5,530,730	1.6	－	1.7	5,512,200	3.1	114.0	△ 119.2	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8	
	5,566,301	0.6	－	0.6	5,547,665	1.1	114.6	△ 119.3	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4	
	5,579,108	0.2	－	△ 0.4	5,525,354	△ 2.6	111.6	△ 114.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4	
	5,396,460	△ 3.3	－	△ 4.2	5,295,015	△ 10.4	100.0	△ 100.0	7,773	△ 7.3	192	30	2.8	
	5,530,683	2.5	－	2.7	5,437,799	5.4	105.4	△ 108.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8	
5,604,643	1.3	－	0.9	5,488,634	△ 0.1	105.3	△ 108.1	6,428	6.6	179	△ 16	2.6		
5,913,791	5.5	－	1.4	5,564,874	△ 1.3	103.9	△ 107.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6		
6,094,588	3.1	－	0.2	5,574,454	△ 2.6	101.2	△ 101.4	10,006	15.1	176	△ 2	2.5		
2024 年 1 ～ 3 月 4 ～ 6 月 7 ～ 9 月 10 ～ 12 月	5,952,082	0.1	0.3	△ 0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 100.1	2,319	18.6	175	△ 2	2.5	
	6,096,643	2.4	10.1	1.0	5,574,544	1.0	101.1	△ 101.9	2,612	25.2	189	4	2.7	
	6,128,740	0.5	2.1	0.2	5,586,547	0.2	101.4	△ 100.4	2,483	10.9	179	△ 5	2.6	
	6,198,058	1.1	4.6	0.6	5,617,658	0.6	101.8	△ 101.4	2,592	7.6	163	△ 4	2.3	
2025 年 1 ～ 3 月 4 ～ 6 月	6,253,212	0.9	3.6	0.0	5,615,418	△ 0.3	101.5	△ 103.7	2,457	6.0	169	△ 6	2.4	
2025 年 1 月 2 月 3 月 4 月 5 月 6 月	－	－	－	－	－	△ 1.1	99.9	△ 105.3	840	19.8	174	2	2.5	
	－	－	－	－	－	2.3	102.2	△ 104.1	764	7.3	168	△ 6	2.4	
	－	－	－	－	－	0.2	102.4	△ 101.6	853	△ 5.8	173	5	2.5	
	－	－	－	－	－	△ 1.1	101.3	△ 102.9	828	5.7	176	3	2.5	
	－	－	－	－	－	△ 0.1	101.2	△ 105.0	857	△ 15.1	172	△ 4	2.5	
	－	－	－	－	－	1.7	102.9	△ 848	3.4					
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。鉱工業生産指数の2025年4～6月と6月は速報値。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は連続指数であり、稼働率指数は連続指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、連続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

令和7年8月4日（月）10:00～
於 厚生労働省 省議室（9階）

第7回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

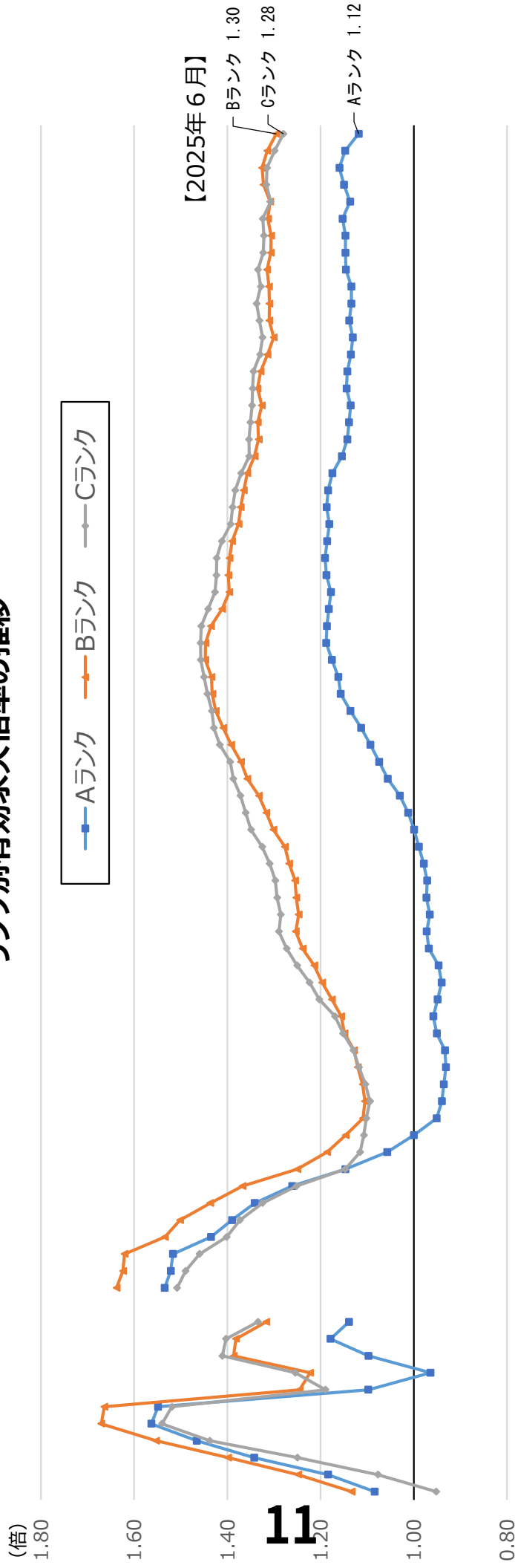
厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



2019年												2020年												2021年												2022年												2023年												2024年												2025年											
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																																							
2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020																																				
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																									
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年																																		

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

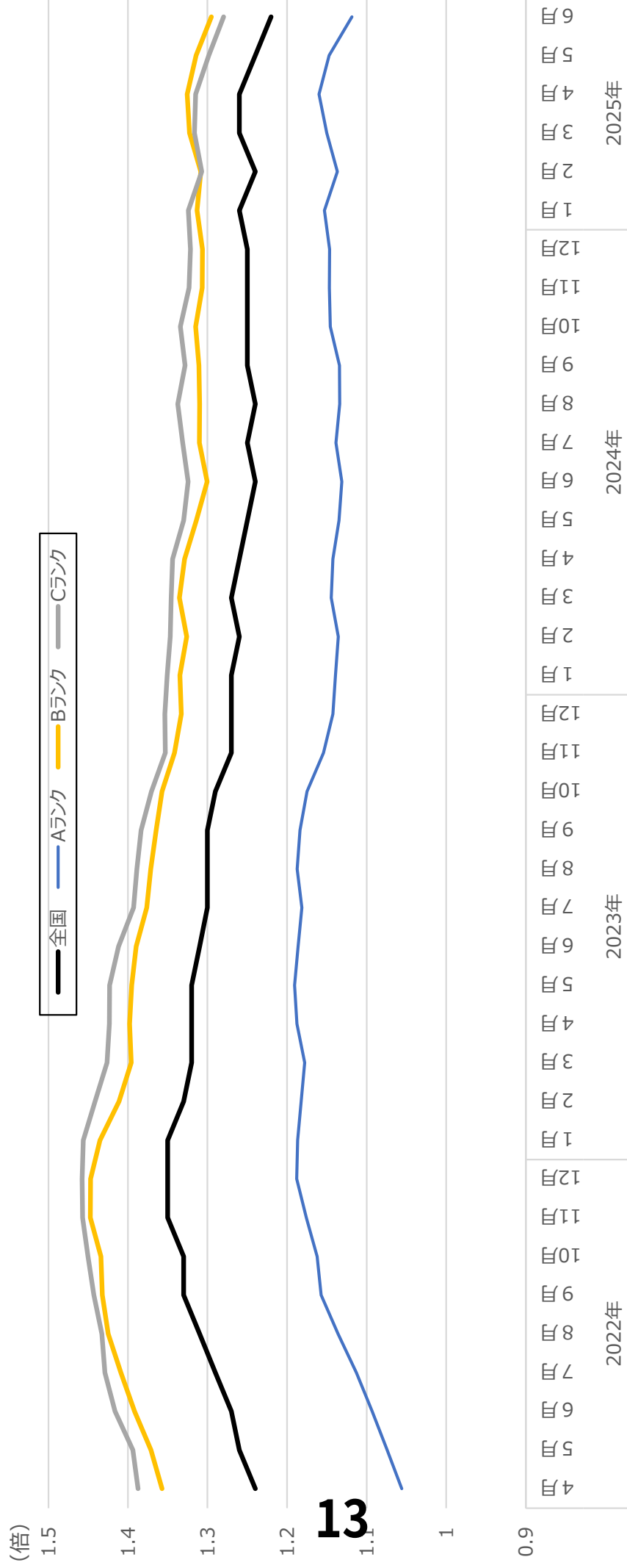
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

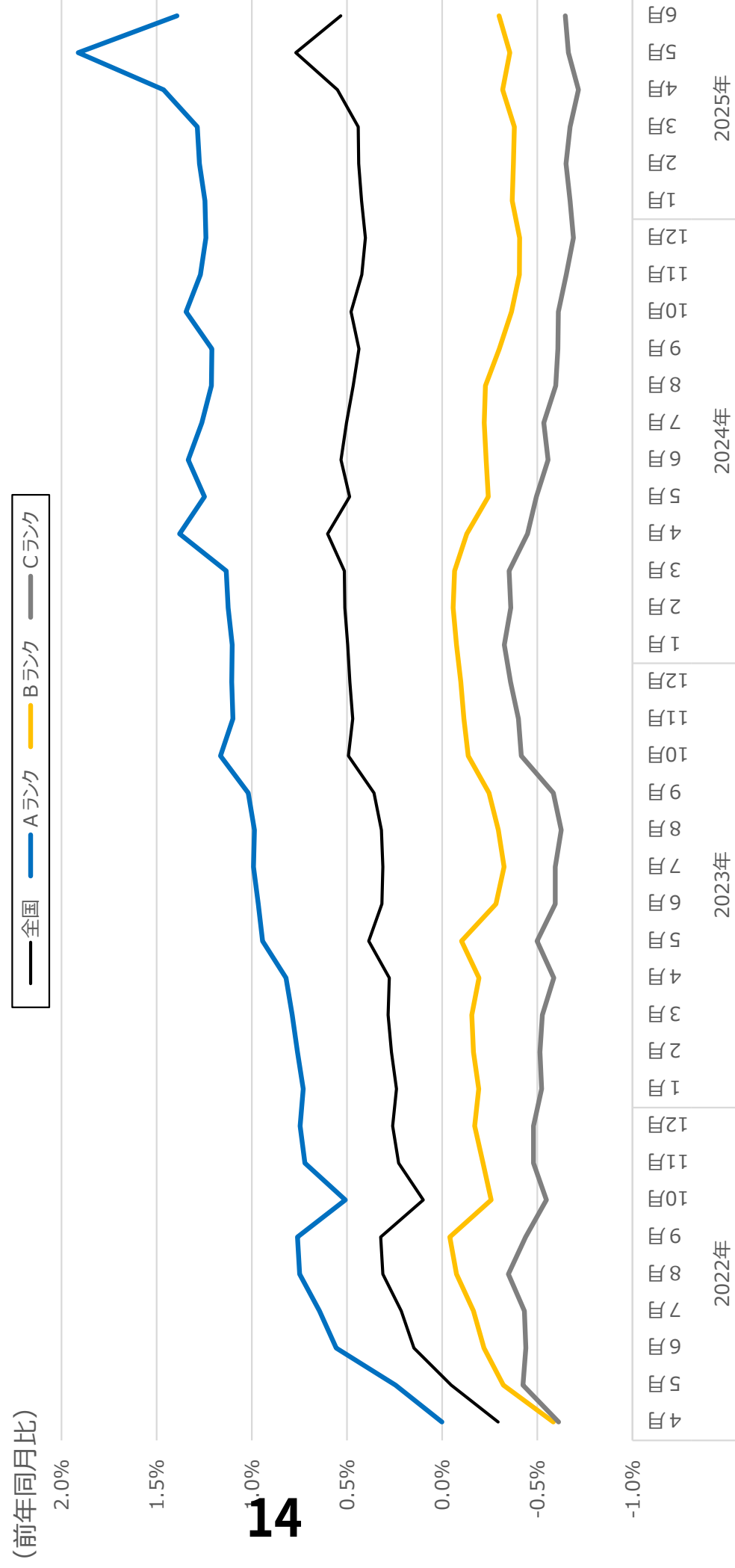
（注）1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

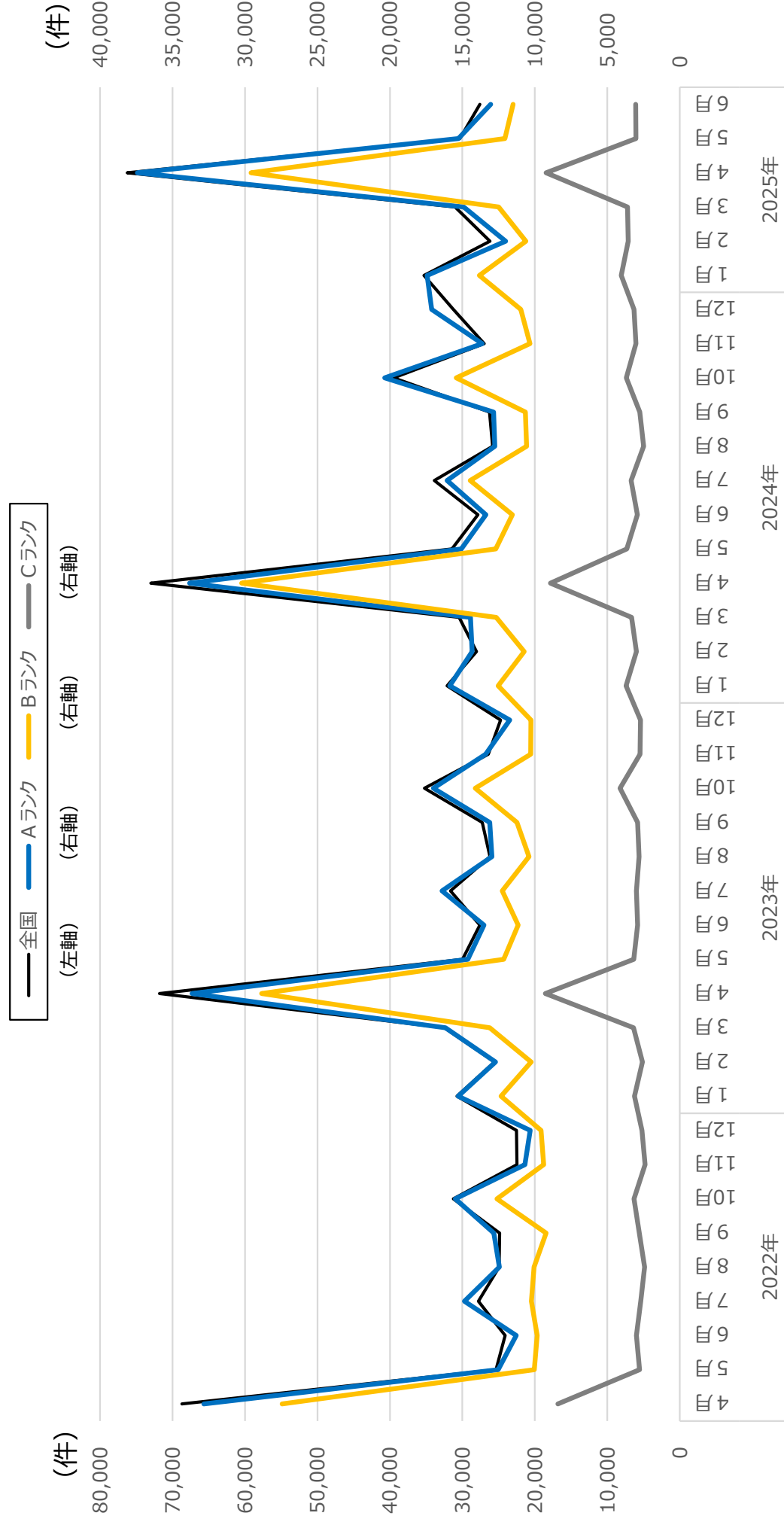
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

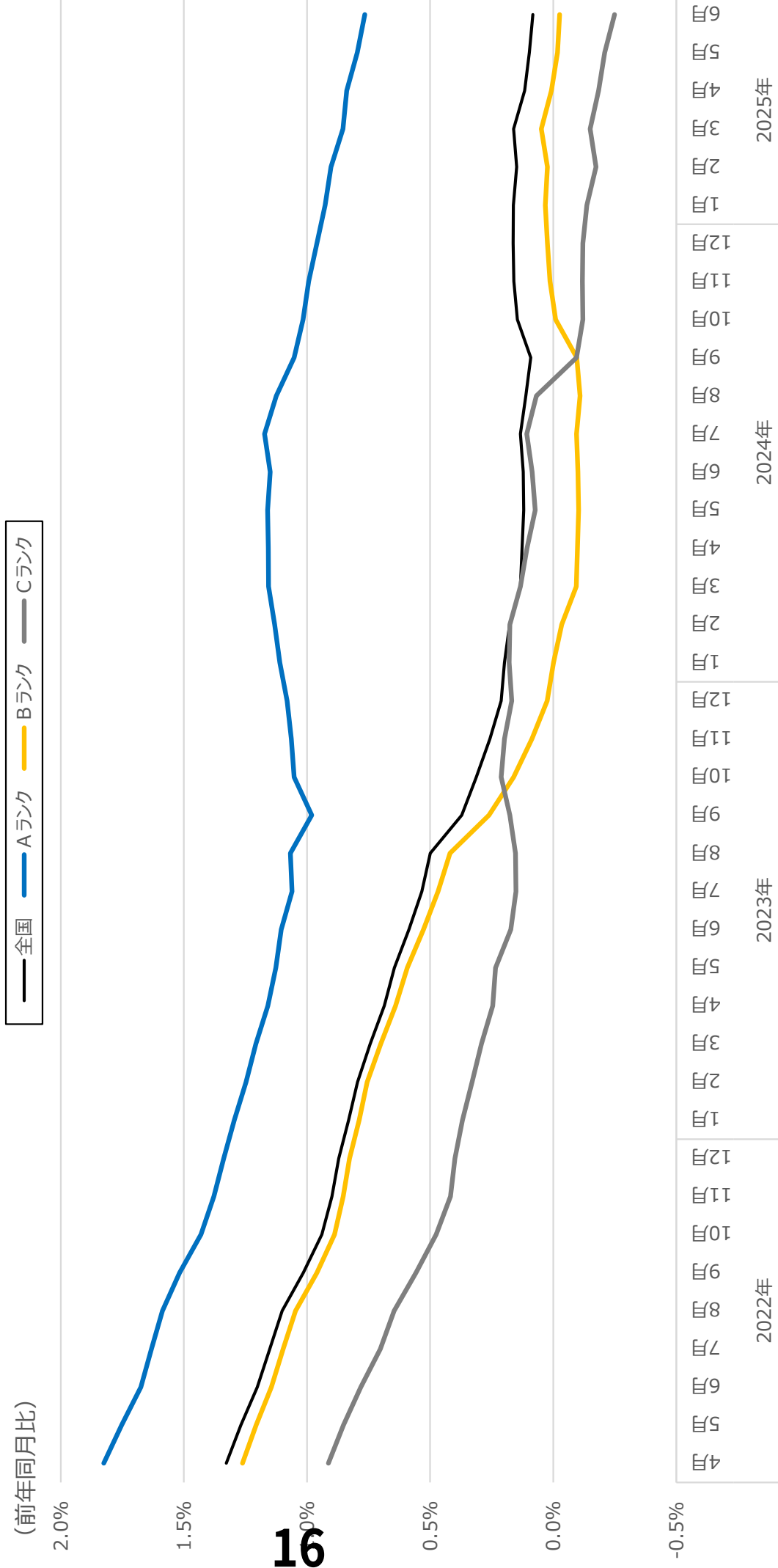
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険被保険者数（前年同月比）

2023年			2024年												2025年												2026年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.3%	-0.5%	
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.1%	
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.0%	
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	
埼玉県	-0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.5%	0.9%	0.8%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	1.5%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	
東京都	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	
神奈川県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	
新潟県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	0.1%	0.4%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	
山梨県	-0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	
長野県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	
静岡県	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.4%	
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%		
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.5%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.9%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%		
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.3%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%		
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	
沖縄県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	0.3%	

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



↑
↓

雇用保険事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2023年				2024年				2025年				2024年1-7月				最貴引上月													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		5月	6月											
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	2.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	-3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	1.5%	4.7%	1.5%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	34.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	-19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-11.0%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	21.3%	1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	1.8%	6.5%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	-17.8%	7.6%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	-11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.9%	-10.9%	17.0%	14.0%	-17.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	49.6%	31.5%	-49.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-2.5%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.2%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%
長野県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	4.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%
静岡県	27.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	2.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.6%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	-11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	13.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	-7.9%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%
奈良県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	-7.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%
和歌山県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	68.6%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%
徳島県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%
香川県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-32.9%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%
岡山県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-17.3%	27.8%	20.9%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-17.8%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	-38.6%	-20.7%	40.6%	
広島県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	47.6%	11.2%	-20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	24.1%	-12.1%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%
山口県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	100.8%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	10.0%	43.4%	-0.7%
鳥取県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	200.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	-36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%
島根県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	4.3%	16.7%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	3.1%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%
熊本県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	22.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	45.0%	11.9%	-27.8%	60.6%	25.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%
鹿児島県	24.3%	0.7%	146.3%	3.0%	6.4%	13.1%	5.2%	5.6%	15.8%	16.9%	18.1%	47.2%	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%
那覇市県	-17.2%	0.9%	30.2%	42.0%	19.1%	40.7%	40.7%	12.1%	15.0%	23.8%	19.0%	-1.7%	-16.7%	48.1%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%</									

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

資格喪失者数うち事業主都合



↑
↓

雇用保険適用事業所数（前年同月比）

	2023年			2024年												2025年												2024年年末		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国计	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%
青森县	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%
岩手县	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%
宫城县	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.9%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.1%	1.1%	1.0%
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.1%	1.0%
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計

↑
↓
低



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

21 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 （月平均）		完全 失業率
	名目 （億円）	前期比 （％）	年率換算		実質 （億円）	前期比 （％）	指数 （2020年＝100）	前期比 （％）	指数 （2020年＝100）	実数 （件）	前年比 （％）	実数 （万人）	前年差 （万人）	
			（％）	（％）										
2015 年 2016 年 2017 年 2018 年 2019 年 2020 年 2021 年 2022 年 2023 年 2024 年	5,380,323	3.7	－	－	5,380,812	△ 1.6	110.5	△ 1.2	116.5	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
	5,443,646	1.2	－	－	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
	5,530,730	1.6	－	－	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
	5,566,301	0.6	－	－	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
	5,579,108	0.2	－	－	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
	5,396,460	△ 3.3	－	－	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
	5,530,683	2.5	－	－	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
	5,604,643	1.3	－	－	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2024 年 1～3月 4～6月 7～9月 10～12月 2025 年 1～3月 4～6月	5,913,791	5.5	－	－	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
	6,094,588	3.1	0.3	△ 0.3	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
	5,952,082	0.1	10.1	1.0	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
	6,096,643	2.4	2.1	0.2	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	2,612	25.2	189	4	2.7
2025 年 1～3月 4～6月	6,128,740	0.5	4.6	0.6	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
	6,198,058	1.1	3.6	0.0	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1月 2月 3月 4月 5月 6月	6,253,212	0.9	－	－	5,615,418	△ 0.3	101.5	△ 0.3	103.7	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
	－	－	－	－	－	0.3	101.8	0.3	105.3	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
	－	－	－	－	－	△ 1.1	99.9	△ 1.1	105.3	840	19.8	174	2	2.5
	－	－	－	－	－	2.3	102.2	2.3	104.1	764	7.3	168	△ 6	2.4
	－	－	－	－	－	0.2	102.4	0.2	101.6	853	△ 5.8	173	5	2.5
	－	－	－	－	－	△ 1.1	101.3	△ 1.1	102.9	828	5.7	176	3	2.5
資料出所	－	－	－	－	－	△ 0.1	101.2	△ 0.1	105.0	857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
	－	－	－	－	－	1.7	102.9	1.7	105.0	848	3.4	172	0	2.5
	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。鉱工業生産指数の2025年4～6月と6月は速報値。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率										
	新規 有効		指数 前期比		指数 前期比		調査産業計				製造業						
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	
2023年 1～3月 4～6月 7～9月 10～12月	2015 年	(倍) 1.80	(倍) 1.20	(2020年=100) 97.8	(%) 1.0	(2020年=100) 99.7	(%) △ 2.4	(2020年=100) 99.1	(%) 0.1	(2020年=100) 101.3	(%) △ 0.8	(%) 30.41	(2020年=100) 99.8	(%) 0.4	(2020年=100) 102.0	(%) △ 0.5	(%) 14.29
	2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
	2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
	2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
	2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
	2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
	2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
	2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47	
	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95	
2024 年 1～3月 4～6月 7～9月 10～12月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	105.9	0.4	97.7	0.0	13.03	
	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	108.6	2.5	99.3	1.6	12.97	
	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	108.6	0.0	98.4	△ 0.9	12.87	
	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	109.6	0.9	98.1	△ 0.3	12.94	
2025 年 1～3月 4～6月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	110.1	0.5	97.3	△ 0.8	13.19	
	2.19	1.24	113.7	0.6	126.4	0.6											
2025 年 1月 2月 3月 4月 5月 6月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	109.1	△ 1.9	96.5	△ 2.4	13.14	
	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	110.1	0.9	97.5	1.0	13.20	
	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	111.0	0.8	98.0	0.5	13.22	
	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	110.7	△ 0.3	97.6	△ 0.4	13.06	
	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	107.0	△ 0.4	93.9	△ 0.8	31.05	110.6	△ 0.1	97.1	△ 0.5	12.97	
	2.18	1.22	113.8	△ 0.1	126.2	△ 0.2											
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」										

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22
Aランク	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.15	1.14	1.15	1.16	1.15	1.12
Bランク	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1.33	1.31	1.30
Cランク	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1.31	1.30	1.28

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計								男性								女性							
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上			
2015年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0			
2016年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
2017年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
2018年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
2019年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
2020年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
2021年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1			
2022年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
2023年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
2024年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0			
2025年	2.5	4.1	3.3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3.7	3.5	2.5	2.0	2.6	…	2.3	4.2	3.0	2.3	1.9	2.5	…			
1月	2.4	4.2	3.2	2.4	2.0	2.2	1.4	2.5	4.5	3.4	2.4	1.9	2.3	…	2.3	3.8	3.0	2.3	2.0	2.0	…			
2月	2.5	4.0	3.2	2.6	2.2	2.2	1.6	2.7	4.6	3.3	2.7	2.4	2.3	…	2.2	3.4	3.2	2.6	1.9	2.2	…			
3月	2.5	4.0	3.3	2.4	2.2	2.4	1.9	2.7	4.6	3.2	2.4	2.3	2.5	…	2.3	3.2	3.6	2.3	2.2	2.3	…			
4月	2.5	4.4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4.5	3.4	2.5	1.8	2.4	…	2.3	4.1	3.2	2.1	1.6	2.3	…			
5月	2.5	3.9	3.0	2.3	1.9	2.4	2.0	2.5	4.3	2.9	2.4	1.9	2.2	…	2.4	3.8	3.0	2.1	1.8	2.4	…			
6月	2.5														2.4									

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

ランク		都道府県	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
A ラ ン ク		東京都	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342	1,310
		神奈川県	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,378	1,384	1,382
		大阪府	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316	1,287
		愛知県	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275	1,287
		埼玉県	1,146	1,155	1,177	1,208	1,251	1,287	1,292	1,277	1,282
		千葉県	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292	1,291
		兵庫県	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268	1,271
		京都府	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262	1,269
		茨城県	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220	1,223
		静岡県	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236	1,253
		富山県	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167	1,177
		広島県	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188	1,200
		滋賀県	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243	1,223
		栃木県	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210	1,206
		群馬県	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176	1,181
		宮城県	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179	1,178
		山梨県	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195	1,201
		三重県	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228	1,236
		石川県	1,028	1,023	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166	1,175
B ラ ン ク		福岡県	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228	1,195
		香川県	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157	1,183
		岡山県	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156	1,154
		福岡県	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169	1,162
		奈良県	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219	1,230
		山口県	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155	1,179
		長野県	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160	1,168
		北海道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175	1,177
		北海阜	1,047	1,054	1,102	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197	1,197
		徳島県	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196	1,190
		福岡県	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122	1,118
		新潟県	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140	1,149
		和歌山県	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176	1,187
		愛媛県	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146	1,147
		島根県	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122	1,130
		大分県	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127	1,152
		熊本県	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167	1,165
		山形県	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120	1,101
		佐賀県	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120	1,124
C ラ ン ク		長崎県	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122	1,136
		岩手県	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083	1,082
		高知県	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141	1,135
		鳥取県	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129	1,118
		秋田県	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105	1,113
		鹿児島県	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126	1,136
		宮崎県	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119	1,117
		青森県	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089	1,086
		沖縄県	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205	1,207
		全国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235	1,231

厚生労働省「職業安定業務統計」
(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働者を対象としている。
3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

ランク	都道府県	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
A ラ ン ク	東京都	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282	1,259
	神奈川県	1,163	1,184	1,199	1,231	1,273	1,307	1,315	1,310	1,320
	大阪府	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259	1,238
	愛知県	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200	1,213
	埼玉県	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222	1,223
	千葉県	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237	1,232
	兵庫県	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214	1,212
	京都府	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202	1,206
	茨城県	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163	1,159
	静岡県	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176	1,191
	富山県	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112	1,121
	広島県	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140	1,148
	滋賀県	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178	1,165
	栃木県	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151	1,148
	群馬県	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116	1,116
	宮城県	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126	1,127
	山梨県	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128	1,135
	三重県	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171	1,170
	石川県	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108	1,115
B ラ ン ク	福岡県	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147	1,133
	香川県	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095	1,119
	岡山県	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,102	1,102
	福岡県	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108	1,106
	奈良県	1,015	1,044	1,078	1,123	1,151	1,151	1,165	1,154	1,164
	山口県	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103	1,123
	長野県	971	976	998	1,030	1,113	1,113	1,116	1,116	1,120
	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130	1,133
	岐阜県	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137	1,136
	徳島県	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126	1,124
	福井県	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072	1,074
	新潟県	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088	1,099
	和歌山県	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124	1,123
	愛媛県	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091	1,096
	島根県	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077	1,080
	大分県	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079	1,098
	熊本県	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106	1,106
	山形県	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077	1,057
	佐賀県	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075	1,078
C ラ ン ク	長崎県	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077	1,090
	岩手県	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042	1,041
	高知県	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091	1,091
	鳥取県	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087	1,074
	秋田県	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062	1,072
	鹿児島県	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075	1,080
	宮崎県	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070	1,066
	青森県	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051	1,046
	沖縄県	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136	1,145
	全国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177	1,176

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 7 年 8 月 4 日

1 はじめに

令和 7 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33 年ぶりに 5 % 台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第 1 条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年来上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で 1,000 円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の 6 割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で 4 % 強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・C ランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げ

に伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、これまで以上に三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返され

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経

済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種

を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)における家計の消費支出金額全体に対する割合(1万分比)を指す)。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を

含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1, 215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2, 626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5, 121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウエイト 1, 136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年

6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウエイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.25%（昨年5.10%）で、平成3年（5.66%）以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%（昨年4.45%）で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については5.81%（昨年5.74%、一昨年5.01%）となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.38%（昨年5.58%）でこちらも2年連続で5%を超え、また中小企業でも4.35%（昨年4.01%）で2年連続で4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%（昨年3.62%）、20人以下の企業で3.54%（昨年3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%（昨年3.43%）で、いずれも昨年から約0.2～0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%（昨年3.88%）で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分

に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2024 年の数値は 46.8%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024 年時点（2024 年度最低賃金全国加重平均額 1,055 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 59.1%、平均値の 50.9%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 48.4%、平均値の 40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU 指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 5 年度は資本金 1,000 万円以上で 11.3%、1,000 万円未満で 28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 6 年は 6～10%程度で推移、令和 7 年の第 1 四半期は 7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 3 年度は 4.9%増加、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は全体で 4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 5 年度について、資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2%増加、非製造業で 4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 3 年度で 2.6 ポイント低下、令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下し、令和 5 年度は 65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 5 年

度は資本金 1,000 万円以上で 62.8%、資本金 1,000 万円未満で 80.0%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても足下では令和 4 年度から 4.6 ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和 5 年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差だったのに対し、令和 6 年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和 7 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和 6 年 9 月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約 3 ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約 3 ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち 7 割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約 3 ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（前回 20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3 割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は 15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約 4 ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約 6 ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和 2 年から令和 4 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和 4 年から 3 年連続で増加し、直近の令和 6 年では 10,006 件となっている。一方、令和 7 年 1～6 月の物価高（インフレ）倒産については、449 件（前年同期 484 件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少している。

なお、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春

季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア〜ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月

平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年以上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年以上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年以上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額

の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク 63 円（5.6%）、Bランク 63 円（6.3%）、Cランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給

し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等

により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経

営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1 万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1,215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2,626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5,121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1,136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.25%（昨年 5.10%）で、平成 3 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも 4.65%（昨年 4.45%）で 2 年連続で 4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%（昨年 5.74%、一昨年 5.01%）となり、3 年連続で 5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも 2 年連続で 5%を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で 2 年連続で 4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%（昨年 3.62%）、20 人以下の企業で 3.54%（昨年 3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%（昨年 3.43%）で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では 3.30%（昨年 3.88%）で、2 年連続の 3%超えとなっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（前回20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 %台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 6.0%（63 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和 5 年全員協議会報告の 3 (1) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2024年						2025年						(単位：％)	
		10月			11月			12月			1月			2024年10月～ 2025年6月 平均	
		10月	11月	12月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2023年10月～ 2024年6月 平均	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2	3.2		

	ウェイト (1万分比)	2024年						2025年						(単位：％)	
		10月			11月			12月			1月			2024年10月～ 2025年6月 平均	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月	11月	12月	2023年10月～ 2024年6月 平均	
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4	5.4		
1 か月に1 回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1	1.1		
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9	2.9		
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5	5.5		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注 4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 5 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

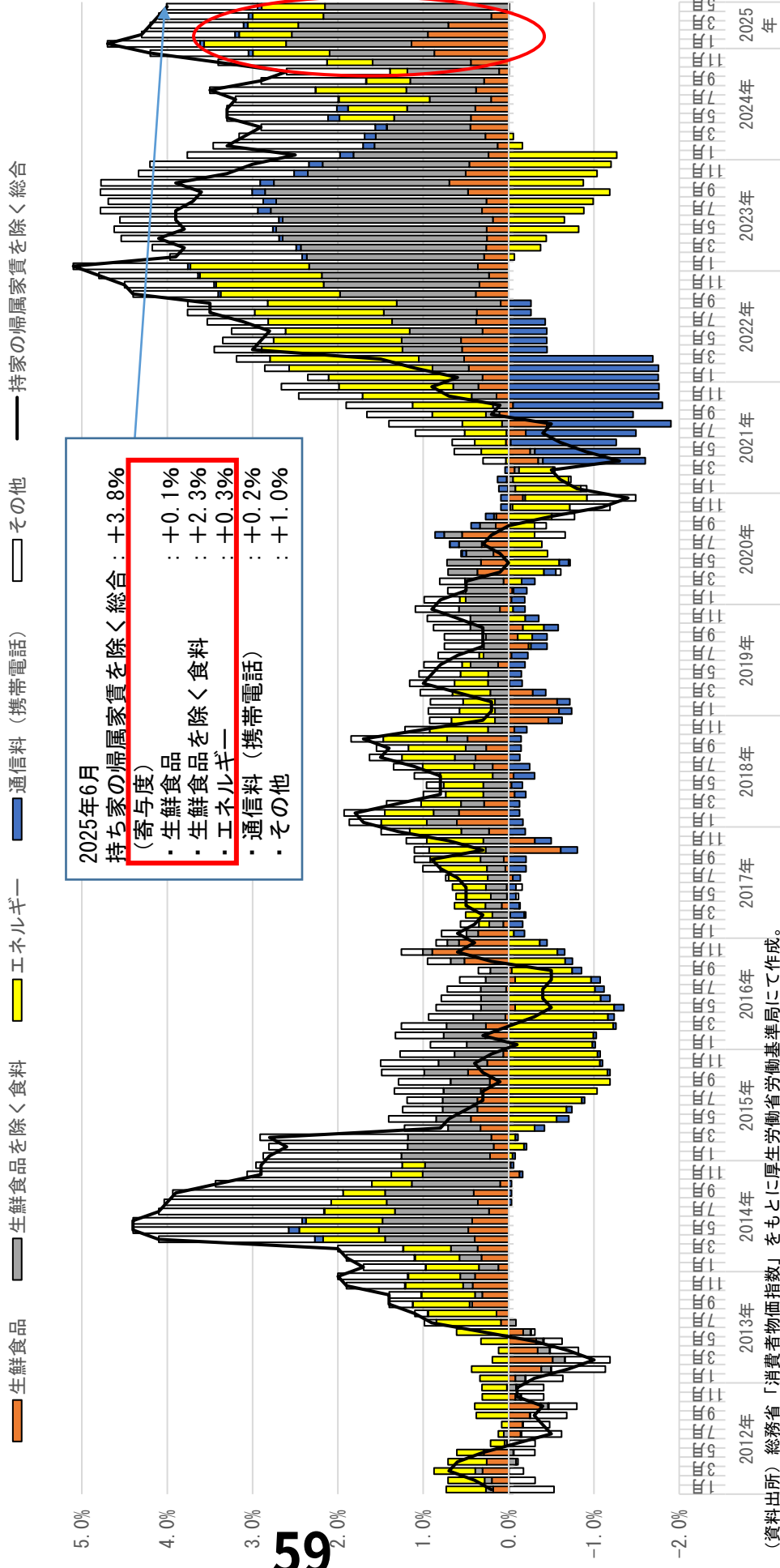
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

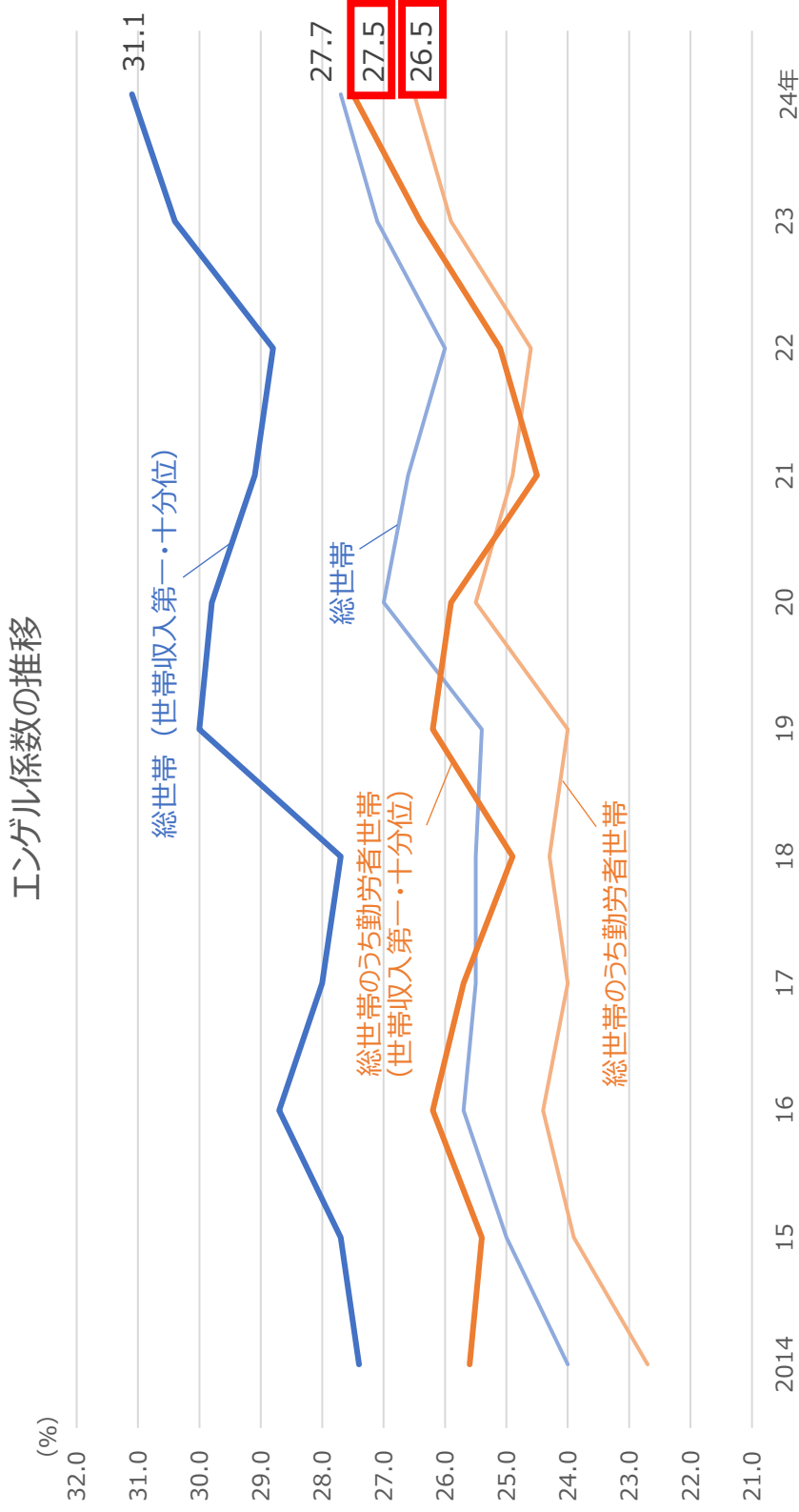
消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

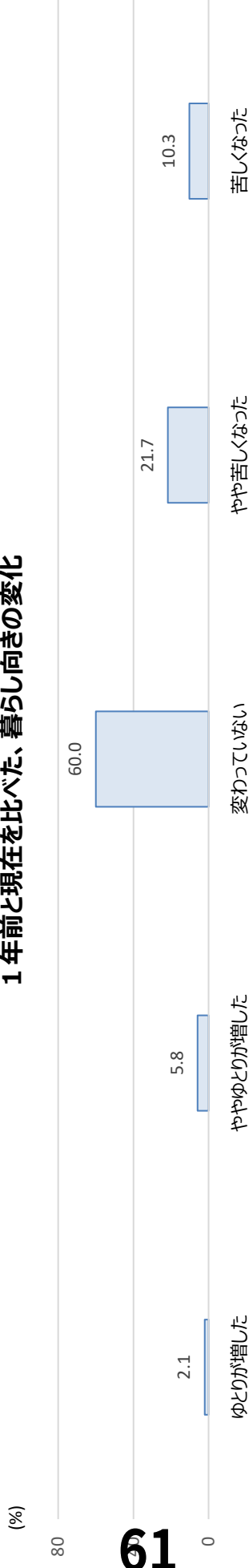
※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

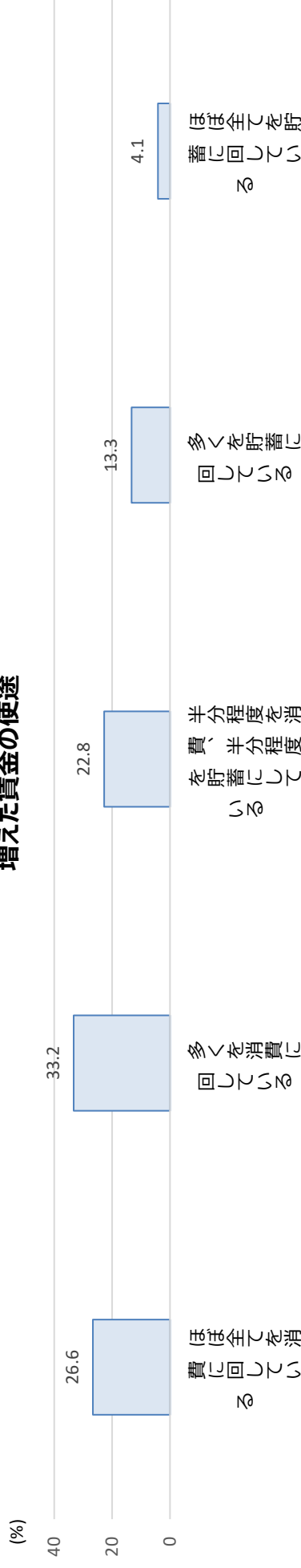
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。

増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(707人)について集計。

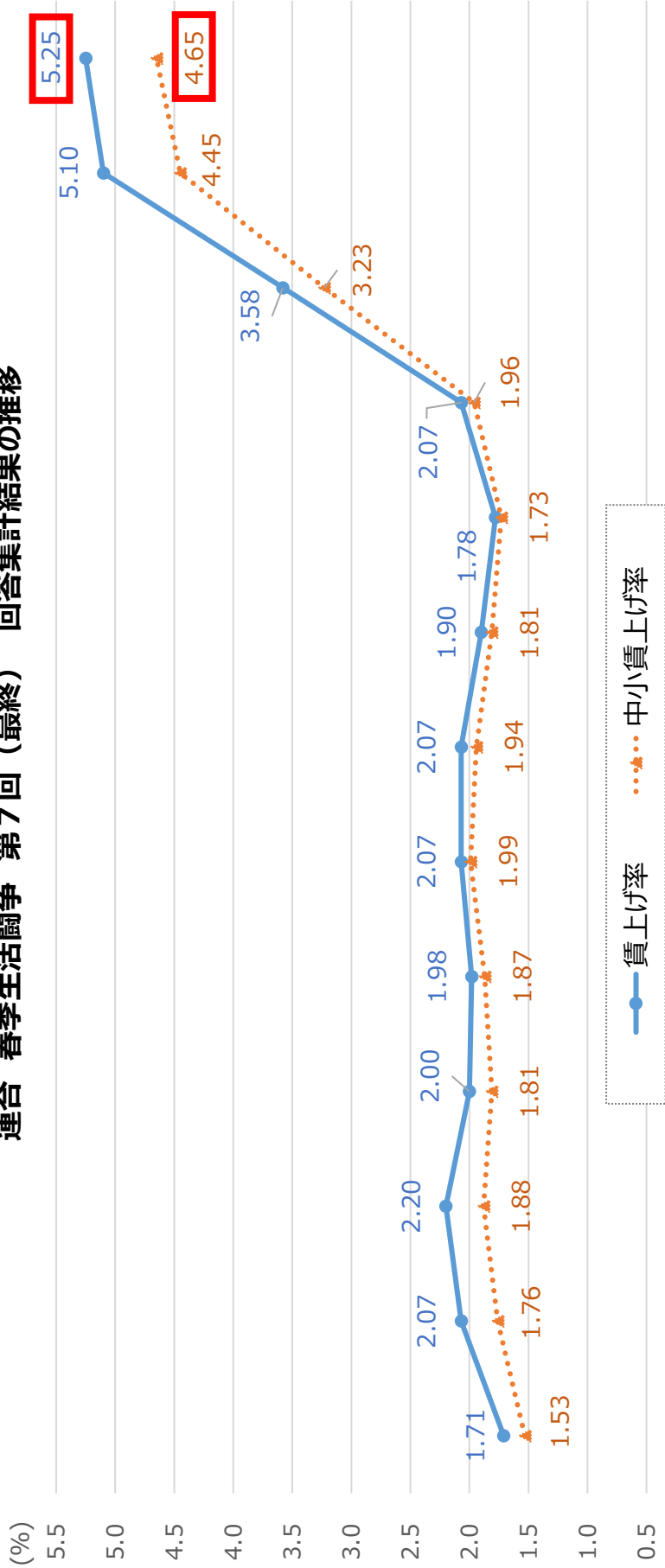
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

出所：株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(厚生労働省委託事業) (2025年) の概要 (速報)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

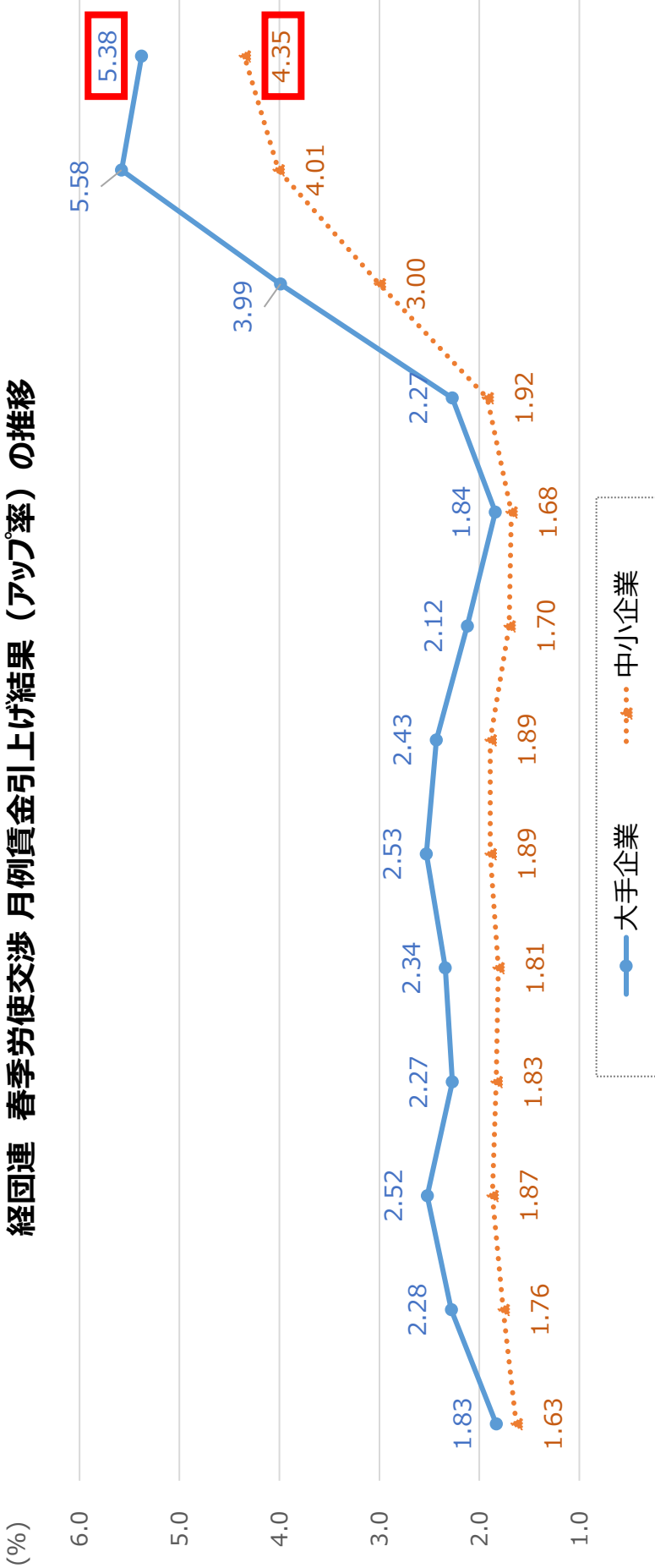
		単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額	66.98円 (62.70円)
		引上げ率	5.81% (5.74%)
		平均時給	1,219.70円 (1,155.02円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	10,004円 (10,869円)
		賃上げ率	4.35% (4.98%)

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

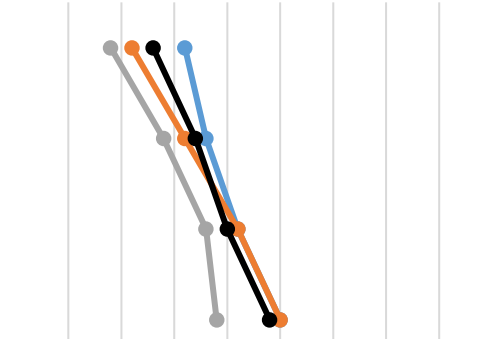
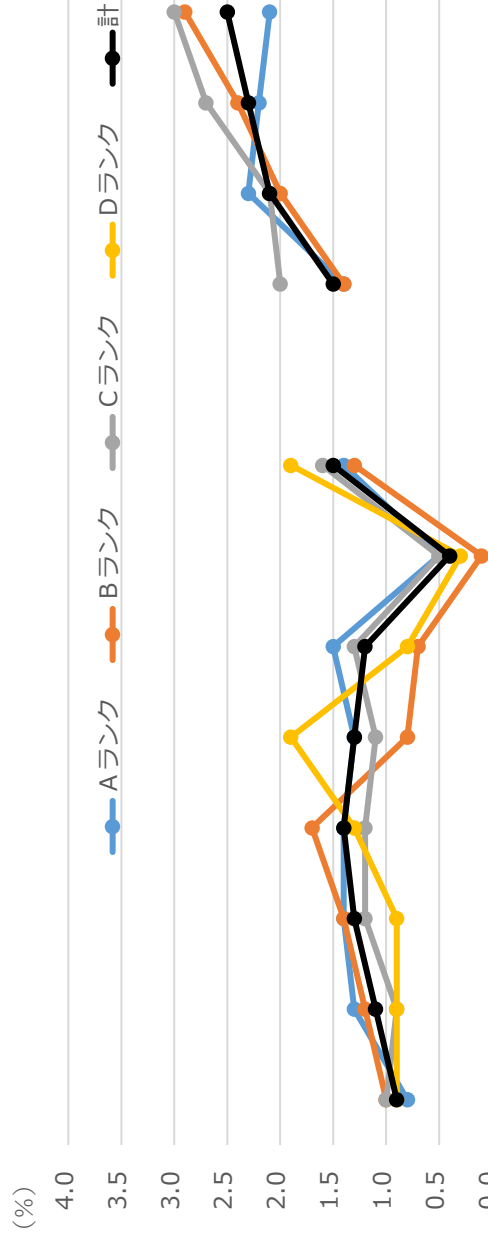
	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 11,074円(9,662円)
	2,389社 4.03%(3.62%)
	20人以下 9,568円(8,801円)
	1,111社 3.54%(3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体 46.5円(37.6円)
	1,537社 4.21%(3.43%)
	20人以下 37.4円(43.3円)
	728社 3.30%(3.88%)

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 () の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9				
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5
2022組替集計									2.0	2.4	2.7	2.9
									2.0	2.4	2.9	3.4
									2.6	2.7	3.1	3.6
									2.1	2.5	2.8	3.2

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

- (注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

(単位：億円、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
" 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
" 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
" 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
" 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
" 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
" 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
" 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

経常利益

売上高経常利益率

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	2023年				2024年				2025年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
経常利益率	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	“ 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	“ 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	“ 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	“ 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	“ 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	“ 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

	産業・資本金規模計		製造業				非製造業				(単位：万円、%)			
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満					
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比				
2014年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）＝ 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	(単位：％)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	参考：母集団数 (単位：社)
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

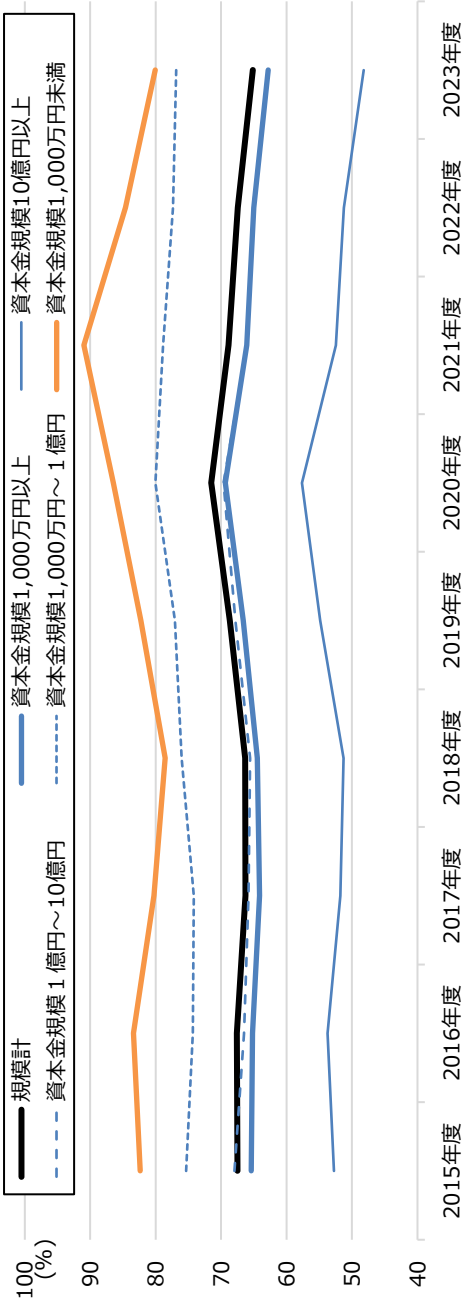
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

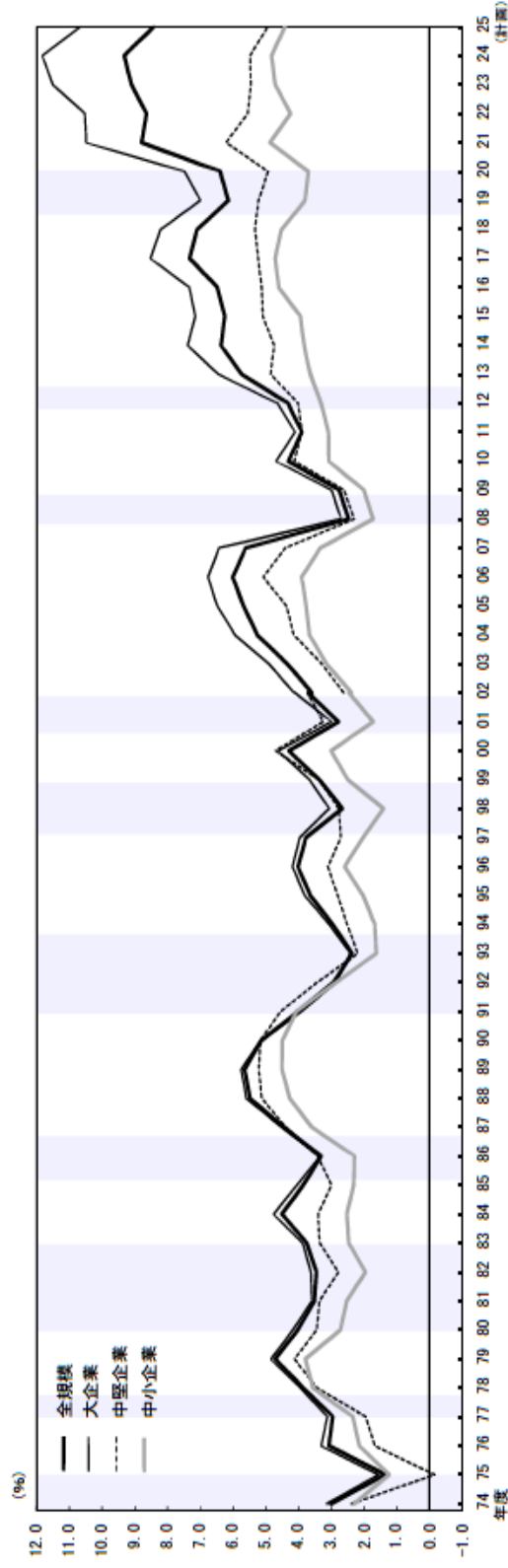
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



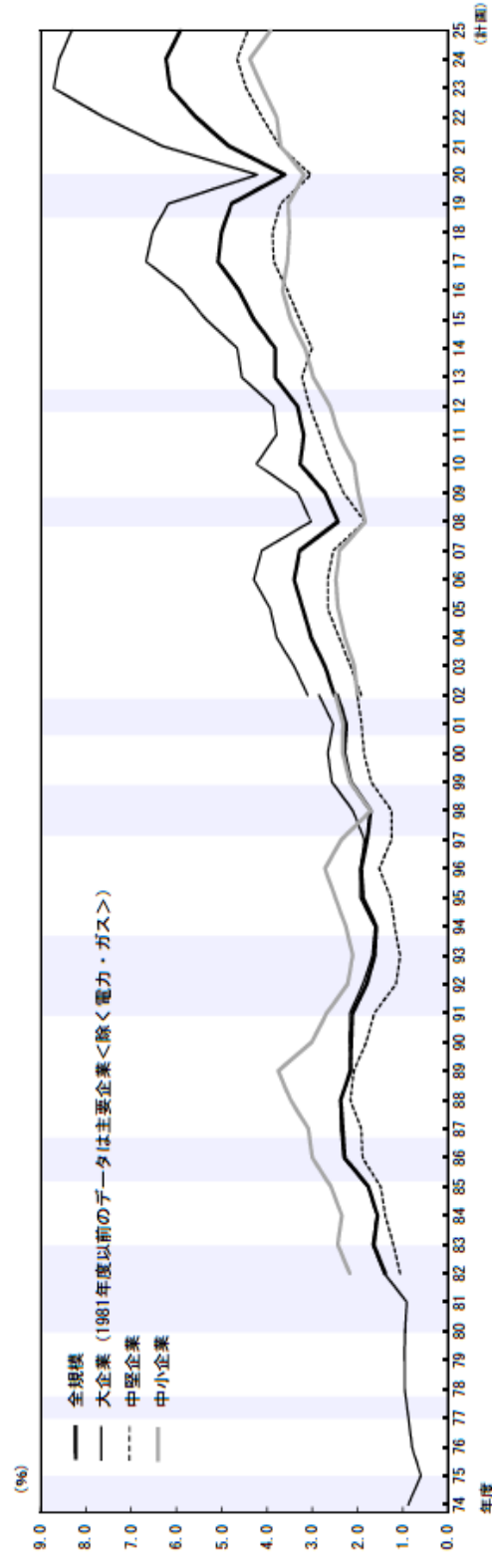
売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



73

非製造業



	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計				
製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業				
製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業				
製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業				
製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

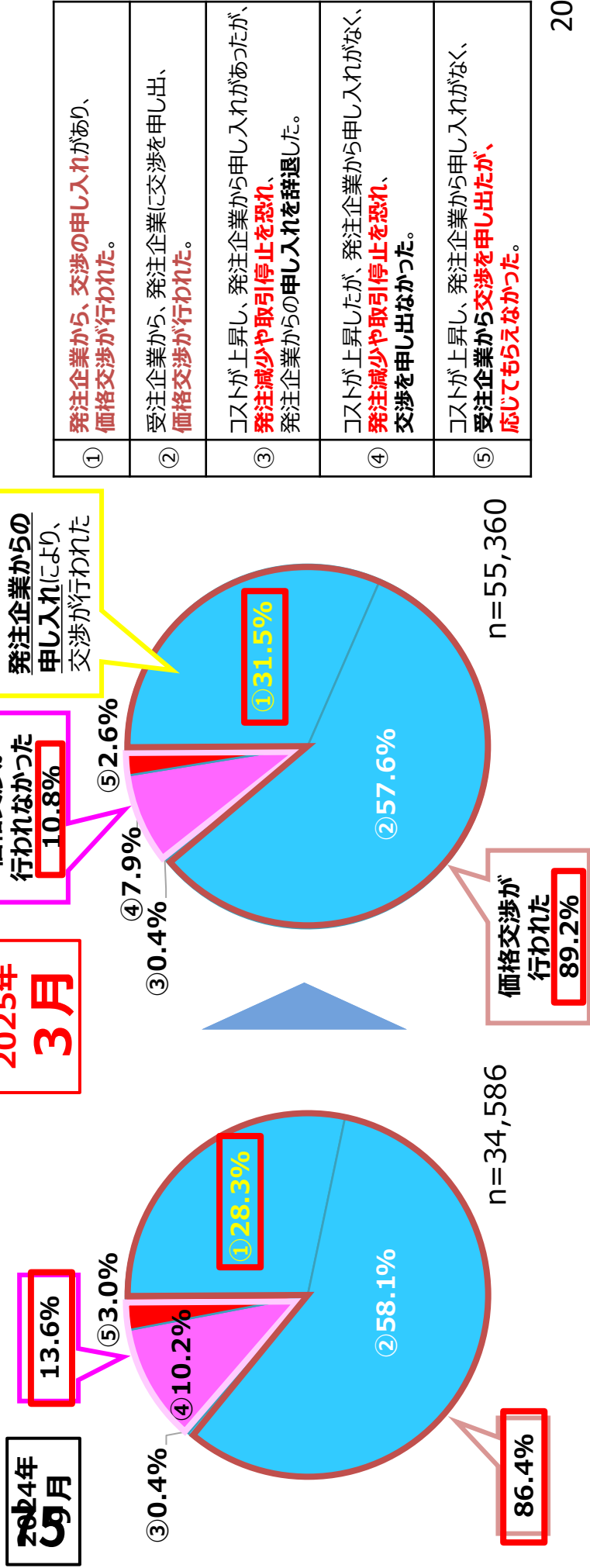
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増の31.5%**。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増の89.2%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
 - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 **1割**。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

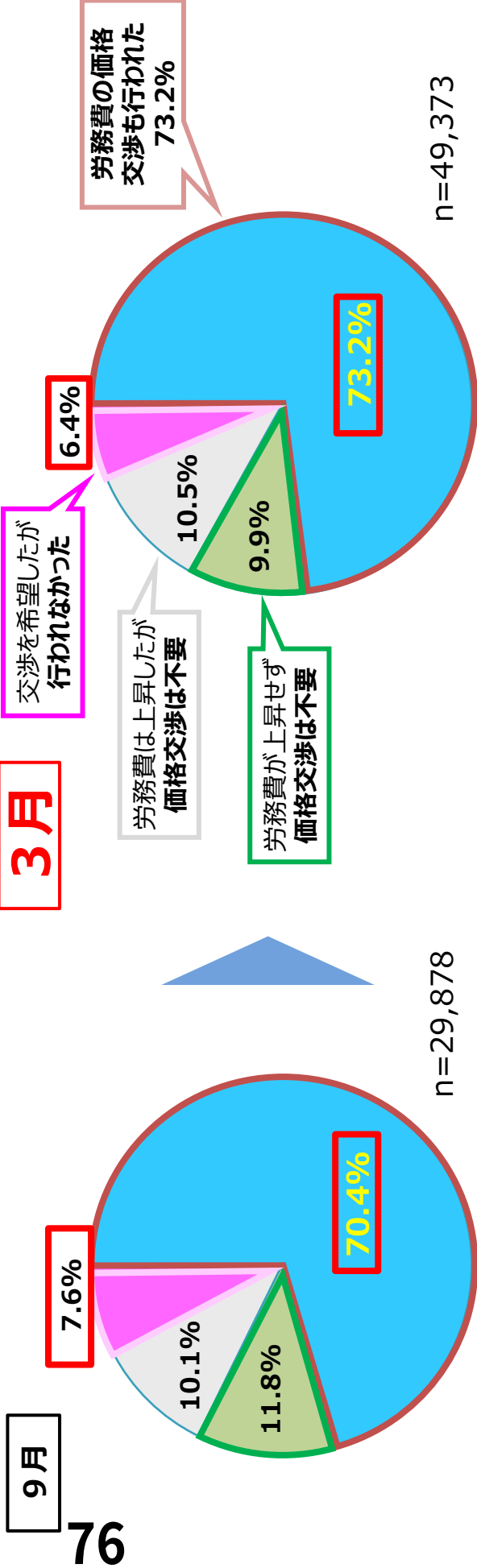


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち 7割超において、労務費についても交渉を実施（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については 自助努力で解決すべき部分 であるとして、交渉の協議を拒否 された。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求 があり、非常に時間がかかった。

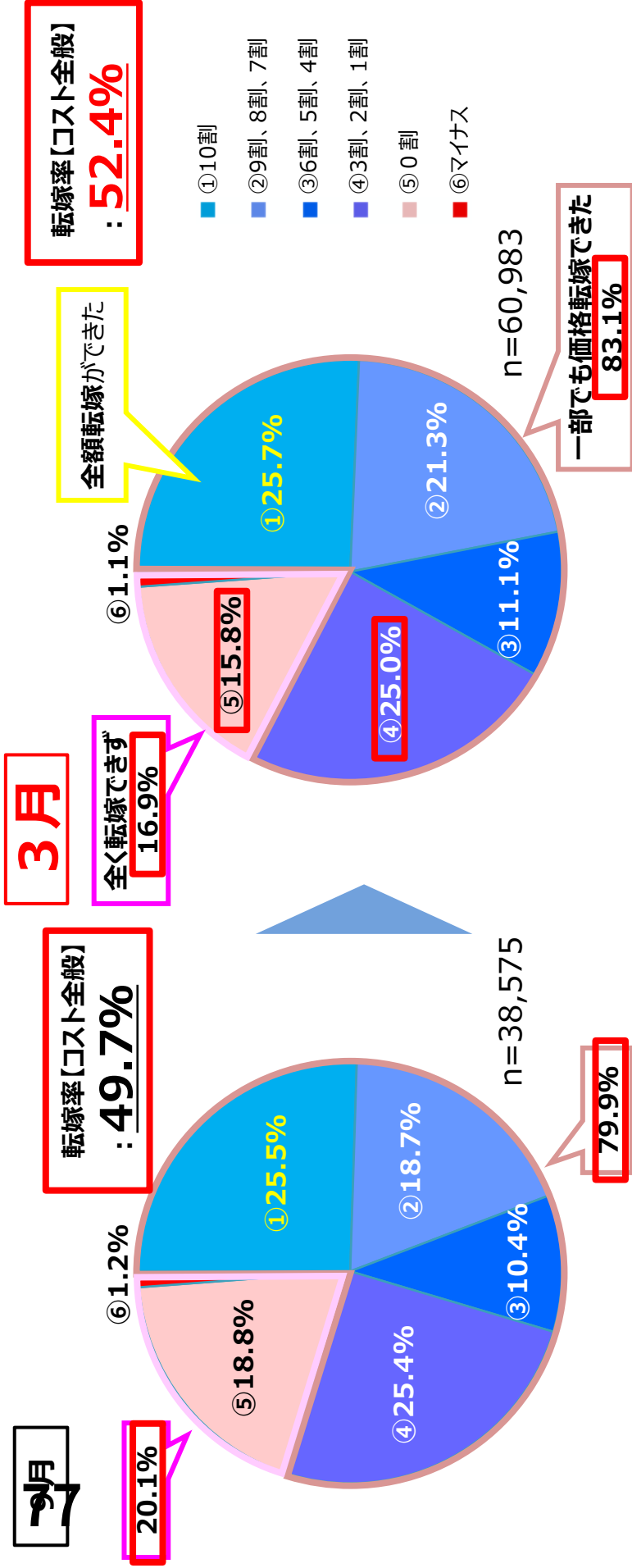
【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



労務費

3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%

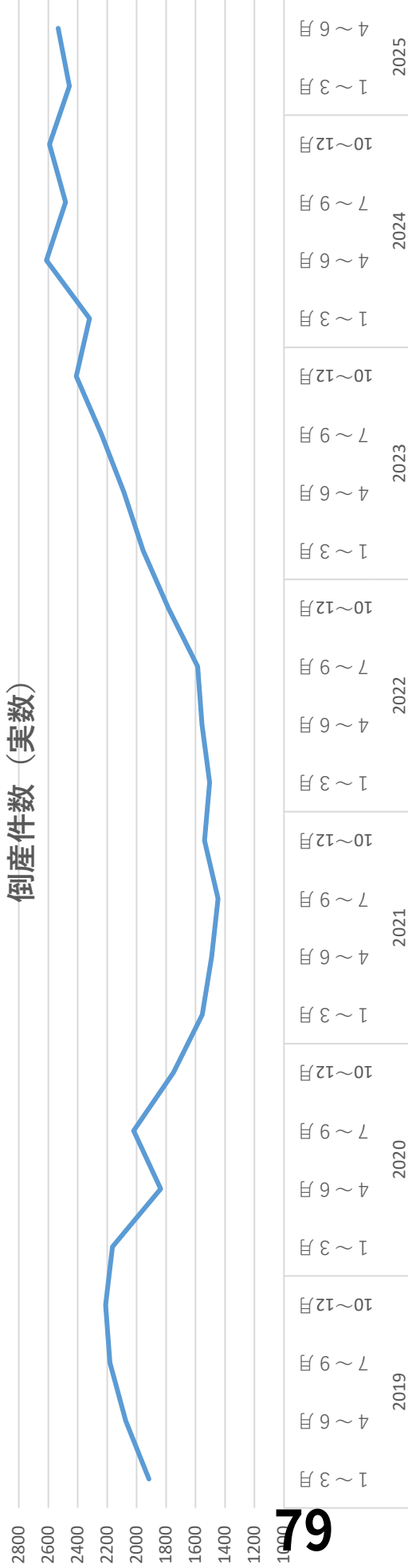


① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

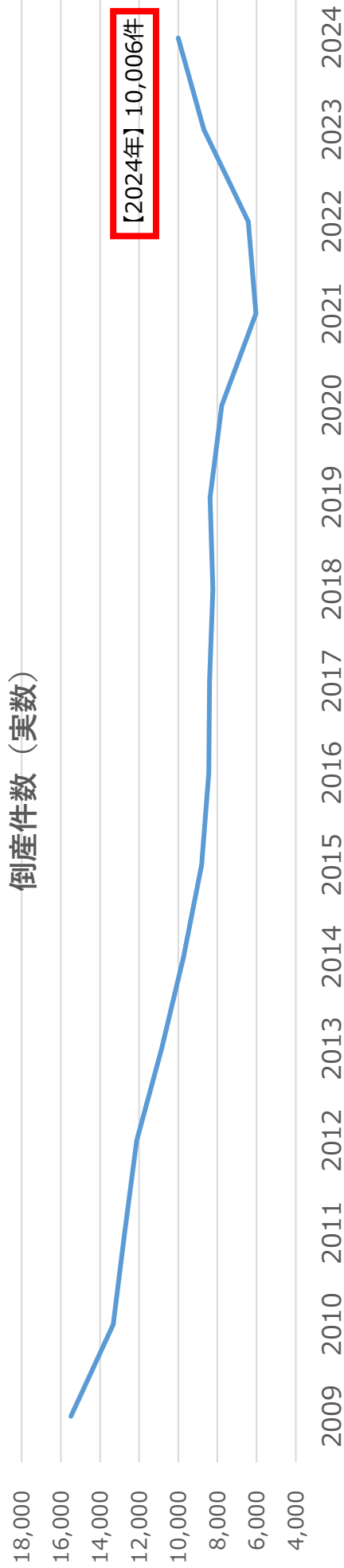
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

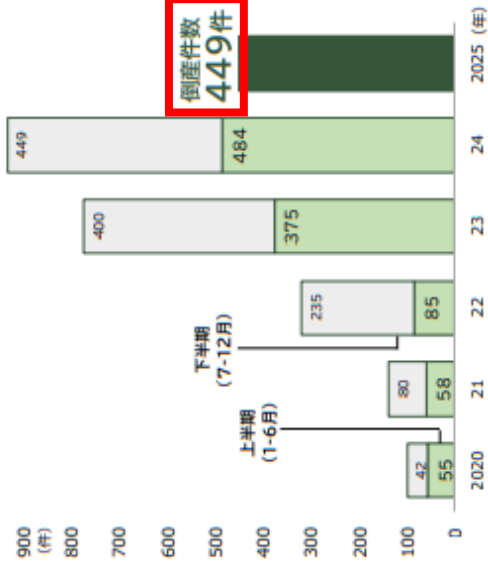
全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

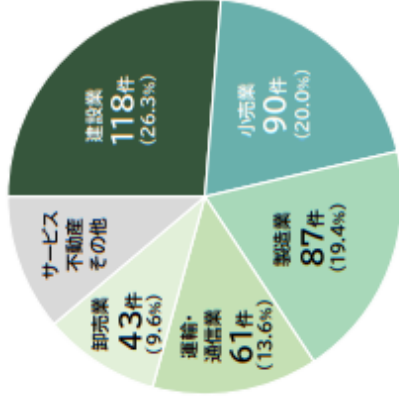
「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

20

「物価高倒産」件数推移



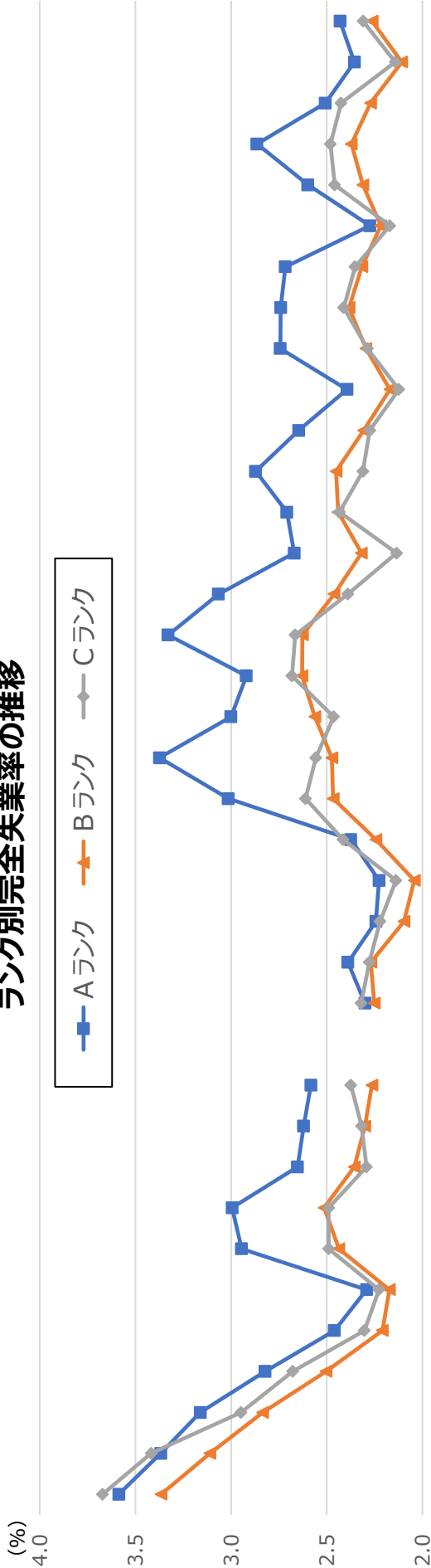
業種別 内訳(2025 年上半期)



ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移



1.5

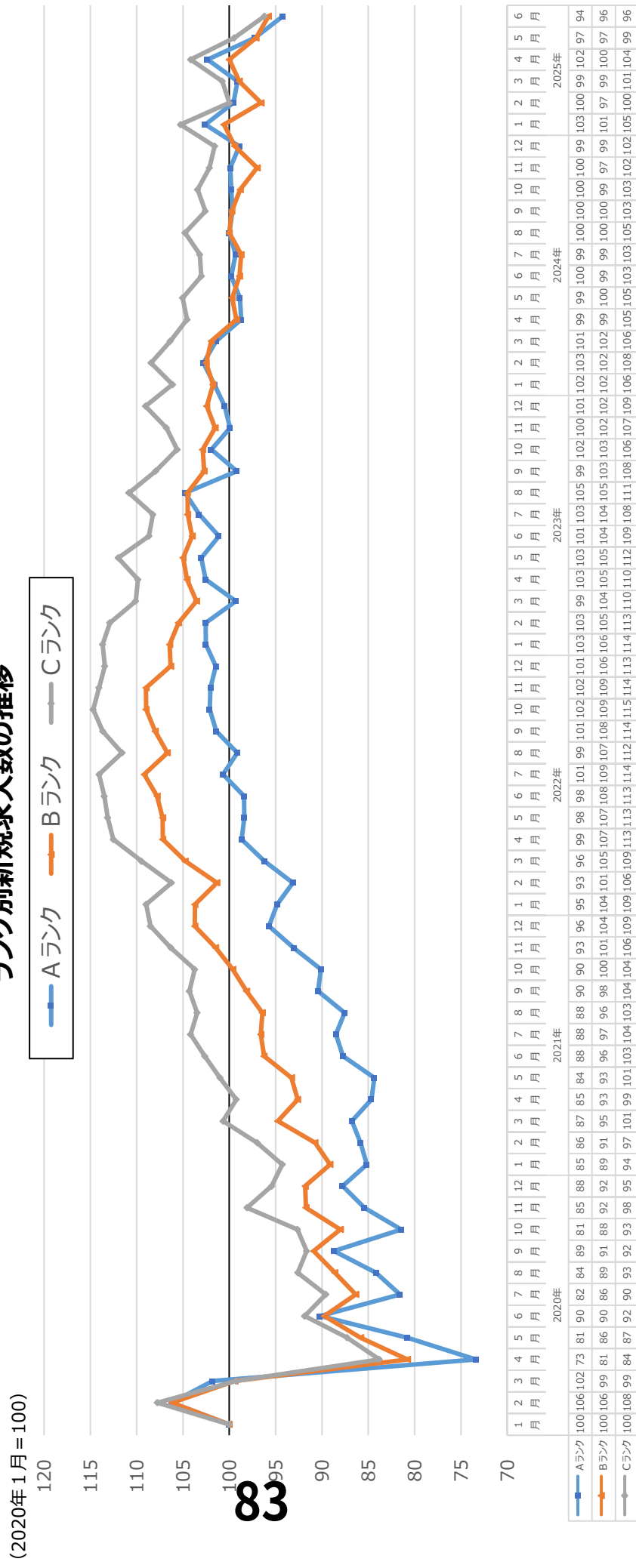
	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
■ Aランク	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4
■ Bランク	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3
■ Cランク	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.1	2.4	2.2	2.5	2.5	2.4	2.1	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

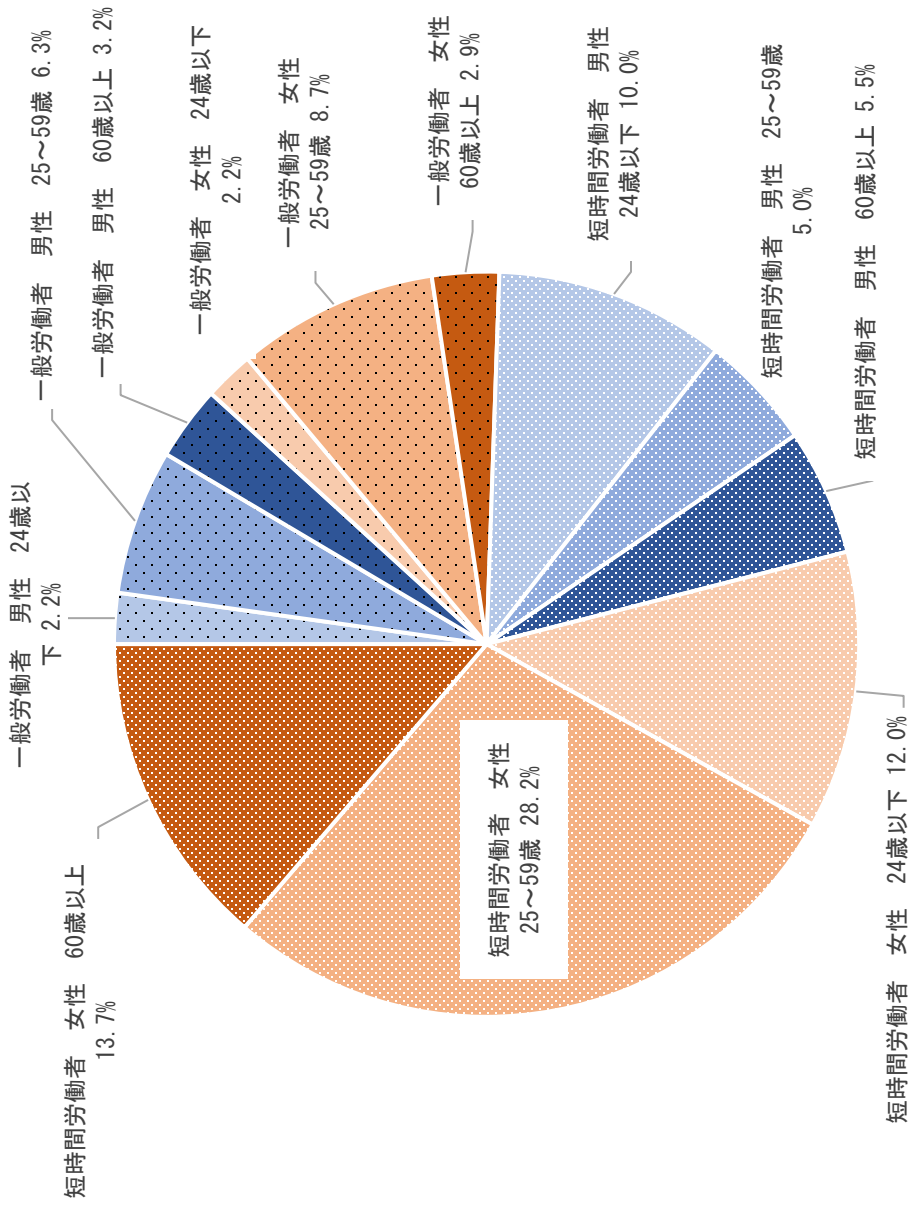
リンク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



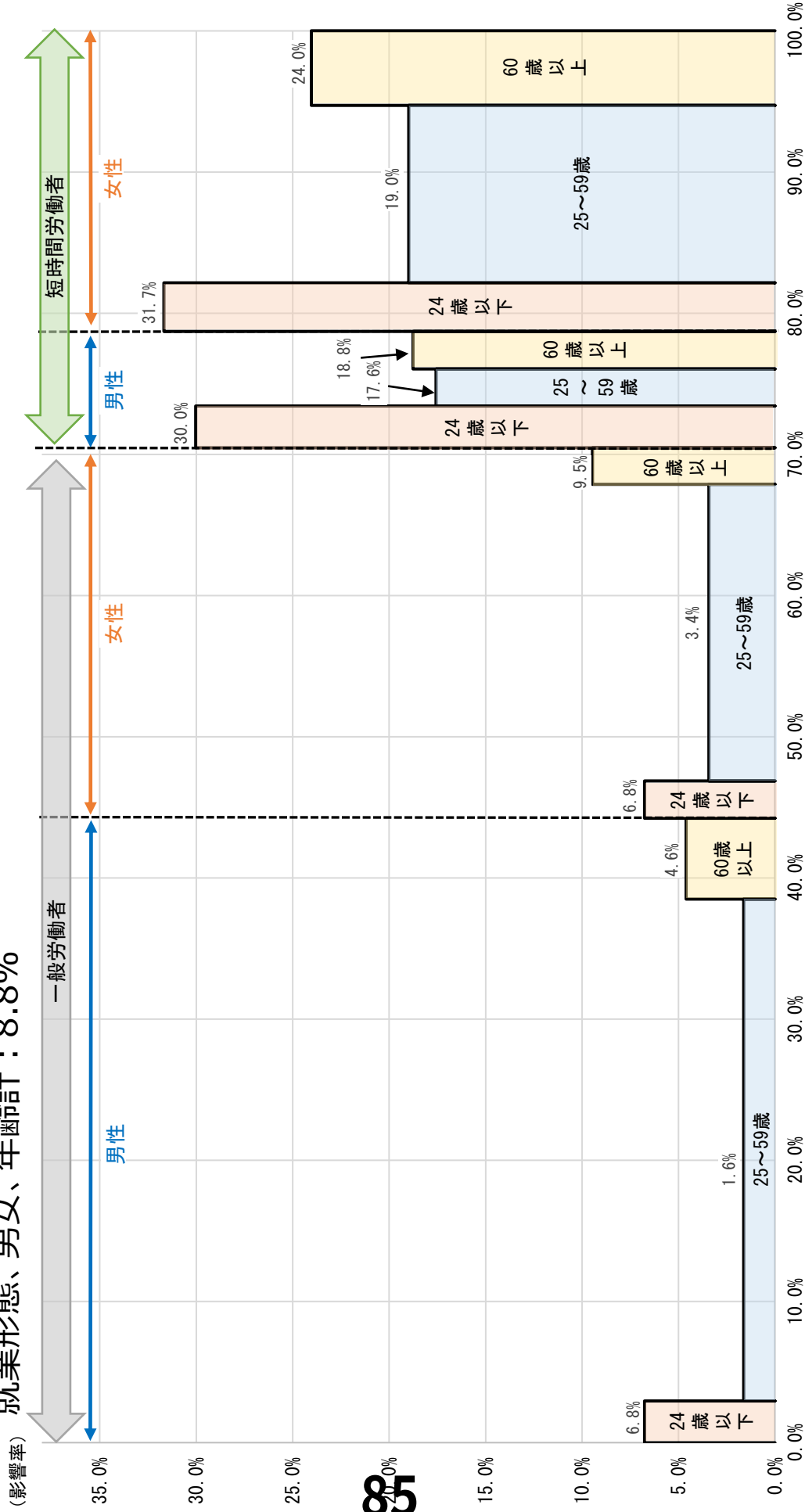
（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

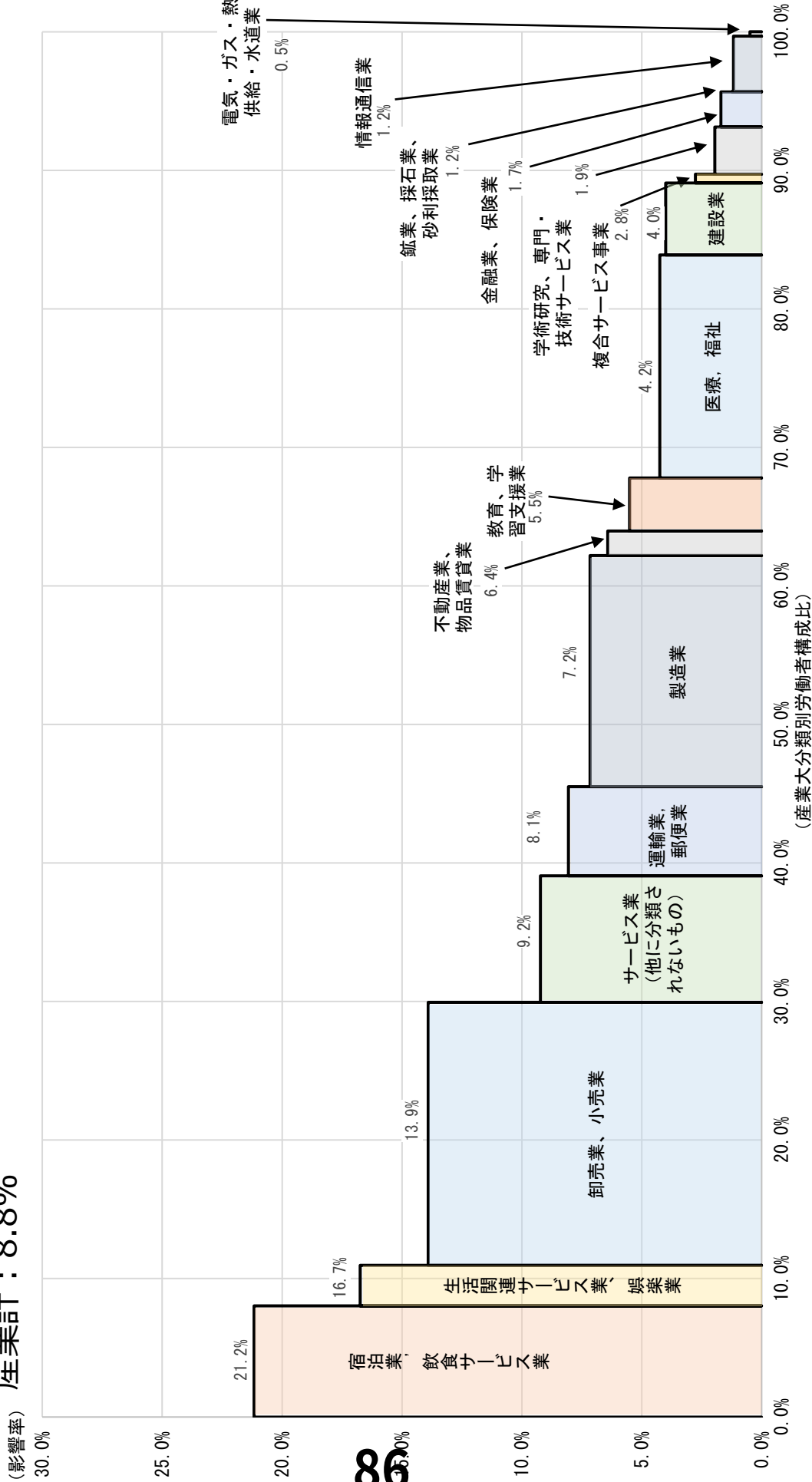
就業形態、男女、年齢計：8.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級の常用労働者数に占める比率）を示している。

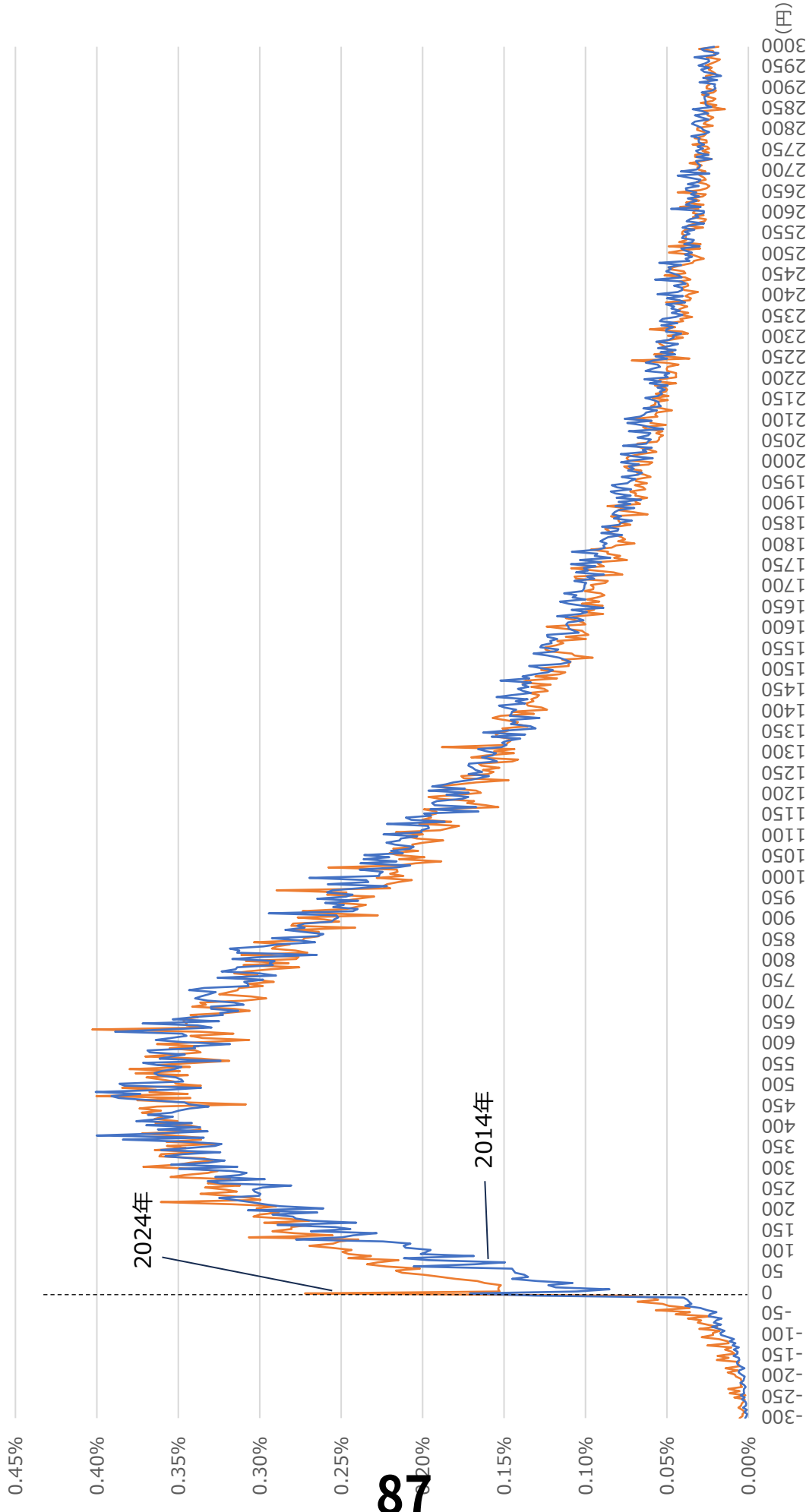
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

産業計：8.8%



（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



87

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

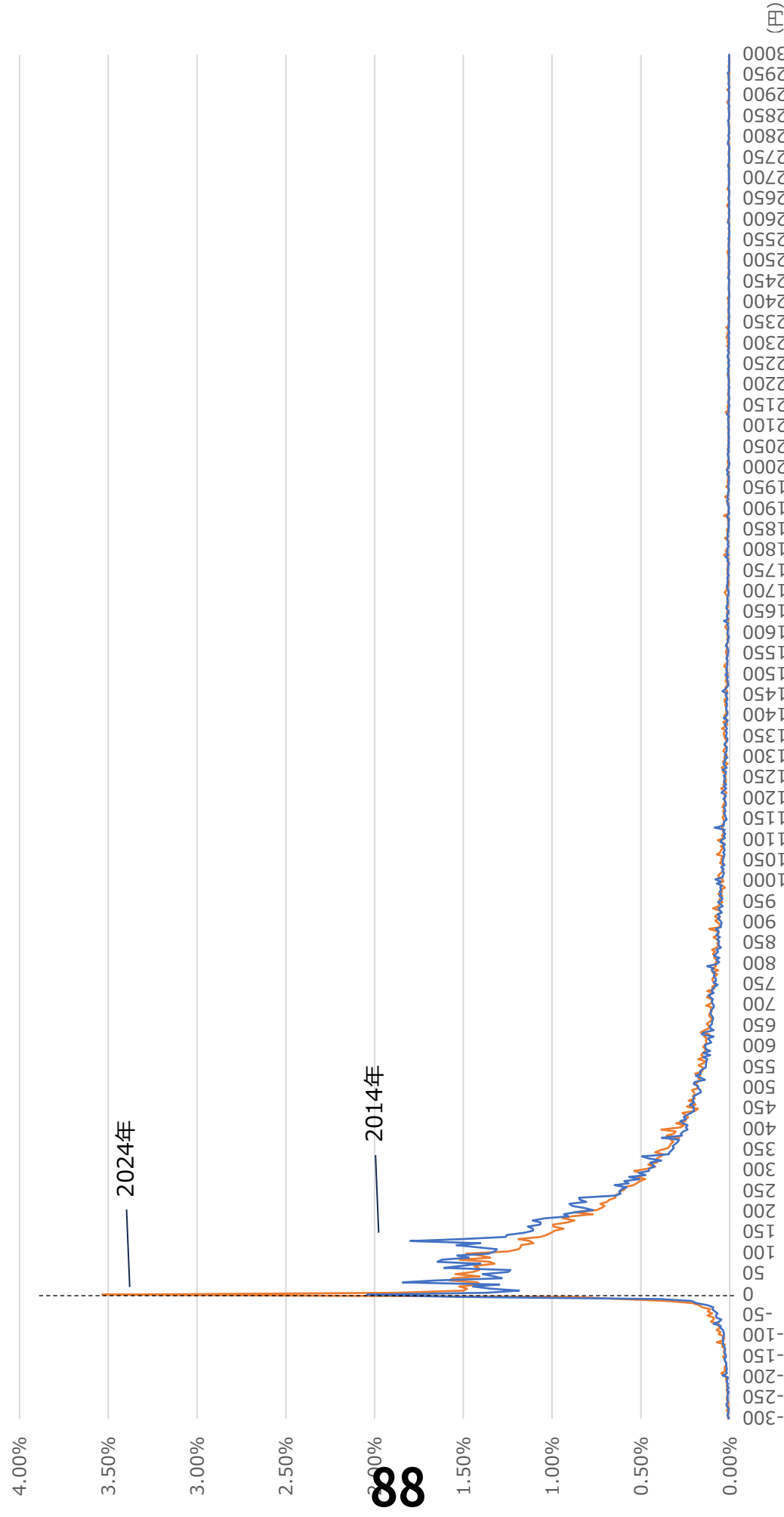
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

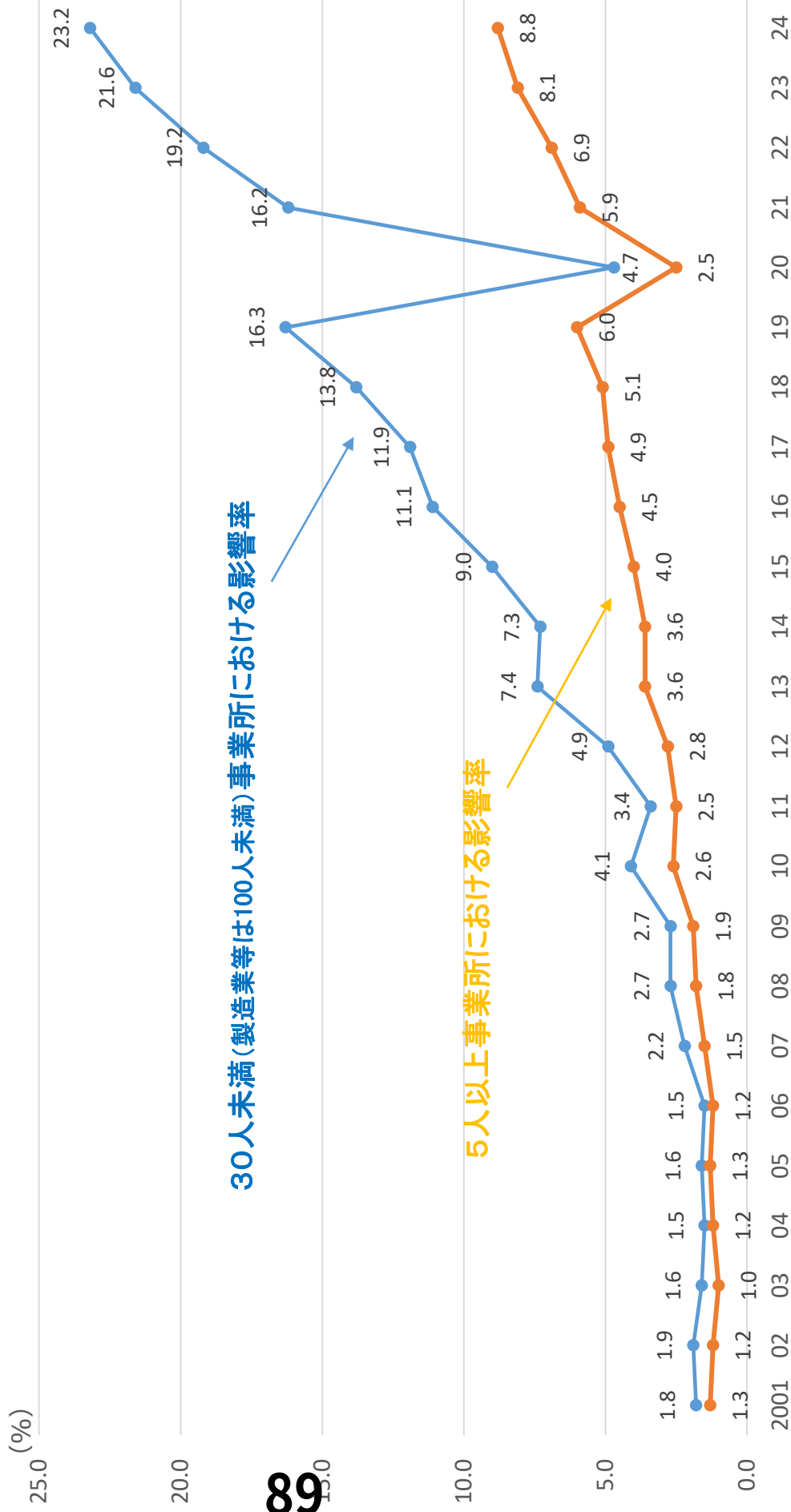
2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

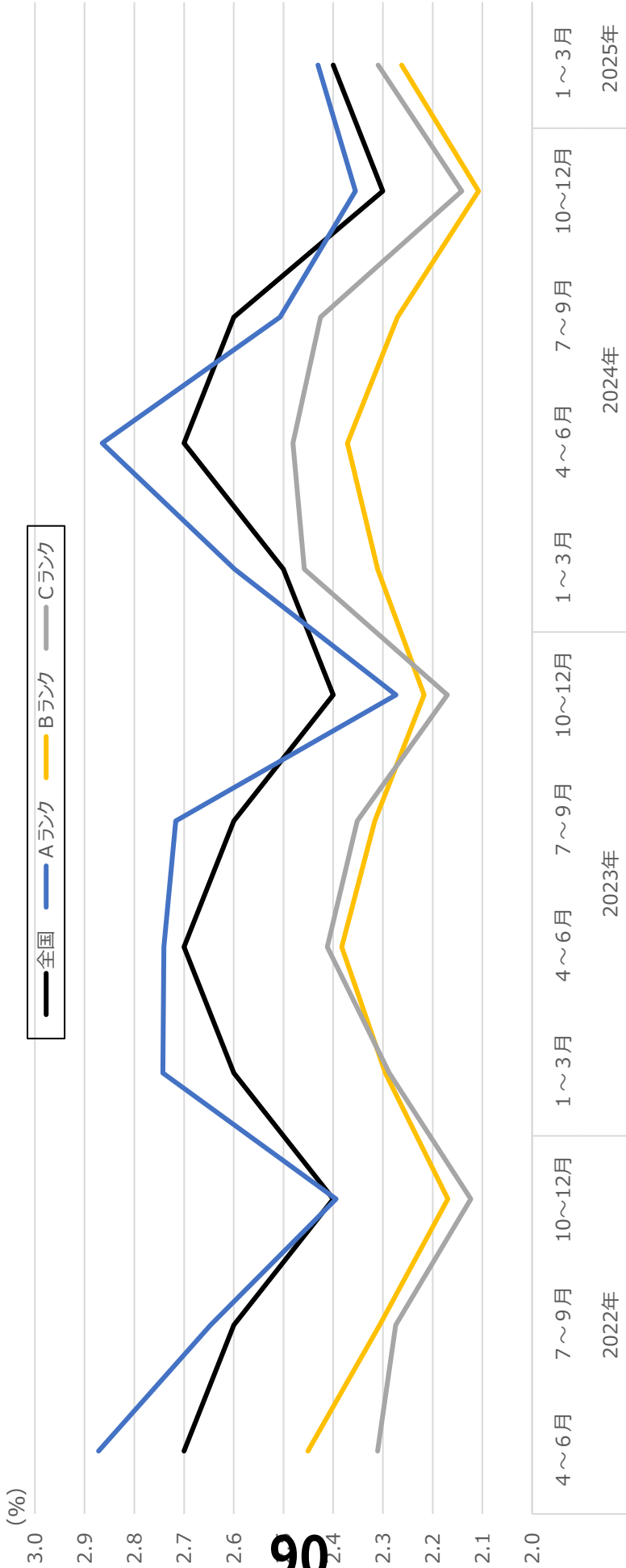
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

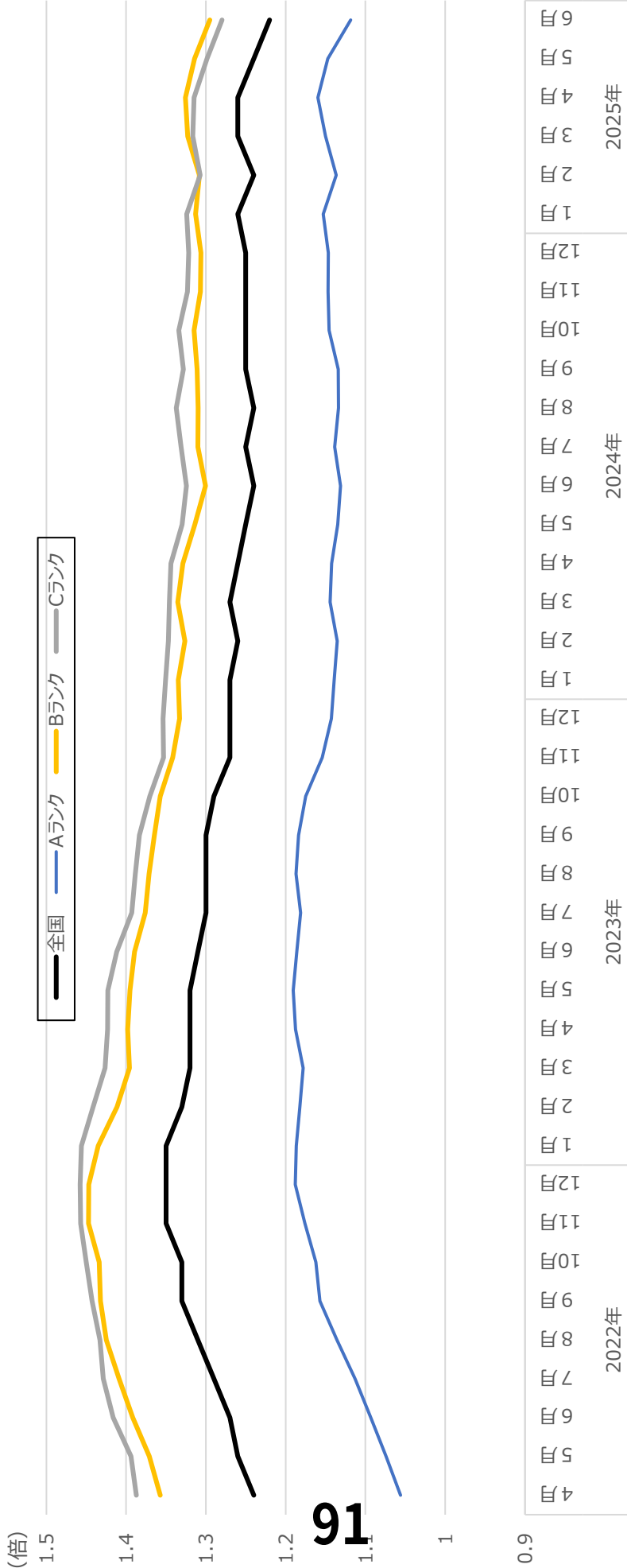
○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

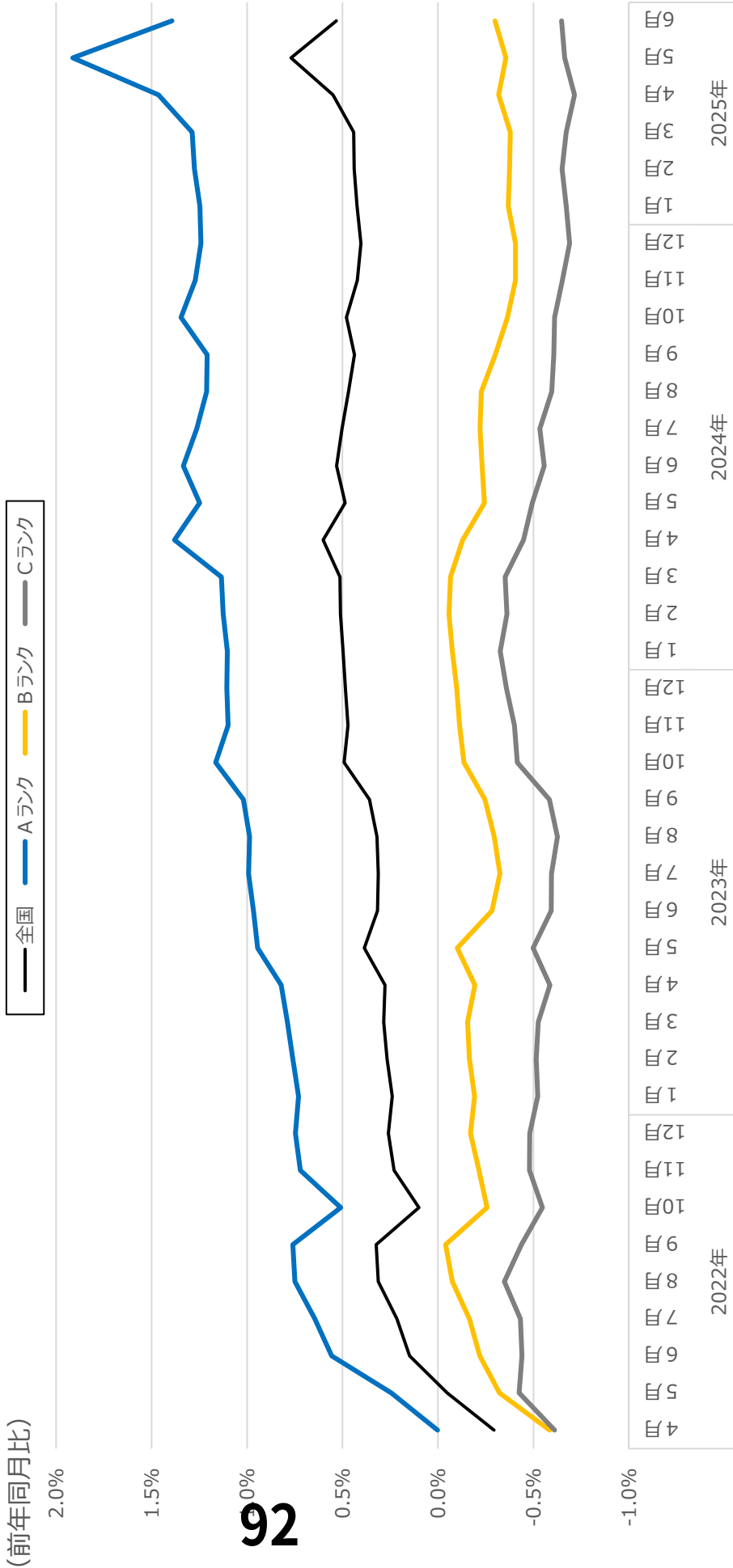
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

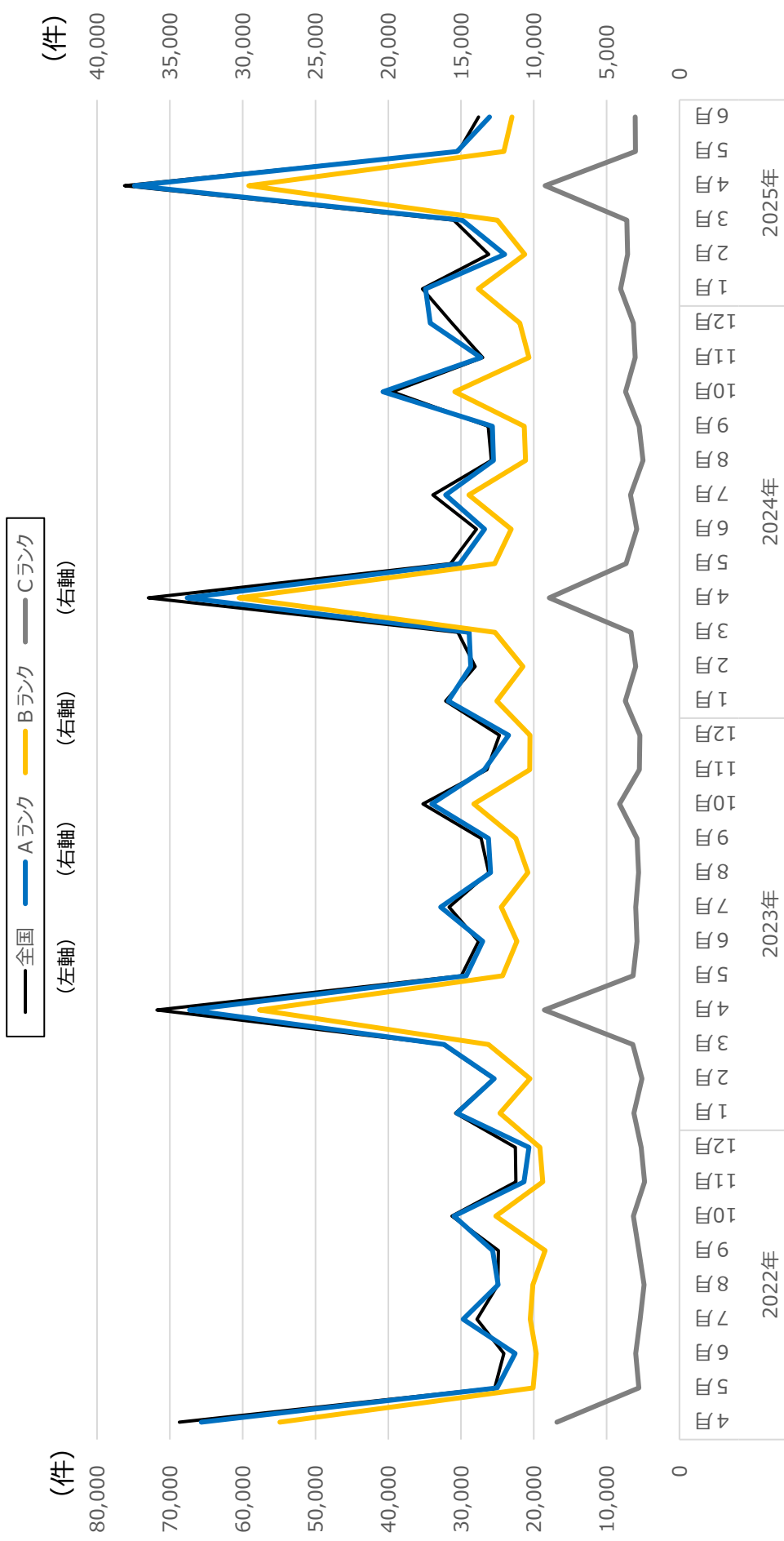
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



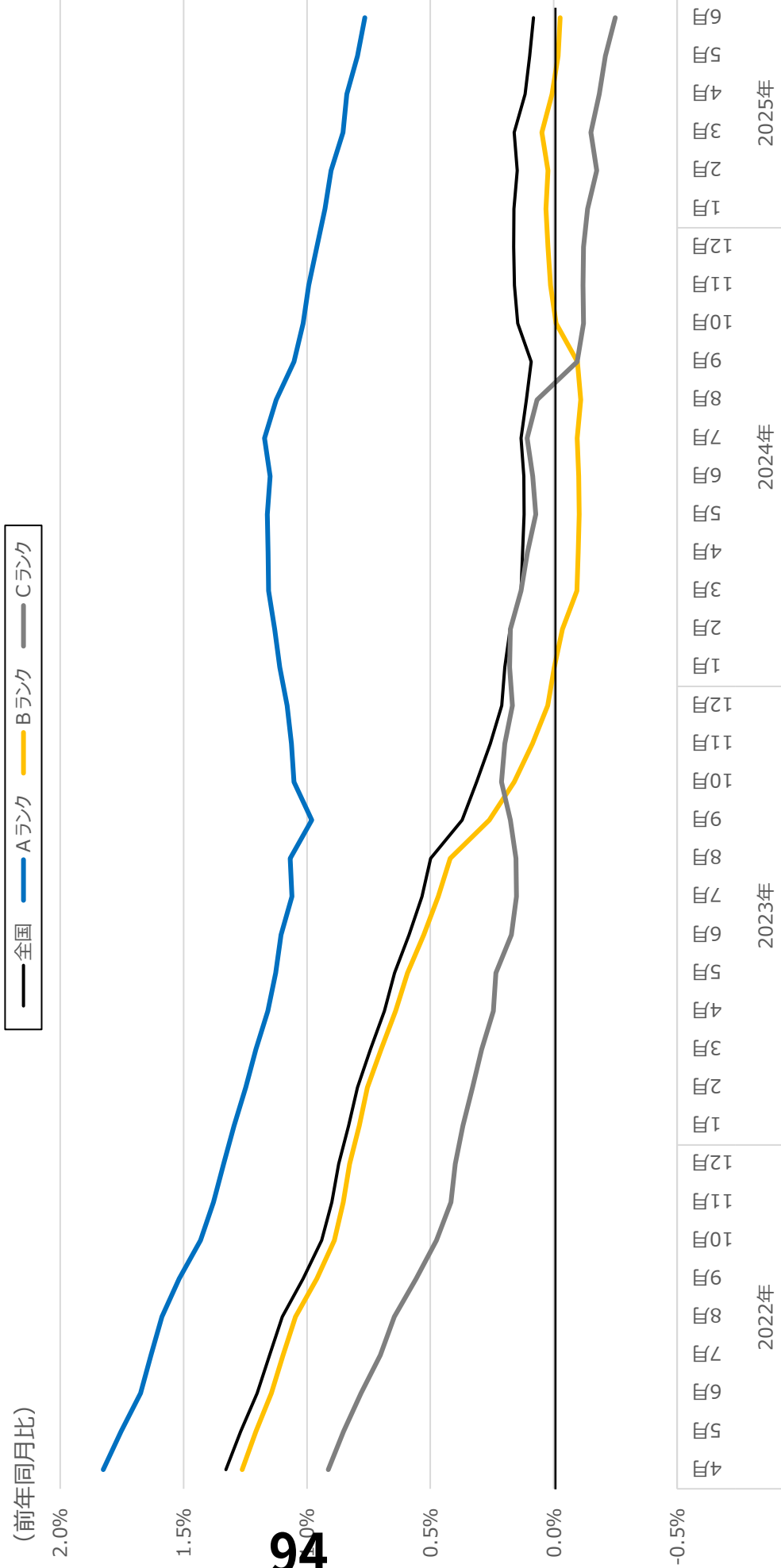
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



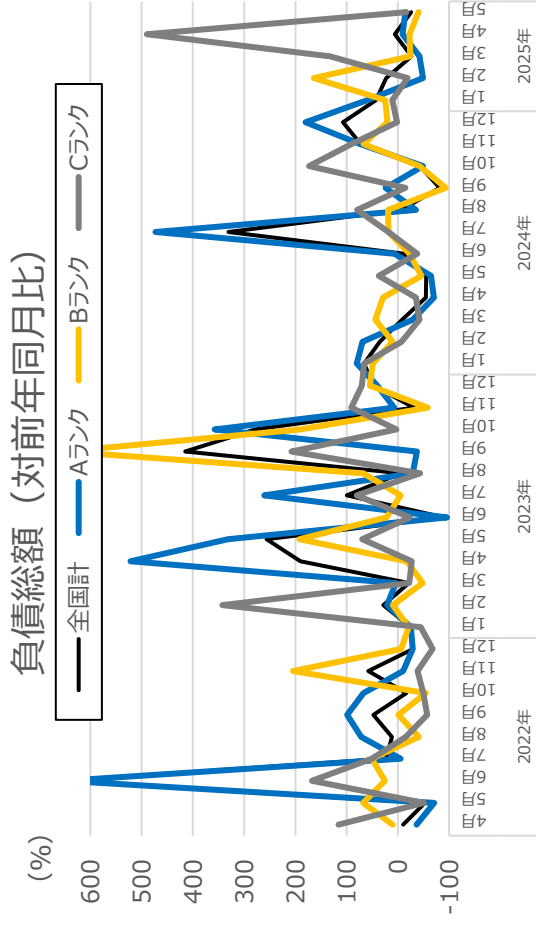
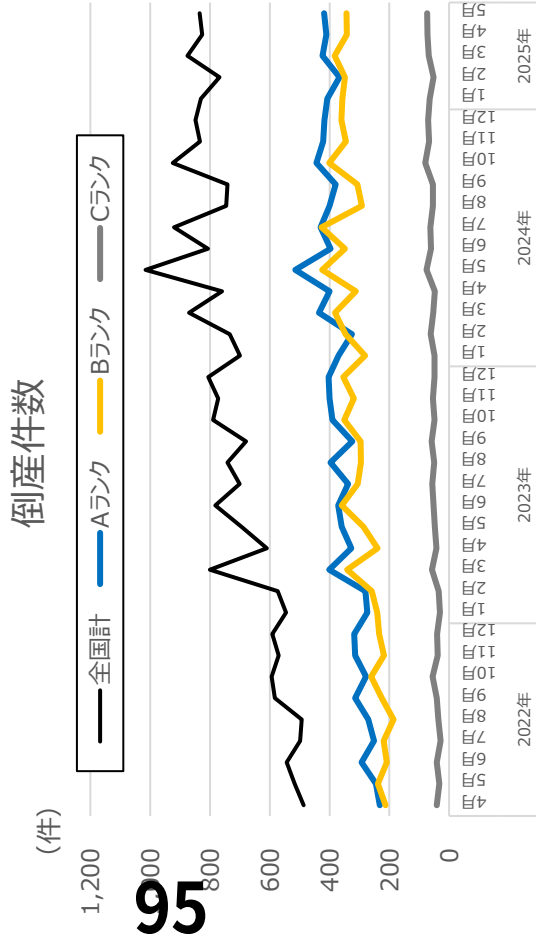
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

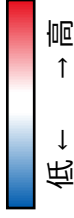
2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

	2022年					2023年					2024年					2025年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.4	2.3	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.4
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.7	2.6	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	2.9	3.0	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.3	3.3
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.3	2.8	2.3	2.1	2.5	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	2.4	2.4
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.1	3.1
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	3.2	2.6	2.7	2.5	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	3.0	3.0
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	2.1	1.7	1.6	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8	1.8
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.6	2.6
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	2.1	2.1
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.1	2.1
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.4	2.6	2.4	2.3	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.3	2.2
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.4	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.9	2.5	2.1	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.3	2.3
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	2.2	1.8	1.8	2.2	2.2	1.8	2.2	2.2	2.2	2.2
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	1.8	1.8
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.9	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.2	1.2
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	1.8	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	1.5	1.5
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	2.0	1.9	1.7	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	1.8	1.8
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.9	2.2	1.8	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	2.3	2.3
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.1	2.4	1.8	1.9	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	1.9	1.9
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.1	2.2	2.4	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.4	2.1	2.1	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	2.6	2.6
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	3.2	2.8	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.8	2.8
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	2.1	1.7	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.4	2.4
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	2.4	1.7	1.4	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.1	2.1
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	1.8	2.4	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.7	1.7
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.3	2.1	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	2.6	2.6
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.9	1.8	1.6	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.1	1.7	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.4	1.4
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	2.0	1.8	1.9	2.0	2.0	1.8	1.9	1.5	1.5	1.5
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.2	2.3	2.1	1.9	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.1	2.1
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0	1.4	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.7	2.7
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.6	1.1	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.9	1.9
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	2.0	2.0
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.2	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.5	2.5
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.4	2.1	2.2	2.2	2.4	2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.0	1.8	2.2	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.2	2.2
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.0	2.0
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	3.3	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	2.8	2.8

2024年度
最値引上げ額



雇用保険 被保険者数（前年同月比）

2024年度
累計引上げ率

2023年			2024年												2025年															
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.1%	
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	
宮城県	-0.6%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%		
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	
栃木県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-1.0%	
茨城県	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	
群馬県	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	0.9%	
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%
東京都	1.4%	1.4%	1.2%	1.3%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.8%
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	
新潟県	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	
石川県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%
福井県	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	
長野県	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	
岐阜県	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	
静岡県	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	
大阪府	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.0%	0.1%	-0.1%	
奈良県	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	
鳥取県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	
岡山県	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.1%	
徳島県	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	
香川県	-0.2%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-1.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.4%	
佐賀県	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	
熊本県	0.2%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	
鹿児島県	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%

[illegible]

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年						2025年																		2024年度 累計上げ額								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.8%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%		51	
北海道	11.3%	7.2%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	19.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	50			
青森県	8.5%	-8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	-44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	-6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.6%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	55		
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	59		
宮城県	0.2%	31.3%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.6%	33.4%	37.4%	22.1%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	2.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-3.1%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	50		
秋田県	-30.6%	-8.2%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	-9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-7.2%	72.0%	114.0%	42.5%	-13.6%	42.5%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	54		
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	55		
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	30.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	-27.7%	51.8%	34.5%	-18.4%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	55			
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	52		
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	50		
群馬県	-8.5%	9.0%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.7%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	50		
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	-8.3%	14.1%	-14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.3%	-35.2%	19.1%	33.8%	26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	50		
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	50		
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	50		
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	50		
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	54		
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	50		
石川県	-17.0%	42.2%	11.6%	-8.3%	14.1%	-14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.3%	-35.2%	19.1%	33.8%	26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	50		
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	25.8%	53		
山梨県	48.9%	56.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	26.6%	-2.3%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	50	
長野県	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	4.7%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	50		
岐阜県	3.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-18.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	50	
静岡県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.2%	12.1%	44.6%	-2.6%	1.8%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	50		
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	-42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.3%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	50		
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	5.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-5.5%	-8.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	50	
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	99.2%	7.0%	-7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	5.1%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	50	
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	51	
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	6.0%	3.7%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	50	
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	50		
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.2%	-7.8%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	57	
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	17.8%	57	
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-22.3%	-30.1%	58	
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	50		
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	51			
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	84		
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	-4.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	52		
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	-17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	59		
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	35.6%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	6.8%	55		
福岡県	5.9%	13.0%	6.3%	15.2%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	51		
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.3%	-15.9%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-17.8%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	-2.6%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	52
長崎県	-43.8%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	56		
熊本県	6.4%	28.2%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%	15.3%	-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	23.5%	54		
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	11.9%	-24.0%	11.9%	-19.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	19.5%	-36.6%	12.4%	0.5%	12.4%	0.5%	35.9%	-35.9%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	-43.9%	55		
宮崎県																																	

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

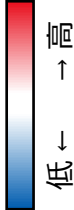
	2024年						2025年																		2024年度 最終引上げ額					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月												
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%		7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.8%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%
北海道	11.3%	7.2%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	19.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	
青森県	8.5%	-8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	-44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	-6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%
宮城県	0.2%	31.3%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.6%	33.4%	37.4%	22.1%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	2.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-3.1%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%
秋田県	-30.6%	-8.2%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	-9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-7.2%	72.0%	114.0%	42.5%	-13.6%	42.5%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	30.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	-27.7%	51.8%	34.5%	-18.4%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	
茨城県	-20.4%	-1.0%	-22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.8%	16.8%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%
群馬県	-8.5%	9.0%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.7%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	-8.3%	14.1%	-14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.3%	-35.2%	19.1%	33.8%	26.3%	8.7%	10.5%	6.6%
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%</																			

[illegible]

雇用保険適用事業所数（前年同月比）

2023年			2024年												2025年												2024-25年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	
-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	
-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	
-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	
0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	
-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	
-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	
0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	1.1%	1.0%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	
1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
1.6%	1.5%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	
1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	
1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	
1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	
1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	
-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	
0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	
0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	
0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	
0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	
0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	0.8%	0.8%	-1.3%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	
0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	
0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.3%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	
0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	
0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%
1.1%	1.3%	1.2%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	
0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	
0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	
0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	
-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	
0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%
0.5%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	
-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%
-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	
0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%
-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.8%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.6%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%
1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	
-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	
1.3%	1.2%	1.1%	-0.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	
0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	
0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	
0.3%	0.1%	0.8%	0.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	
2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	

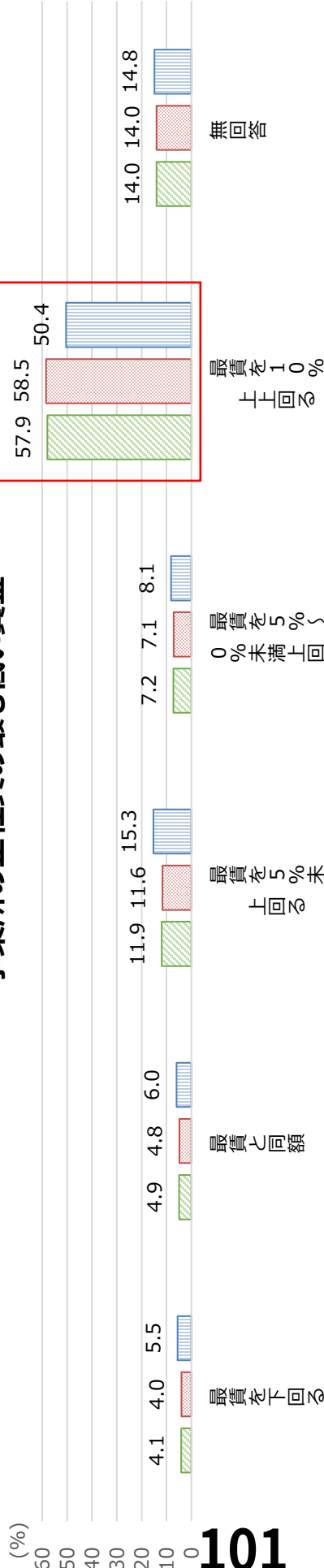
出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」
都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

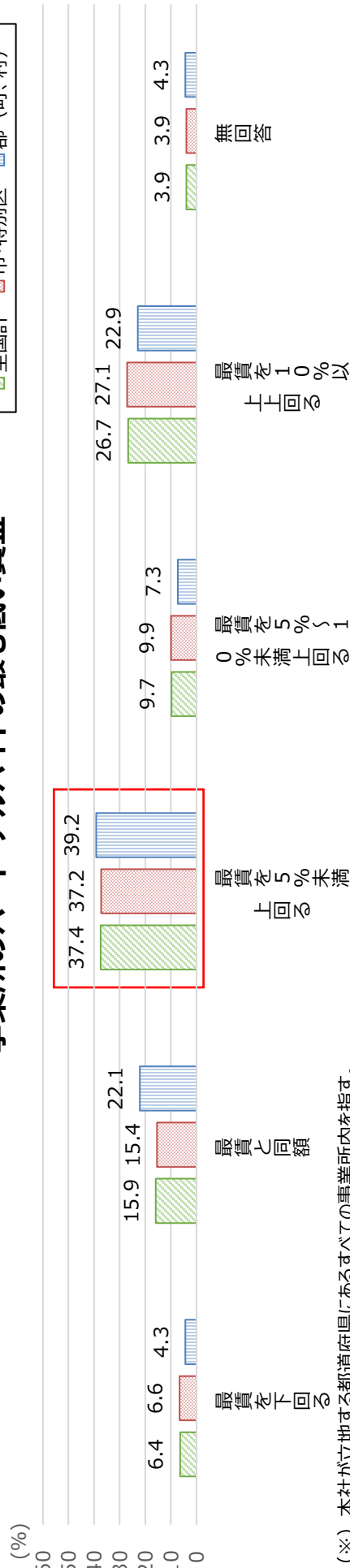
事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



101

事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

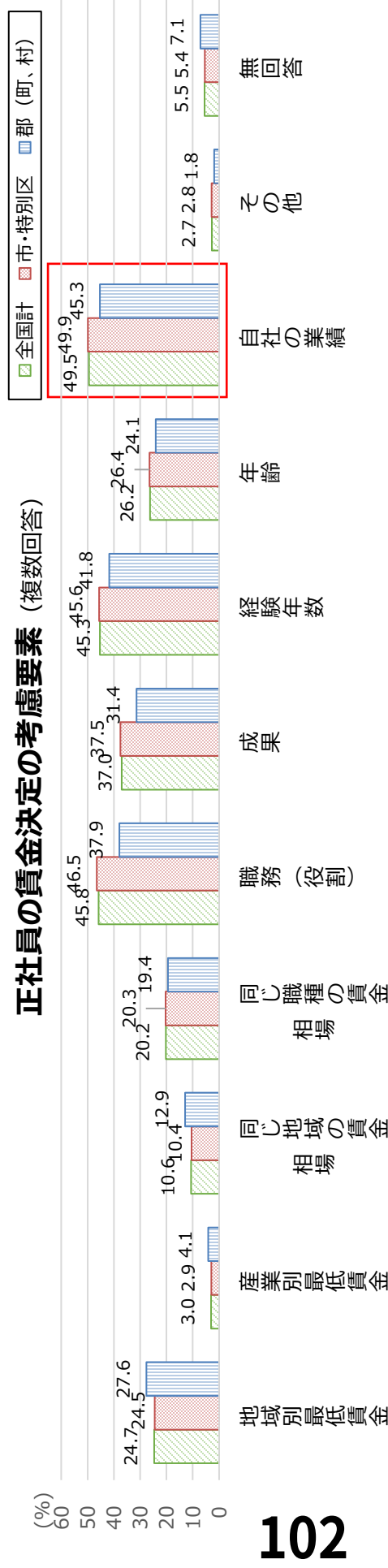
（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

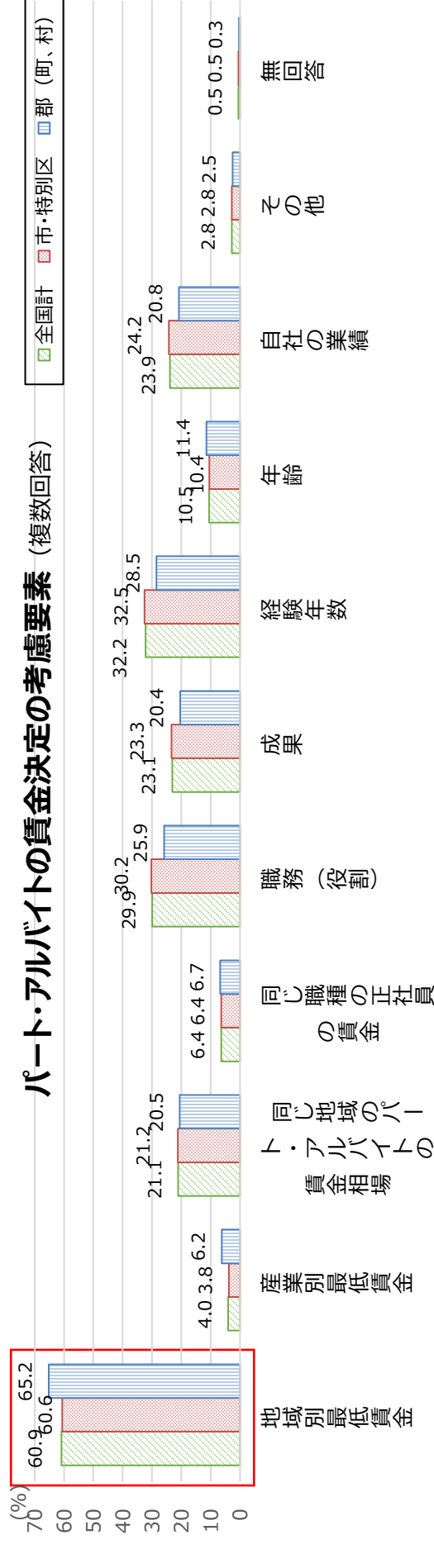
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



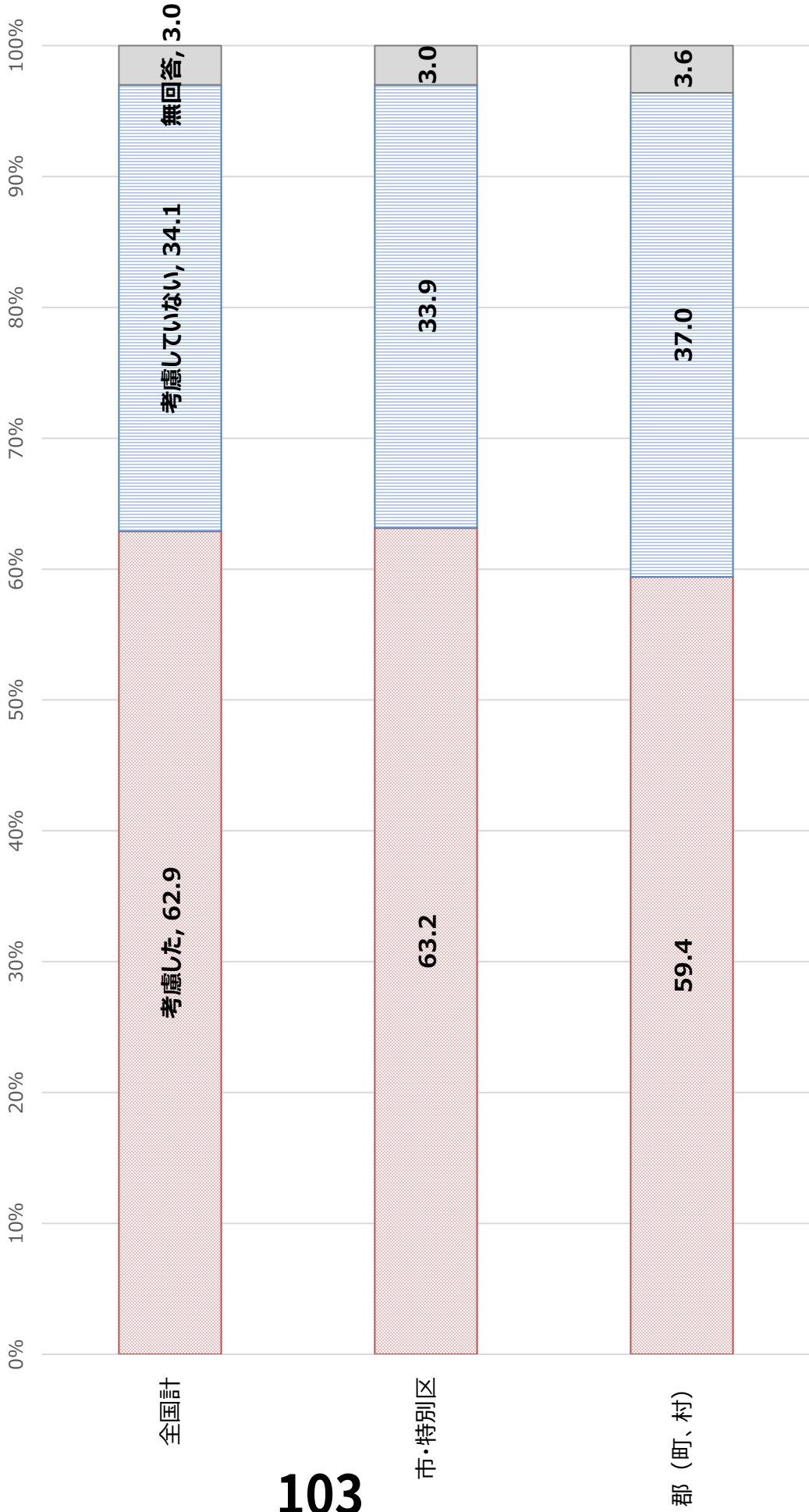
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

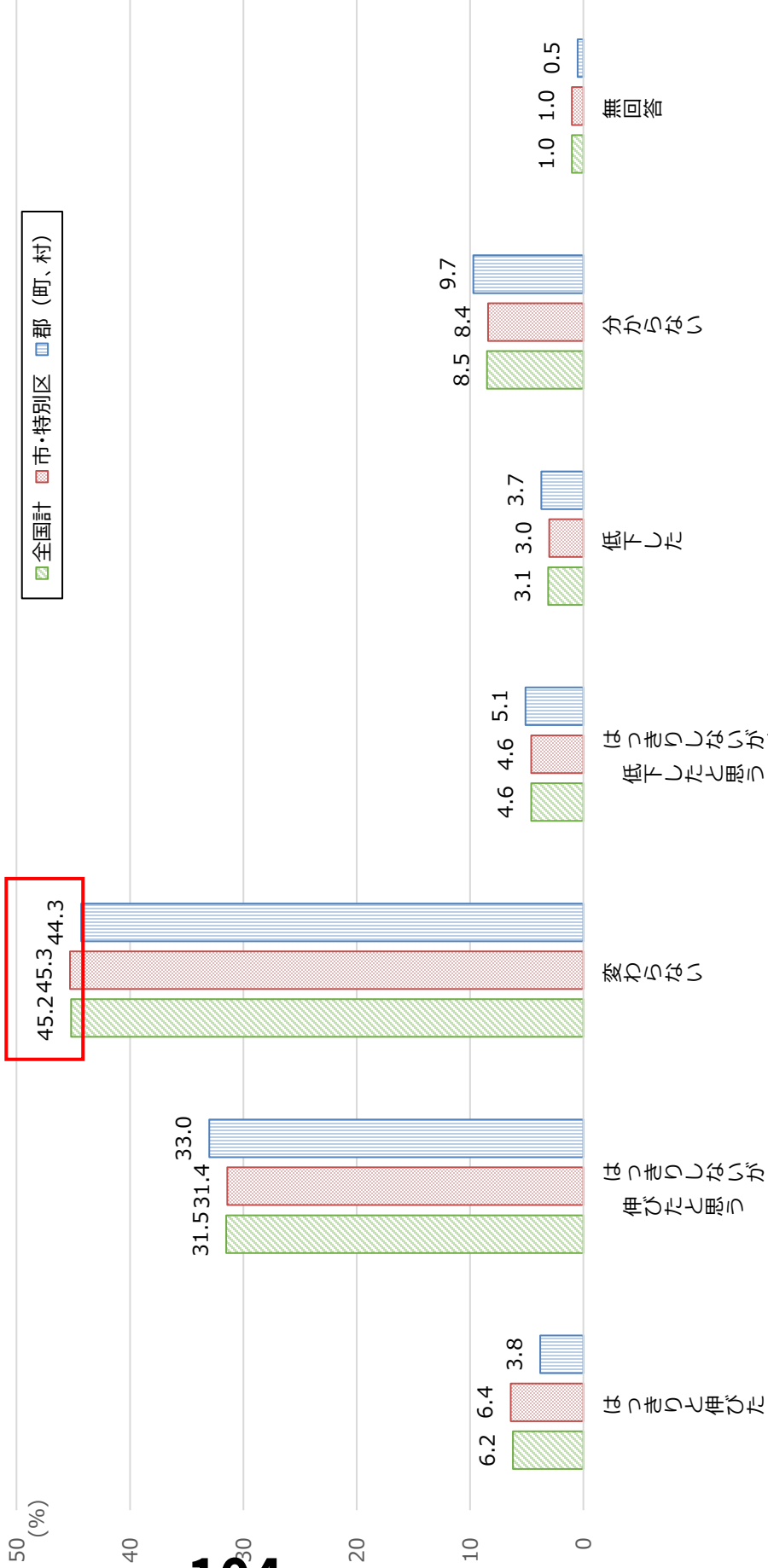
賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



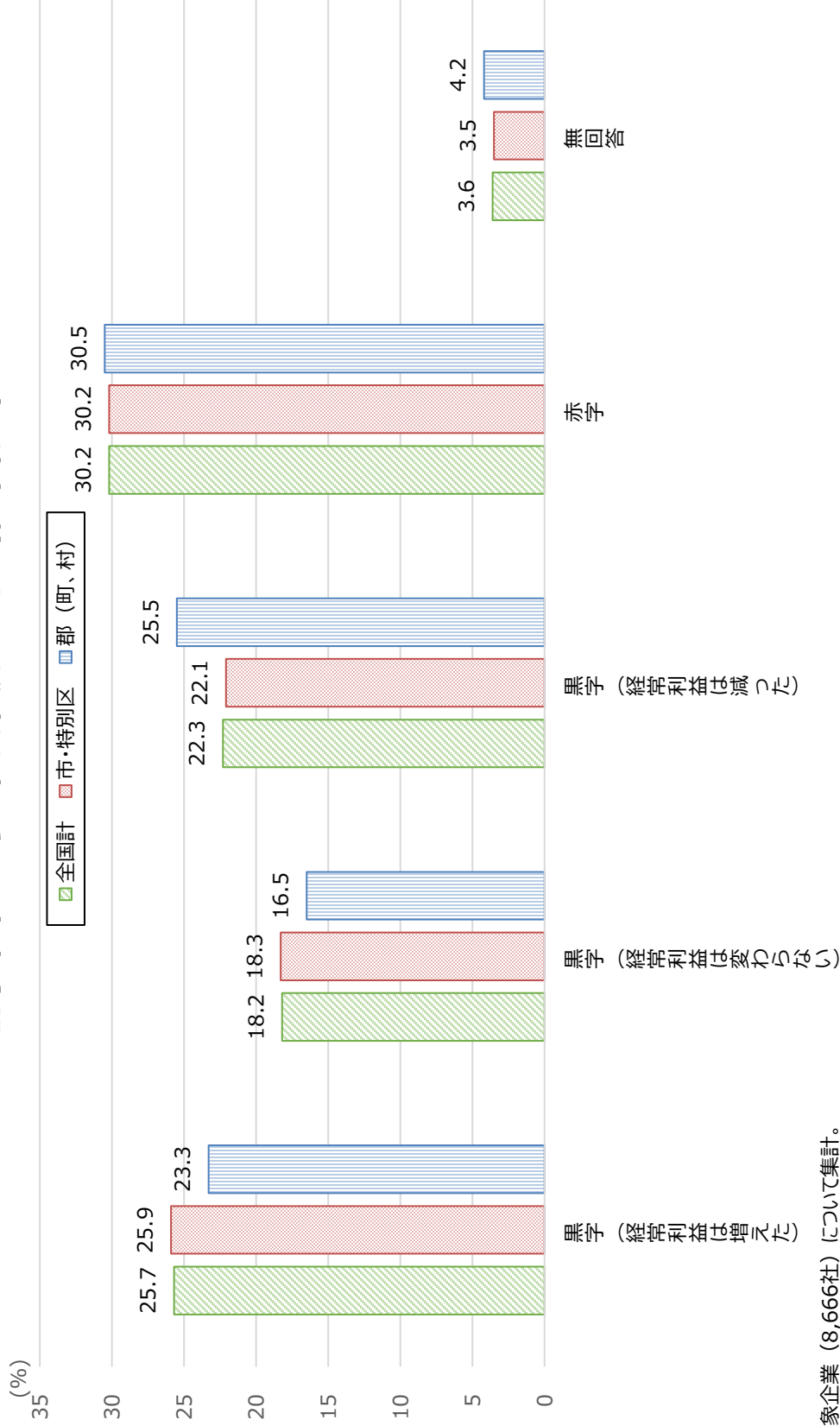
(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査 : 3,990社) について集計。

出所 : JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

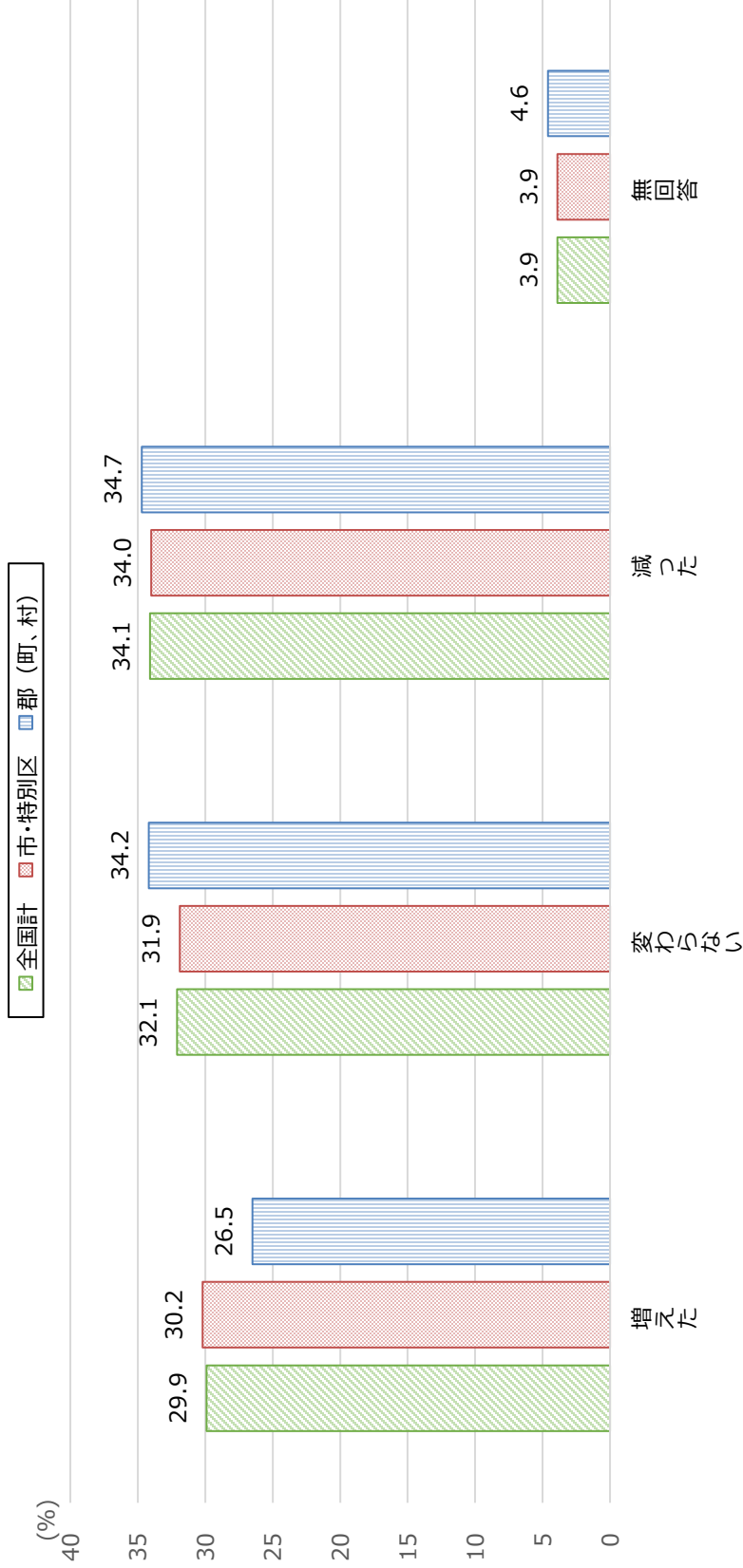
前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）

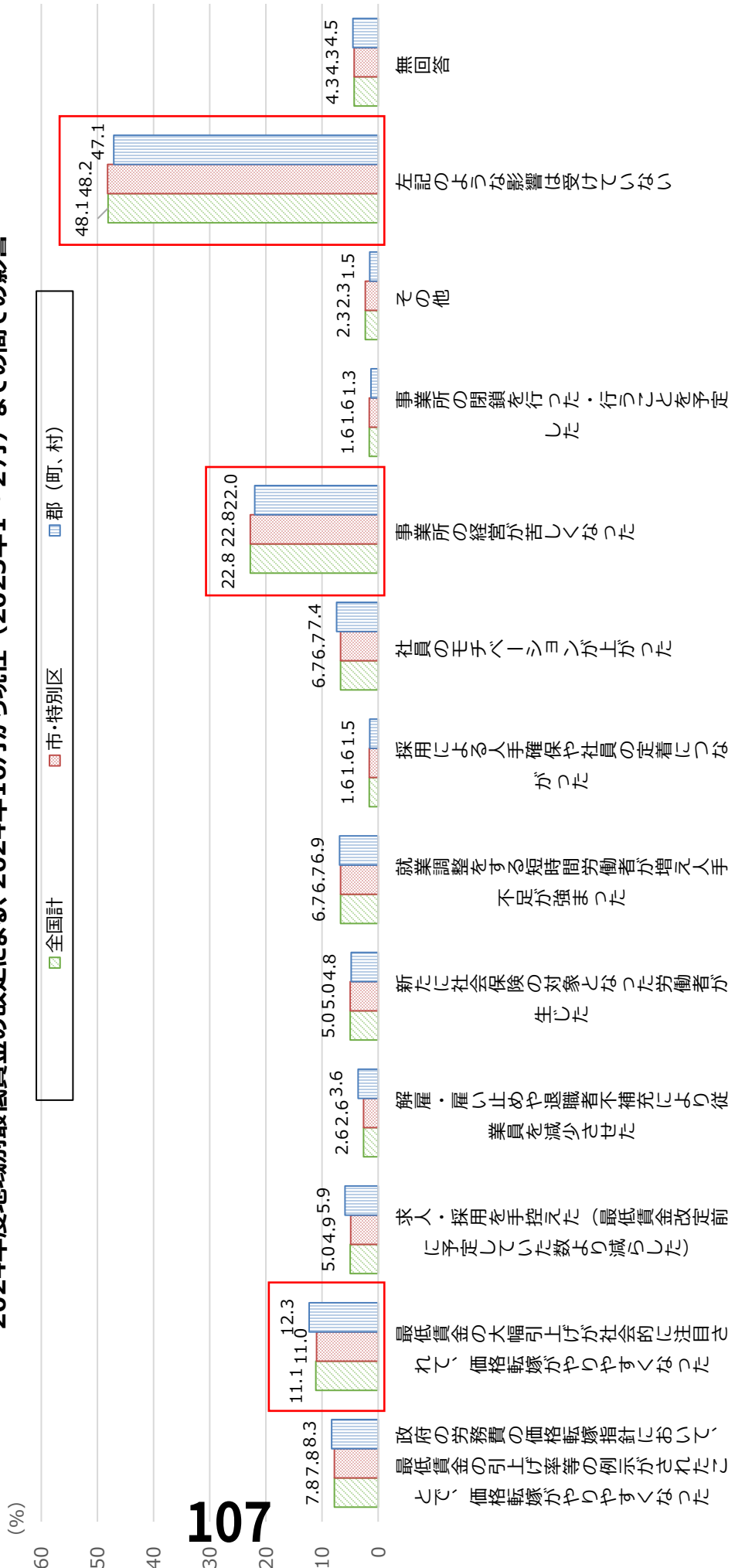


(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



令和 7 年 8 月 4 日（月） 20:00～
於 厚生労働省 省議室（9 階）

第 71 回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について
- 2 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

資料 No. 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

以上



厚生労働省

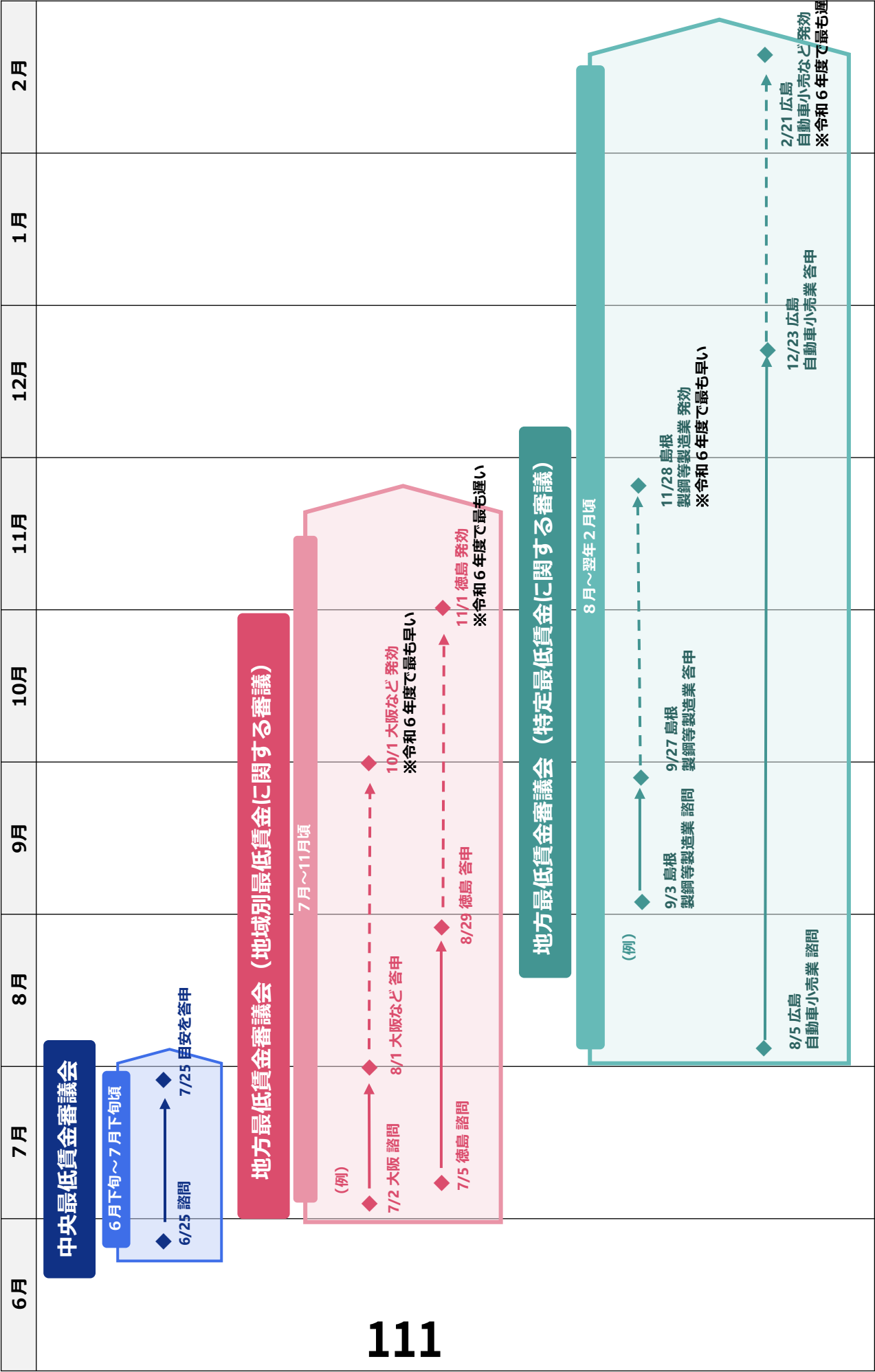
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和6年度の例）



令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
B	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
B	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
C	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
全国加重平均	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
		1055	(1004)	51		

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

＜特定最低賃金の規定例＞

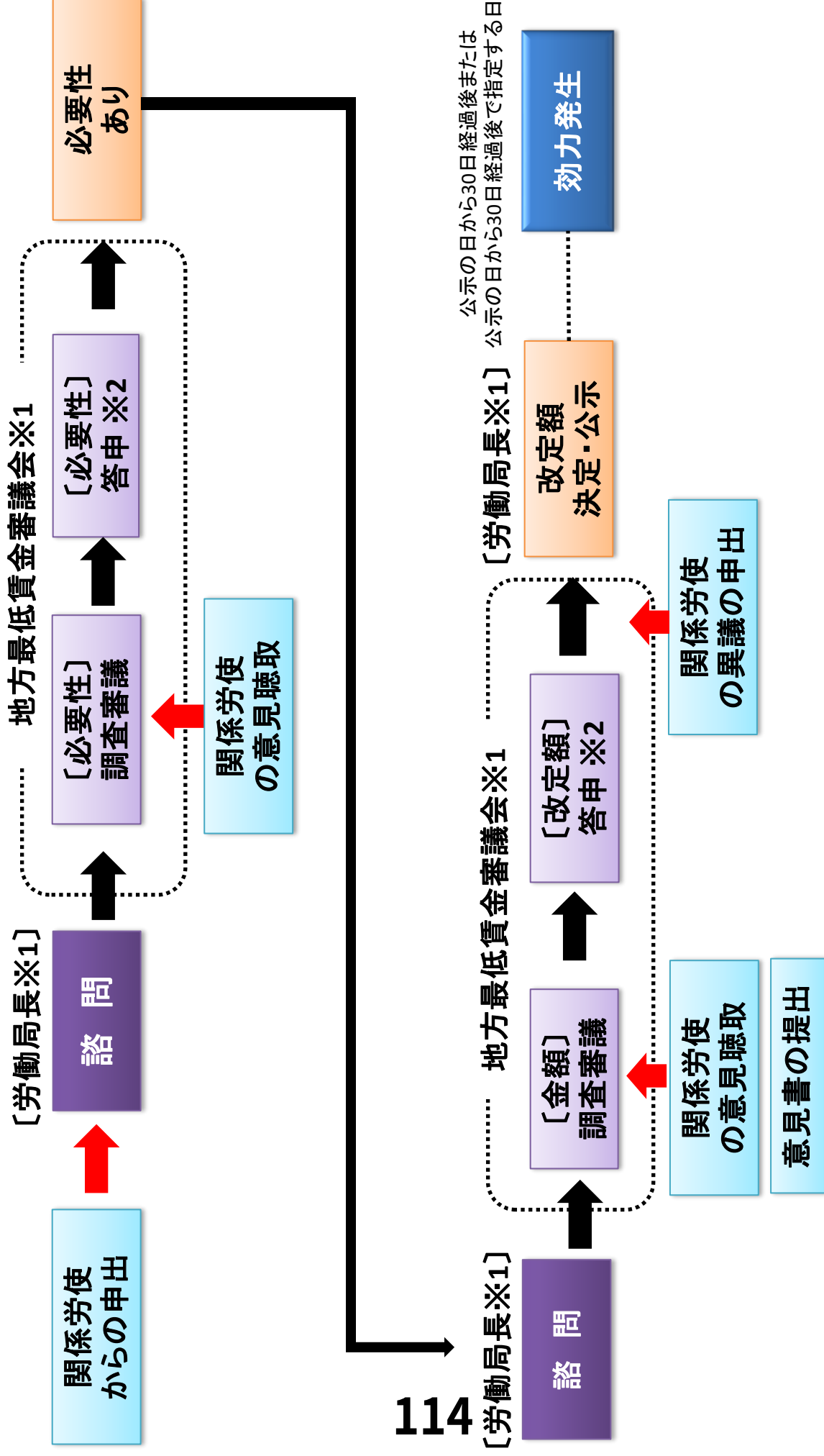
名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用
	○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u>	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
	○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合
	○ <u>民事的な効力</u> (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 民事的な効力(同左)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること	① 基幹的労働者の概ね <u>3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること
 競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があつたものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

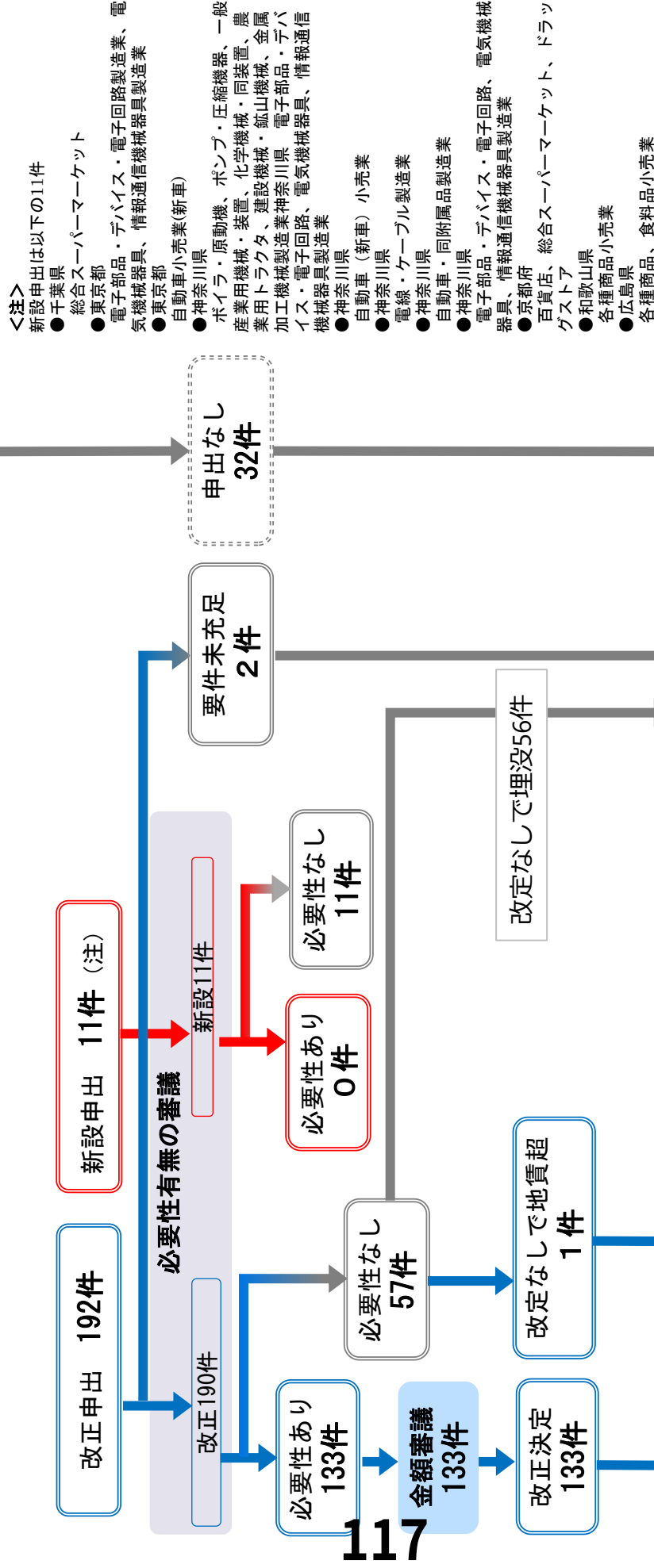
「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件

(うち旧産業別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



令和7年3月時点の特定最低賃金
224件 (うち旧産業別最低賃金2件※)

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

① 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

120

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がこの数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

令和 7 年 8 月 4 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 7 年 7 月 11 日に諮問のあった令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について、
下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1 万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウェイト 1, 215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウェイト 2, 626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウェイト 5, 121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1,136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.25%（昨年 5.10%）で、平成 3 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも 4.65%（昨年 4.45%）で 2 年連続で 4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%（昨年 5.74%、一昨年 5.01%）となり、3 年連続で 5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも 2 年連続で 5%を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で 2 年連続で 4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%（昨年 3.62%）、20 人以下の企業で 3.54%（昨年 3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%（昨年 3.43%）で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では 3.30%（昨年 3.88%）で、2 年連続の 3%超えとなっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 %台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 6.0%（63 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年来上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。だが、地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴

い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返され

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により 10 月 1 日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和 5 年全員協議会報告の 1（2）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃

金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築すること

を要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

1表 産業別現金給与額 [5月分]

*

【事業所規模5人以上】

産 業	現 金 給 与 総 額										きまって支給する給与						特別に支払われた給与			
	指 数					前月比					前年同月比					所定内給与		所定外給与		
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	%	実 数	前月比	前年同月比	%	実 数	前月比	前年同月比	%	実 数	前年同月比	実 数	前年同月比	実 数	前年同月比	
調査産業計	265 804	93.8	3.3	4.0	0.2	252 060	0.4	235 812	1.1	16 248	13 744	9 513								
	364 802	100.9	5.8	5.0	△0.7	333 726	△0.7	315 018	△1.8	18 708	31 076	27 615								
	322 069	101.9	6.4	9.8	1.5	296 747	1.5	271 034	2.7	25 713	25 322	18 445								
	411 580	80.4	△4.3	12.9	△4.3	411 485	△4.3	363 703	8.8	47 782	95	△ 95								
	339 674	84.9	1.9	△7.8	2.7	339 674	△7.4	307 102	△3.3	32 572	0	△ 1 216								
	291 574	84.3	2.4	0.2	△2.7	275 185	△1.5	242 160	△1.4	33 025	16 389	5 244								
	207 036	93.1	0.0	△1.8	△3.1	194 095	△6.5	186 711	△4.3	7 384	12 941	9 544								
	319 116	76.0	△0.7	△3.7	△0.2	318 412	△0.2	294 213	△4.7	24 199	704	△ 311								
	356 414	139.7	14.1	30.2	△2.7	304 007	11.4	276 304	7.2	27 703	52 407	51 414								
	330 619	89.3	△5.6	3.1	△1.8	330 619	△1.8	306 586	2.0	24 033	0	△ 101								
	118 065	104.3	6.8	19.1	13.5	118 047	19.4	112 942	17.6	5 105	18	△ 304								
	129 713	67.0	△0.4	△21.4	△1.8	127 777	△1.8	124 372	△23.6	3 405	1 936	1 780								
	306 306	77.1	△0.1	12.2	△0.1	306 201	△0.1	301 555	26.2	4 646	105	105								
	268 299	95.1	4.2	△0.1	1.4	261 100	△0.6	248 445	△0.6	12 655	7 199	1 240								
	307 391	87.3	△1.1	△3.1	△1.4	304 853	△2.8	289 296	△3.6	15 557	2 538	△ 901								
255 551	101.0	4.4	11.5	0.9	241 249	5.3	222 929	5.0	18 320	14 302	13 836									

【事業所規模30人以上】

産 業	現 金 給 与 総 額					きまって支給する給与					特別に支払われた給与				
	指 数		前月比		% 前年同月比	所定内給与		所定外給与		% 前年同月比	実 数		前年同月差		
	実 数	指 数	実 数	前月比		実 数	前年同月比	実 数	前年同月比		実 数	前年同月比	実 数	前年同月比	
調査産業計 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業 郵便業 小売業 金融業 不動産業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス業（他に分類されないもの）	301 796	93.8	4.0	7.0	0.5	284 870	2.2	262 347	2.7	22 523	16 926	13 483			
	372 202	87.2	5.3	△1.8	△0.1	353 329	△6.0	324 878	△6.5	28 451	18 873	15 748			
	353 533	104.6	8.3	13.1	2.0	321 648	4.2	289 417	2.5	32 231	31 885	27 813			
	424 873	80.6	△5.7	6.3	△5.7	424 737	6.5	370 311	4.6	54 426	136	△ 189			
	339 674	89.6	1.9	△4.8	2.6	339 674	△4.3	307 102	△2.1	32 572	0	△ 1 604			
	276 546	76.8	0.4	△8.9	△4.3	263 170	△9.7	226 411	△9.6	36 759	13 376	1 254			
	221 374	91.2	0.3	15.7	△3.5	196 912	4.6	190 297	4.9	6 615	24 462	21 439			
	349 890	81.4	1.1	9.7	1.9	348 501	10.0	314 879	7.2	33 622	1 389	△ 694			
	295 107	125.5	△3.4	△4.4	△3.3	295 107	△4.4	278 661	△7.0	16 446	0	0			
	344 164	83.7	△3.3	△2.3	△1.9	344 164	△2.3	320 023	△2.3	24 141	0	△ 192			
	139 467	117.5	18.0	16.5	20.3	139 407	17.3	131 785	17.2	7 622	60	△ 909			
	160 280	95.8	1.7	△20.4	△0.9	155 657	△22.5	150 890	△23.2	4 767	4 623	4 280			
	331 952	75.6	△0.5	9.9	△0.5	331 861	9.9	328 381	29.5	3 480	91	91			
	307 374	92.4	1.4	△1.9	1.3	306 809	△0.8	288 919	△0.7	17 890	565	△ 3 725			
	340 634	95.4	0.1	3.1	△0.1	337 366	3.1	313 317	1.0	24 049	3 268	235			
	253 038	123.6	8.5	16.7	3.1	233 992	8.2	210 525	7.1	23 467	19 046	18 604			

注意 1) 「調査産業計」には、調査対象事業所が少ないため公表を除外した「鉱業、採石業、砂利採取業」を含めて算定している。
2) 上記1) は以下、2表、3表についても同じ。

5 表 実質賃金指数（現金給与総額）

【事業所規模 5 人以上】

(令和 2 年＝100)											
区 分	調 査 産 業 計		建 設 業		製 造 業		卸売業・小売業		医療・福祉		年 月
		前 年 比		前 年 比		前 年 比		前 年 比		前 年 比	
平成30年平均		%		%		%		%		%	2018年平均
令和元年	99.5	△1.5	116.6	15.2	103.6	△1.1	103.6	10.5	101.4	△7.2	2019
2	100.3	0.9	108.6	△6.7	102.3	△1.3	105.9	2.4	97.0	△4.5	2020
3	100.0	△0.2	100.0	△7.9	100.0	△2.1	100.0	△5.6	100.0	3.3	2021
4	98.2	△1.8	106.9	6.9	102.6	2.6	92.9	△7.1	99.4	△0.6	2022
5	101.2	3.1	103.6	△3.1	103.7	1.1	112.5	21.1	101.6	2.2	2023
6	99.2	△2.0	110.2	6.4	103.7	0.0	115.7	2.8	95.5	△6.0	2024
令和6年5月	99.1	0.1	109.1	△3.3	104.8	△0.5	99.0	△9.5	103.1	4.2	
6	82.4	△3.4	87.8	△10.1	84.7	△1.4	86.6	△11.0	86.9	△6.2	2024.5
7	143.0	5.9	168.2	26.3	128.5	2.3	122.7	△13.9	162.7	22.0	6
8	115.2	△5.4	106.5	△34.3	148.5	△3.3	141.0	△2.7	93.7	△11.8	7
9	83.5	0.0	106.0	5.7	86.2	0.7	87.6	△6.3	84.8	1.1	8
10	81.1	△1.1	85.6	△11.0	85.3	△2.8	82.9	△5.9	85.1	3.4	9
11	82.1	0.4	89.0	△4.4	88.2	0.6	85.6	△3.2	84.5	4.8	10
12	85.8	1.1	90.4	△8.9	95.4	2.7	83.7	△7.9	86.3	2.4	11
令和7年1月	176.2	△0.4	176.0	△9.7	188.3	△4.2	160.8	△18.1	197.7	11.0	12
2	78.9	△4.9	81.0	△8.4	83.5	△5.8	76.4	△10.4	80.8	△4.6	2025.1
3	78.8	△3.3	82.7	△11.3	83.3	△1.1	79.1	△1.9	81.4	△3.7	2
4	83.8	△3.8	119.1	△0.5	84.2	△2.5	75.9	△8.9	91.8	△5.9	3
5	79.6	△6.7	83.7	△12.8	84.0	△7.2	81.7	△4.3	80.1	△6.1	4
6	81.7	△0.8	87.9	0.1	88.8	4.8	81.1	△6.4	82.8	△4.7	5

【事業所規模30人以上】

(令和 2 年＝100)											
区 分	調 査 産 業 計		建 設 業		製 造 業		卸売業・小売業		医療・福祉		年 月
		前 年 比		前 年 比		前 年 比		前 年 比		前 年 比	
平成30年平均		%		%		%		%		%	2018年平均
令和元年	97.3	△3.6	100.9	10.8	104.7	△2.7	91.9	7.5	101.5	△6.6	2019
2	99.1	2.0	104.4	3.4	100.9	△3.6	100.1	8.9	94.6	△6.7	2020
3	100.0	1.0	100.0	△4.1	100.0	△0.7	100.0	0.1	100.0	5.7	2021
4	99.9	△0.1	97.8	△2.2	106.7	6.7	95.4	△4.6	101.4	1.4	2022
5	101.5	1.6	107.2	9.6	107.6	0.8	110.5	15.8	106.5	5.0	2023
6	98.1	△3.3	109.3	2.0	108.6	0.9	102.1	△7.6	102.7	△3.6	2024
令和6年5月	99.1	2.5	108.1	△2.3	107.4	△1.1	80.9	△10.6	104.9	4.1	
6	80.1	△2.0	81.1	△11.4	84.5	△2.5	72.0	△8.2	86.0	△9.7	2024.5
7	148.6	13.1	197.1	16.2	135.7	2.9	84.0	15.5	180.3	23.3	6
8	115.3	△4.9	93.6	△37.8	158.4	△3.9	113.2	△18.1	89.8	△12.7	7
9	79.7	1.0	82.7	△8.9	84.7	△0.9	72.7	△5.3	84.6	2.1	8
10	79.4	0.5	82.6	△8.1	85.0	△2.9	71.4	△8.7	84.0	3.7	9
11	82.2	3.3	82.2	△8.4	91.1	2.8	78.8	△0.4	83.5	3.3	10
12	85.0	1.9	83.6	△8.6	96.6	1.3	72.2	△12.2	84.7	4.2	11
令和7年1月	185.1	1.9	195.1	1.4	200.9	△5.6	120.7	△32.6	206.8	10.9	12
2	77.1	△5.3	71.2	△8.7	81.8	△8.7	70.8	△0.8	79.0	△7.1	2025.1
3	76.9	△3.1	72.0	△13.3	83.4	△1.7	72.2	2.6	80.1	△5.9	2
4	84.1	△2.5	151.7	0.6	84.4	△1.4	71.9	2.9	91.1	△9.1	3
5	79.1	△4.7	72.6	△14.5	84.7	△5.3	79.7	9.3	79.9	△7.2	4
6	81.7	2.0	76.0	△6.3	91.1	7.8	79.4	10.3	80.5	△6.4	5

注意 各月の前年比は前年同月比である。

各月の実質賃金指数＝ $\frac{\text{各月の（名目）賃金指数}}{\text{岐阜市の各月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$

最近の雇用失業情勢

令和7年6月

東海3県の景気は、緩やかに回復している。
公共投資は、高水準で推移している。
設備投資は、増加している。住宅投資は、弱い動きとなっている。
輸出と生産は、増加基調にある。
雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

【日本銀行名古屋支店】

6月の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、好転4、悪化27で、DI値はマイナス23となり、前月のDI値マイナス22に対し、1ポイントの悪化となった。業種別の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、製造業のDI値はマイナス25となり、前月比3ポイントの悪化、非製造業のDI値はマイナス21となり、前月比±0ポイントの横ばいとなった。

なお、回答のあった70業種のうち、前月調査より景況感が改善したとする業種は、製造業においては、燃糸、可児工業団地の2業種（前月比－2業種）であり、悪化したとする業種は、印刷、陶磁器（工業）、窯業原料の3業種（前月比＋3業種）であった。

また、非製造業において改善したとする業種は、家電機器販売、建築板金、木造建築の3業種（前月比＋2業種）であり、悪化したとする業種は、商店街（岐阜）、商店街（高山）の2業種（前月比－2業種）であった。

【岐阜県中小企業団体中央会】

6月の労働力需給状況を見ると、新規求人数（原数値）は13,759人で前年同月比1.4%減少、有効求人数（原数値）は39,942人で前年同月比7.2%減少となった。

一方、新規求職者数（原数値）は、5,315人で前年同月比0.7%増加、有効求職者数（原数値）は29,812人で前年同月比0.3%減少となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人倍率の状況

資料№7

- ◆ 6月の有効求人数（季節調整値）は前月より0.3%減少し40,899人となり、有効求職者数（季節調整値）は前月より0.2%増加し28,687人となった。
その結果、有効求人倍率（季節調整値）は、前月から変わらず1.43倍となり、5か月連続で1.4倍台となった。

〔図表1〕

一般の有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.03ポイント上昇し1.63倍となり、パートの有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.05ポイント低下し1.20倍となった。

- ◆ 6月の新規求人倍率（季節調整値）は、前月より0.12ポイント上昇し、2.61倍となった。

〔図表1〕

- ◆ 6月の正社員有効求人数（原数値）は前年同月比3.0%減少し20,374人となり、正社員有効求職者数（原数値）は前年同月より1.8%減少し15,565人となった。その結果、正社員有効求人倍率（原数値）は、前年同月より0.02ポイント低下し1.31倍となった。

〔図表1－2〕

〔図表1〕 求人・求職・求人倍率の状況

区 分	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人倍率	
	(季節調整値)	前月比(%)	(季節調整値)	前月比(%)	(季節調整値)	前月比(P)	(季節調整値)	前月比(P)
6年 6月	44,441	▲ 0.1	28,995	1.6	1.53	▲ 0.03	2.57	▲ 0.11
7年 5月	41,006	1.0	28,617	0.7	1.43	0.00	2.49	0.05
7年 6月	40,899	▲ 0.3	28,687	0.2	1.43	0.00	2.61	0.12

・令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節調整値に切り替えられています。

〔図表 1 - 2〕 正社員の求人・求職・求人倍率の状況

区 分	正社員 有効求人人数			正社員 有効求職者数			正社員 有効求人倍率		
		前月比(%)	前年同月比(%)	(パートを除く常用有効求職者)	前月比(%)	前年同月比(%)		前月比(P)	前年同月比(P)
6年 6月	20,998	▲ 1.9	0.1	15,843	▲ 2.1	0.3	1.33	0.01	0.00
7年 5月	19,996	1.6	▲ 6.6	15,848	0.1	▲ 2.1	1.26	0.02	▲ 0.06
7年 6月	20,374	1.9	▲ 3.0	15,565	▲ 1.8	▲ 1.8	1.31	0.05	▲ 0.02

・正社員関係の数値は、原数値。

・正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数をパートを除く常用有効求職者（フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者が含まれる）で除して算出。

求 人 の 動 向

- ◆ 6月の新規求人数（原数値）は13,759人（前年同月比1.4%減）で、前年同月比は7か月連続の減少となった。
- ◆ 新規派遣求人数（常用、パートを含む）は199人で、前年同月比8.7%増となり、新規求人数（常用、パートを含む）に占める割合は、1.5%で前年同月より0.1ポイント上昇となった。
また、前々年同月（令和5年6月）との比較では、新規派遣求人数（常用、パートを含む）は131.4%増となり、占有割合は0.9ポイント上昇となった。
- ◆ 主な産業別の新規求人数（原数値）は、建設業1,432人（前年同月比28.5%増）で前年同月差318人の増加、製造業2,000人（前年同月比8.6%減）で前年同月差187人の減少、情報通信業120人（前年同月比53.8%増）で前年同月差42人の増加、運輸業、郵便業861人（前年同月比7.9%増）で前年同月差63人の増加、卸売業、小売業1,934人（前年同月比12.3%減）前年同月差271人の減少、宿泊業、飲食サービス業539人（前年同月比0.7%減）で前年同月差4人の減少、医療、福祉3,572人（前年同月比2.6%増）で前年同月差89人の増加、複合サービス事業、サービス業1,703人（前年同月比10.9%減）で前年同月差209人の減少となった。
製造業については、コロナ禍以前の令和元年度平均（2,817人）との比較では29.0%減で817人少ない状況となった。

〔図表 2〕

- ◆ 新規求人数（原数値）を雇用形態別にみると、常用（除くパート）は7,912人（前年同月比0.0%減）、パートタイムは5,621人（前年同月比3.9%減）、臨時・季節は226人（前年同月比22.2%増）となった。
また、事業所の従業員規模別でみると、29人以下規模層は9,136人（前年同月比4.9%増）、30人以上99人以下規模層は3,172人（前年同月比9.3%減）、100人以上299人以下規模層は1,120人（前年同月比16.6%減）、300人以上規模層は331人（前年同月比17.0%減）となった。

〔図表 3・4〕

- ◆ 6月の有効求人数（原数値）は39,942人（前年同月比7.2%減）で、前年同月比は13か月連続の減少となった。
雇用形態別では、常用（除くパート）は23,310人（前年同月比4.9%減）、パートタイムは16,028人（前年同月比10.4%減）、臨時・季節は604人（前年同月比8.8%減）で、すべての雇用形態において前年同月比は減少となった。

〔図表 5〕

〔図表 2〕 主な産業別新規求人の状況（パートタイムを含む）

区 分	産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	複合サービス事業、サービス業
6年 6月	13,950	1,114	2,187	78	798	2,205	543	3,483	1,912
7年 5月	13,953	1,099	2,042	87	684	2,383	479	3,910	1,737
7年 6月	13,759	1,432	2,000	120	861	1,934	539	3,572	1,703
前年同月比(%)	▲ 1.4	28.5	▲ 8.6	53.8	7.9	▲ 12.3	▲ 0.7	2.6	▲ 10.9

※令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

（製造業のうち主な業種）

区 分	食料品	繊維工業	家具・装備品	プラスチック製品	窯業・土石	金属製品	はん用、生産用、業務用機械	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械	輸送用機械
6年 6月	493	153	41	130	160	193	257	179	196
7年 5月	406	84	44	114	149	191	257	103	277
7年 6月	324	97	59	147	178	220	292	99	217
前年同月比(%)	▲ 34.3	▲ 36.6	43.9	13.1	11.3	14.0	13.6	▲ 44.7	10.7

※主要業種は日本標準産業分類（H25.10改定 総務省）による。

〔図表3〕雇用形態別新規求人の状況

区 分	全数	常用(除くパート)	臨時・季節	パートタイム
6年 6月	13,950	7,913	185	5,852
7年 5月	13,953	8,026	164	5,763
7年 6月	13,759	7,912	226	5,621
前年同月比(%)	▲ 1.4	▲ 0.0	22.2	▲ 3.9

〔図表4〕事業所規模別新規求人の状況（パートタイムを含む）

区 分	全 数	29 人 以 下	30 人 ～ 99 人	100 人 ～ 299 人	300 人 以 上
6年 6月	13,950	8,712	3,496	1,343	399
7年 5月	13,953	8,586	3,652	1,219	496
7年 6月	13,759	9,136	3,172	1,120	331
前年同月比(%)	▲ 1.4	4.9	▲ 9.3	▲ 16.6	▲ 17.0

〔図表5〕雇用形態別有効求人の状況

区 分	全 数	常用(除くパート)	臨時・季節	パートタイム
6年 6月	43,053	24,503	662	17,888
7年 5月	40,227	22,949	588	16,690
7年 6月	39,942	23,310	604	16,028
前年同月比(%)	▲ 7.2	▲ 4.9	▲ 8.8	▲ 10.4

求 職 の 動 向

- ◆ 6月の新規求職申込件数（原数値）は5,315件（前年同月比0.7%増）で、前年同月比は3か月ぶりの増加となった。

〔図表6〕

- ◆ 雇用形態別新規求職申込件数（原数値）は、常用（パートを除く）3,010件（前年同月比0.8%増）、パートタイム2,296件（前年同月比0.7%増）、臨時・季節9件（前年同月比18.2%減）となり、臨時・季節を除く雇用形態において前年同月比は増加となった。

〔図表6〕

- ◆ 新規常用求職者の実態（パートを除く）

◎在職中の求職者数は1,003人（前年同月比6.2%減）で前年同月比は3か月連続減少となった。

新規常用求職者に占める構成比は33.3%で、前年同月より2.5ポイント下回った。

◎離職者数は1,829人（前年同月比4.7%増）で前年同月比は5か月ぶりに増加となった。

新規常用求職者に占める構成比は60.8%で、3か月連続で60%を上回った。

・離職者のうち事業主都合離職者は、前月より25人増加し408人（前年同月比6.6%減）となり、前年同月比は5か月連続減少となった。

・離職者のうち自己都合離職者は、前月より127人減少し1,334人（前年同月比10.0%増）となり、前年同月比は11か月ぶりに増加となった。

・離職者のうち定年到達者は、前月より27人減少し46人（前年同月比12.2%増）となり、前年同月比は4か月連続増加となった。

・自営は、前月より6人減少し32人（前年同月比23.8%減）となり、前年同月比は減少となった。

◎無業者（離職後1年を超える者、専業主婦、学卒未就職者等）は178人（前年同月比4.7%増）で前年同月比は増加となった。

〔図表7〕

◆ 年齢別新規常用求職者の動き（パートを除く）

新規常用求職者数3,010人（前年同月比0.8%増）の状況を年齢層別にみると、24歳以下層では377人（前年同月比3.9%増）、25歳以上34歳以下層では576人（前年同月比5.1%減）、35歳以上44歳以下層では526人（前年同月比1.3%増）、45歳以上54歳以下層では723人（前年同月比1.4%増）、55歳以上層では808人（前年同月比3.1%増）となり、25歳以上34歳以下層を除く年齢層において前年同月比は増加となった。

〔図表8〕

◆ 6月の有効求職者数（原数値）は29,812人（前年同月比0.3%減）で、前年同期比は2か月連続減少となった。

〔図表9〕

◆ 安定所別求人・求職の動き

6月の各ハローワークの有効求人倍率（原数値）は、ハローワーク揖斐を除くハローワークにおいて1倍を上回り、ハローワーク大垣、揖斐、恵那、中津川を除くハローワークにおいて前年同月を下回った。

新規求人数（原数値）は、ハローワーク大垣、揖斐、中津川を除くハローワークにおいて前年同月を下回り、新規求職申込件数（原数値）は、ハローワーク揖斐、恵那、関、美濃加茂、中津川を除くハローワークにおいて前年同月を上回った。

有効求人数（原数値）は、ハローワーク高山、恵那を除くハローワークにおいて前年同月を下回り、有効求職者数（原数値）は、ハローワーク多治見、高山、関、岐阜八幡、美濃加茂を除くハローワークにおいて前年同月を下回った。

〔図表10〕

〔図表6〕雇用形態別新規求職申込件数の状況

区 分	全 数	常 用 (除くパート)	常用のうち 中高年齢者	臨 時・季 節	パートタイム
6年 6月	5,278	2,986	1,497	11	2,281
7年 5月	5,909	3,134	1,645	8	2,767
7年 6月	5,315	3,010	1,531	9	2,296
前年同月比 (%)	0.7	0.8	2.3	▲ 18.2	0.7

〔図表7〕新規常用求職者の求職時の状況（パートタイムを除く）

区 分	在 職 者	離 職 者	定 年 到 達	事業主都合	自己都合	自 営	無 業 者
6年 6月	1,069	1,747	41	437	1,213	42	170
7年 5月	1,003	1,964	73	383	1,461	38	167
7年 6月	1,003	1,829	46	408	1,334	32	178
前年同月比 (%)	▲ 6.2	4.7	12.2	▲ 6.6	10.0	▲ 23.8	4.7

〔図表8〕新規常用求職者の年齢別状況（パートタイムを除く）

区 分	常用求職者計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上
6年 6月	2,986	363	607	519	713	784
7年 5月	3,134	381	613	495	737	908
7年 6月	3,010	377	576	526	723	808
前年同月比 (%)	0.8	3.9	▲ 5.1	1.3	1.4	3.1

〔図表9〕雇用形態別有効求職者の状況

区 分	全 数	常 用 (除くパート)	常用のうち中高 年齢者	臨時・季節	パートタイム
6年 6月	29,909	15,843	7,979	33	14,033
7年 5月	30,317	15,848	8,102	29	14,440
7年 6月	29,812	15,565	7,970	33	14,214
前年同月比 (%)	▲ 0.3	▲ 1.8	▲ 0.1	0.0	1.3

〔図表10〕 安定所別求人・求職の動き

区 分	新 規 (%)		有 効 (%)		有効求人倍率 (倍)		
	求 人	求 職	求 人	求 職	当 月	前 年 同 月	同 比
局 計	▲ 1.4	0.7	▲ 7.2	▲ 0.3	1.34	1.44	▲ 0.10
岐 阜	▲ 2.1	1.0	▲ 7.7	▲ 0.9	1.39	1.49	▲ 0.10
大 垣	9.5	0.3	▲ 0.4	▲ 1.1	1.09	1.08	0.01
(揖 斐)	25.7	▲ 20.9	▲ 4.2	▲ 5.0	0.80	0.79	0.01
多 治 見	▲ 5.3	7.2	▲ 15.8	0.5	1.76	2.10	▲ 0.34
高 山	▲ 1.5	6.2	0.5	8.0	1.24	1.34	▲ 0.10
恵 那	▲ 13.9	▲ 17.2	5.5	▲ 5.5	1.09	0.97	0.12
関	▲ 6.5	▲ 4.5	▲ 5.2	2.5	1.02	1.10	▲ 0.08
(岐阜八幡)	▲ 20.3	4.7	▲ 11.0	2.7	1.09	1.26	▲ 0.17
美 濃 加 茂	▲ 3.8	▲ 4.5	▲ 4.8	0.2	1.27	1.33	▲ 0.06
中 津 川	5.4	▲ 1.9	▲ 4.0	▲ 11.3	1.58	1.46	0.12

(注1) パートタイムを含む全数による対前年同月増減率及び有効求人倍率 (原数値)

(注2) 大垣は (揖斐) 出張所を、関は (岐阜八幡) 出張所を含みます。

就 職 の 状 況

- ◆ 6月の就職者数 (原数値) は1,603人で、前年同月比3.6%減となり、11か月連続前年同月より減少となった。
- ◆ 雇用形態別では、常用 (除くパート) が696人 (前年同月比3.6%減)、パートタイムが892人 (前年同月比3.4%減)、臨時・季節が15人 (前年同月比16.7%減) となり、すべての雇用形態において前年同月比は減少となった。

〔図表11〕

〔図表11〕 雇用形態別就職の状況

区 分	全 数	常 用 (除くパート)	常用のうち 中高年齢者	臨 時 ・ 季 節	パートタイム
6 年 6 月	1,663	722	355	18	923
7 年 5 月	1,722	704	362	15	1,003
7 年 6 月	1,603	696	361	15	892
前年同月比 (%)	▲ 3.6	▲ 3.6	1.7	▲ 16.7	▲ 3.4

	就職件数		就職率		月間有効求人数		月間有効求職者数		新規求人数		新規求職申込件数	
	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比	原数値	対前年同月比
	件	%	%	ポイント	人	%	人	%	人	%	件	%
令和2年度	21,355	▲ 17.5	29.1	▲ 6.4	447,700	▲ 22.7	343,755	14.6	159,851	▲ 20.3	73,349	0.6
令和3年度	22,047	3.2	32.1	3.0	503,610	12.5	338,536	▲ 1.5	179,192	12.1	68,716	▲ 6.3
令和4年度	21,356	▲ 3.1	31.2	▲ 0.9	546,394	22.0	329,803	▲ 4.1	192,064	20.2	68,415	▲ 0.4
令和5年度	21,386	0.1	30.6	▲ 0.6	533,565	▲ 2.3	338,212	2.5	186,329	▲ 3.0	69,872	2.1
令和6年度	19,567	▲ 8.5	28.4	▲ 2.2	520,651	▲ 2.4	342,566	1.3	180,003	▲ 3.4	68,951	▲ 1.3
3年												
4月	2,153	20.8	27.2	2.3	39,941	5.0	30,913	18.8	14,567	21.7	7,929	10.6
5月	1,879	48.3	33.5	11.5	39,027	14.3	30,340	16.3	12,920	15.9	5,612	▲ 2.6
6月	2,019	9.0	35.5	10.1	39,228	14.4	29,585	5.3	14,429	7.7	5,688	▲ 21.9
7月	1,781	▲ 3.9	33.5	5.3	39,148	10.1	28,191	▲ 3.1	14,558	6.4	5,309	▲ 19.2
8月	1,552	▲ 3.0	29.9	1.8	39,815	12.6	27,768	▲ 6.6	13,199	17.5	5,194	▲ 8.8
9月	1,846	▲ 2.9	31.4	0.3	41,451	12.9	27,956	▲ 8.0	15,606	10.2	5,877	▲ 4.0
10月	1,830	▲ 5.3	30.4	0.5	42,974	14.5	28,229	▲ 8.2	16,564	14.1	6,019	▲ 6.9
11月	1,774	3.0	35.0	1.0	43,418	14.3	27,828	▲ 6.9	14,089	15.3	5,067	▲ 0.0
12月	1,577	▲ 3.0	37.0	0.0	43,404	15.5	26,506	▲ 5.7	15,292	15.3	4,263	▲ 2.9
4年												
1月	1,503	6.9	25.3	1.9	44,695	13.4	26,490	▲ 4.2	17,121	9.2	5,939	▲ 1.1
2月	1,827	3.0	33.5	3.9	45,207	12.4	26,730	▲ 5.3	14,756	7.6	5,447	▲ 9.0
3月	2,306	▲ 12.6	36.2	▲ 2.4	45,302	10.9	28,000	▲ 5.8	16,091	8.2	6,372	▲ 6.7
4月	1,868	▲ 13.2	26.0	▲ 1.2	44,330	11.0	28,813	▲ 6.8	16,308	12.0	7,192	▲ 9.3
5月	1,761	▲ 6.3	29.5	▲ 4.0	43,834	12.3	29,101	▲ 4.1	14,392	11.4	5,974	6.5
6月	1,946	▲ 3.6	34.3	▲ 1.2	45,253	15.4	28,829	▲ 2.6	16,895	17.1	5,679	▲ 0.2
7月	1,628	▲ 8.6	32.0	▲ 1.5	45,222	15.5	27,673	▲ 1.8	16,307	12.0	5,093	▲ 4.1
8月	1,594	2.7	30.8	0.9	45,083	13.2	27,187	▲ 2.1	14,365	8.8	5,176	▲ 0.3
9月	1,755	▲ 4.9	31.4	0.0	45,463	9.7	27,053	▲ 3.2	16,517	5.8	5,584	▲ 5.0
10月	1,812	▲ 1.0	32.0	1.6	45,701	6.3	27,298	▲ 3.3	17,188	3.8	5,655	▲ 6.0
11月	1,652	▲ 6.9	33.1	▲ 1.9	45,569	5.0	26,728	▲ 4.0	14,464	2.7	4,992	▲ 1.5
12月	1,504	▲ 4.6	34.9	▲ 2.1	44,994	3.7	25,337	▲ 4.4	15,550	1.7	4,306	1.0
5年												
1月	1,404	▲ 6.6	22.4	▲ 2.9	46,935	5.0	26,009	▲ 1.8	18,655	9.0	6,254	5.3
2月	1,895	3.7	30.8	▲ 2.7	47,227	4.5	27,343	2.3	15,639	6.0	6,159	13.1
3月	2,537	10.0	39.9	3.7	46,783	3.3	28,432	1.5	15,784	▲ 1.9	6,351	▲ 0.3
4月	1,945	4.1	25.4	▲ 0.6	43,732	▲ 1.3	29,413	2.1	15,401	▲ 5.6	7,647	6.3
5月	1,970	11.9	31.9	2.4	43,184	▲ 1.5	29,634	1.8	14,635	1.7	6,166	3.2
6月	1,891	▲ 2.8	34.0	▲ 0.3	43,072	▲ 4.8	29,025	0.7	15,346	▲ 9.2	5,558	▲ 2.1
7月	1,619	▲ 0.6	30.7	▲ 1.3	43,166	▲ 4.5	27,957	1.0	15,462	▲ 5.2	5,268	3.4
8月	1,564	▲ 1.9	28.2	▲ 2.6	43,603	▲ 3.3	27,890	2.6	14,845	3.3	5,553	7.3
9月	1,729	▲ 1.5	29.3	▲ 2.1	44,025	▲ 3.2	28,295	4.6	15,300	▲ 7.4	5,892	5.5
10月	1,885	4.0	31.8	▲ 0.2	45,294	▲ 0.9	28,621	4.8	16,959	▲ 1.3	5,926	4.8
11月	1,754	6.2	34.9	1.8	44,755	▲ 1.8	27,782	3.9	14,446	▲ 0.1	5,024	0.6
12月	1,532	1.9	33.5	▲ 1.4	44,159	▲ 1.9	26,367	4.1	14,777	▲ 5.0	4,577	6.3
6年												
1月	1,381	▲ 1.6	22.3	▲ 0.1	45,523	▲ 3.0	26,853	3.2	17,781	▲ 4.7	6,185	▲ 1.1
2月	1,973	4.1	32.3	1.5	47,022	▲ 0.4	27,919	2.1	16,563	5.9	6,101	▲ 0.9
3月	2,143	▲ 15.5	35.9	▲ 4.0	46,030	▲ 1.6	28,456	0.1	14,814	▲ 6.1	5,975	▲ 5.9
4月	1,890	▲ 2.8	23.9	▲ 1.5	44,240	1.2	29,935	1.8	15,625	1.5	7,901	3.3
5月	1,800	▲ 8.6	28.0	▲ 3.9	43,876	1.6	30,464	2.8	15,925	8.8	6,429	4.3
6月	1,663	▲ 12.1	31.5	▲ 2.5	43,053	▲ 0.0	29,909	3.0	13,950	▲ 9.1	5,278	▲ 5.0
7月	1,632	0.8	28.9	▲ 1.8	42,713	▲ 1.0	29,250	4.6	14,833	▲ 4.1	5,651	7.3
8月	1,483	▲ 5.2	27.7	▲ 0.5	42,652	▲ 2.2	28,547	2.4	15,449	4.1	5,360	▲ 3.5
9月	1,710	▲ 1.1	29.9	0.6	42,532	▲ 3.4	28,561	0.9	14,026	▲ 8.3	5,710	▲ 3.1
10月	1,704	▲ 9.6	28.7	▲ 3.1	44,383	▲ 2.0	28,721	0.3	17,000	0.2	5,938	0.2
11月	1,518	▲ 13.5	31.1	▲ 3.8	43,866	▲ 2.0	28,054	1.0	14,689	1.7	4,884	▲ 2.8
12月	1,371	▲ 10.5	32.3	▲ 1.2	43,726	▲ 1.0	26,464	0.4	14,032	▲ 5.0	4,245	▲ 7.3
7年												
1月	1,285	▲ 7.0	20.9	▲ 1.4	44,300	▲ 2.7	26,945	0.3	16,865	▲ 5.2	6,140	▲ 0.7
2月	1,551	▲ 21.4	29.0	▲ 3.3	42,866	▲ 8.8	27,374	▲ 2.0	13,792	▲ 16.7	5,348	▲ 12.3
3月	1,960	▲ 8.5	32.3	▲ 3.6	42,444	▲ 7.8	28,342	▲ 0.4	13,817	▲ 6.7	6,067	1.5
4月	1,862	▲ 1.5	23.9	0.0	40,559	▲ 8.3	29,991	0.2	14,553	▲ 6.9	7,786	▲ 1.5
5月	1,722	▲ 4.3	29.1	1.1	40,227	▲ 8.3	30,317	▲ 0.5	13,953	▲ 12.4	5,909	▲ 8.1
6月	1,603	▲ 3.6	30.2	▲ 1.3	39,942	▲ 7.2	29,812	▲ 0.3	13,759	▲ 1.4	5,315	0.7

	月間有効求人数		月間有効求職者数		有効求人倍率	新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率
	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値
	人	%	人	%	倍	人	%	件	%	倍
3年										
4月	39,749	1.4	29,289	0.3	1.36	13,941	▲ 1.9	5,902	0.3	2.36
5月	40,022	0.7	29,027	▲ 0.9	1.38	14,129	1.3	5,743	▲ 2.7	2.46
6月	40,152	0.3	28,517	▲ 1.8	1.41	14,244	0.8	5,719	▲ 0.4	2.49
7月	40,338	0.5	28,216	▲ 1.1	1.43	14,709	3.3	5,836	2.0	2.52
8月	40,836	1.2	28,088	▲ 0.5	1.45	14,912	1.4	5,710	▲ 2.2	2.61
9月	41,629	1.9	27,855	▲ 0.8	1.49	15,373	3.1	5,815	1.8	2.64
10月	42,368	1.8	27,909	0.2	1.52	15,351	▲ 0.1	5,830	0.3	2.63
11月	43,253	2.1	28,212	1.1	1.53	15,525	1.1	5,816	▲ 0.2	2.67
12月	43,834	1.3	28,271	0.2	1.55	16,000	3.1	5,653	▲ 2.8	2.83
4年										
1月	43,739	▲ 0.2	28,094	▲ 0.6	1.56	15,205	▲ 5.0	5,629	▲ 0.4	2.70
2月	43,733	▲ 0.0	27,598	▲ 1.8	1.58	14,975	▲ 1.5	5,383	▲ 4.4	2.78
3月	43,623	▲ 0.3	27,645	0.2	1.58	15,455	3.2	5,778	7.3	2.67
4月	44,624	2.3	27,548	▲ 0.4	1.62	16,128	4.4	5,639	▲ 2.4	2.86
5月	44,967	0.8	27,611	0.2	1.63	15,779	▲ 2.2	5,772	2.4	2.73
6月	46,052	2.4	27,730	0.4	1.66	16,497	4.6	5,768	▲ 0.1	2.86
7月	46,370	0.7	27,569	▲ 0.6	1.68	16,263	▲ 1.4	5,604	▲ 2.8	2.90
8月	46,101	▲ 0.6	27,281	▲ 1.0	1.69	15,874	▲ 2.4	5,367	▲ 4.2	2.96
9月	45,848	▲ 0.5	27,113	▲ 0.6	1.69	16,197	2.0	5,578	3.9	2.90
10月	45,533	▲ 0.7	27,158	0.2	1.68	16,397	1.2	5,735	2.8	2.86
11月	45,556	0.1	27,068	▲ 0.3	1.68	16,095	▲ 1.8	5,688	▲ 0.8	2.83
12月	45,600	0.1	27,165	0.4	1.68	16,301	1.3	5,758	1.2	2.83
5年										
1月	45,530	▲ 0.2	27,529	1.3	1.65	16,441	0.9	5,883	2.2	2.79
2月	45,289	▲ 0.5	27,878	1.3	1.62	15,657	▲ 4.8	5,743	▲ 2.4	2.73
3月	44,544	▲ 1.6	27,985	0.4	1.59	15,018	▲ 4.1	5,693	▲ 0.9	2.64
4月	44,131	▲ 0.9	28,088	0.4	1.57	15,419	2.7	5,993	5.3	2.57
5月	44,354	0.5	28,006	▲ 0.3	1.58	15,639	1.4	5,755	▲ 4.0	2.72
6月	43,938	▲ 0.9	27,866	▲ 0.5	1.58	15,184	▲ 2.9	5,626	▲ 2.2	2.70
7月	44,394	1.0	27,911	0.2	1.59	15,617	2.9	5,842	3.8	2.67
8月	44,545	0.3	28,079	0.6	1.59	15,689	0.5	5,895	0.9	2.66
9月	44,821	0.6	28,313	0.8	1.58	15,344	▲ 2.2	5,838	▲ 1.0	2.63
10月	44,935	0.3	28,336	0.1	1.59	15,798	3.0	5,763	▲ 1.3	2.74
11月	44,320	▲ 1.4	28,251	▲ 0.3	1.57	15,505	▲ 1.9	5,800	0.6	2.67
12月	44,347	0.1	28,379	0.5	1.56	15,396	▲ 0.7	6,142	5.9	2.51
6年										
1月	44,461	0.3	28,404	0.1	1.57	15,764	2.4	5,775	▲ 6.0	2.73
2月	44,751	0.7	28,637	0.8	1.56	16,130	2.3	5,969	3.4	2.70
3月	44,791	0.1	28,439	▲ 0.7	1.57	15,524	▲ 3.8	5,845	▲ 2.1	2.66
4月	44,613	▲ 0.4	28,450	0.0	1.57	15,359	▲ 1.1	5,909	1.1	2.60
5月	44,502	▲ 0.2	28,551	0.4	1.56	15,653	1.9	5,831	▲ 1.3	2.68
6月	44,441	▲ 0.1	28,995	1.6	1.53	14,961	▲ 4.4	5,812	▲ 0.3	2.57
7月	43,751	▲ 1.6	28,778	▲ 0.7	1.52	14,360	▲ 4.0	5,745	▲ 1.2	2.50
8月	43,861	0.3	28,787	0.0	1.52	16,314	13.6	5,907	2.8	2.76
9月	43,300	▲ 1.3	28,658	▲ 0.4	1.51	14,567	▲ 10.7	5,851	▲ 0.9	2.49
10月	43,699	0.9	28,315	▲ 1.2	1.54	14,944	2.6	5,613	▲ 4.1	2.66
11月	43,818	0.3	28,551	0.8	1.53	15,635	4.6	5,658	0.8	2.76
12月	43,688	▲ 0.3	28,458	▲ 0.3	1.54	14,622	▲ 6.5	5,622	▲ 0.6	2.60
7年										
1月	43,232	▲ 1.0	28,540	0.3	1.51	14,935	2.1	5,723	1.8	2.61
2月	40,685	▲ 5.9	27,970	▲ 2.0	1.45	13,626	▲ 8.8	5,232	▲ 8.6	2.60
3月	41,164	1.2	28,302	1.2	1.45	14,797	8.6	5,902	12.8	2.51
4月	40,596	▲ 1.4	28,417	0.4	1.43	14,121	▲ 4.6	5,798	▲ 1.8	2.44
5月	41,006	1.0	28,617	0.7	1.43	13,927	▲ 1.4	5,591	▲ 3.6	2.49
6月	40,899	▲ 0.3	28,687	0.2	1.43	14,511	4.2	5,564	▲ 0.5	2.61

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(x-12-ARIMA)による。令和6年12月までの数値は令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

項目	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率	
	季 調 対前月 増減率	原 数 対前年 同 月 増減率	季 調 対前月 増減率	原 数 対前年 同 月 増減率	季 節 調整値	実 数	季 調 対前月 増減率	原 数 対前年 同 月 増減率	季 調 対前月 増減率	原 数 対前年 同 月 増減率	季 節 調整値	実 数
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍
令和2年度	－	14.6	－	▲ 22.7	－	1.30	－	0.6	－	▲ 20.3	－	2.18
令和3年度	－	▲ 1.5	－	12.5	－	1.49	－	▲ 6.3	－	12.1	－	2.61
令和4年度	－	▲ 4.1	－	22.0	－	1.66	－	▲ 0.4	－	20.2	－	2.81
令和5年度	－	2.5	－	▲ 2.3	－	1.58	－	2.1	－	▲ 3.0	－	2.67
令和6年度	－	1.3	－	▲ 2.4	－	1.52	－	▲ 1.3	－	▲ 3.4	－	2.61
3年 4月	0.3	18.8	1.4	5.0	1.36	1.29	0.3	10.6	▲ 1.9	21.7	2.36	1.84
5月	▲ 0.9	16.3	0.7	14.3	1.38	1.29	▲ 2.7	▲ 2.6	1.3	15.9	2.46	2.30
6月	▲ 1.8	5.3	0.3	14.4	1.41	1.33	▲ 0.4	▲ 21.9	0.8	7.7	2.49	2.54
7月	▲ 1.1	▲ 3.1	0.5	10.1	1.43	1.39	2.0	▲ 19.2	3.3	6.4	2.52	2.74
8月	▲ 0.5	▲ 6.6	1.2	12.6	1.45	1.43	▲ 2.2	▲ 8.8	1.4	17.5	2.61	2.54
9月	▲ 0.8	▲ 8.0	1.9	12.9	1.49	1.48	1.8	▲ 4.0	3.1	10.2	2.64	2.66
10月	0.2	▲ 8.2	1.8	14.5	1.52	1.52	0.3	▲ 6.9	▲ 0.1	14.1	2.63	2.75
11月	1.1	▲ 6.9	2.1	14.3	1.53	1.56	▲ 0.2	▲ 0.0	1.1	15.3	2.67	2.78
12月	0.2	▲ 5.7	1.3	15.5	1.55	1.64	▲ 2.8	▲ 2.9	3.1	15.3	2.83	3.59
4年 1月	▲ 0.6	▲ 4.2	▲ 0.2	13.4	1.56	1.69	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 5.0	9.2	2.70	2.88
2月	▲ 1.8	▲ 5.3	▲ 0.0	12.4	1.58	1.69	▲ 4.4	▲ 9.0	▲ 1.5	7.6	2.78	2.71
3月	0.2	▲ 5.8	▲ 0.3	10.9	1.58	1.62	7.3	▲ 6.7	3.2	8.2	2.67	2.53
4月	▲ 0.4	▲ 6.8	2.3	11.0	1.62	1.54	▲ 2.4	▲ 9.3	4.4	12.0	2.86	2.27
5月	0.2	▲ 4.1	0.8	12.3	1.63	1.51	2.4	6.5	▲ 2.2	11.4	2.73	2.41
6月	0.4	▲ 2.6	2.4	15.4	1.66	1.57	▲ 0.1	▲ 0.2	4.6	17.1	2.86	2.97
7月	▲ 0.6	▲ 1.8	0.7	15.5	1.68	1.63	▲ 2.8	▲ 4.1	▲ 1.4	12.0	2.90	3.20
8月	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 0.6	13.2	1.69	1.66	▲ 4.2	▲ 0.3	▲ 2.4	8.8	2.96	2.78
9月	▲ 0.6	▲ 3.2	▲ 0.5	9.7	1.69	1.68	3.9	▲ 5.0	2.0	5.8	2.90	2.96
10月	0.2	▲ 3.3	▲ 0.7	6.3	1.68	1.67	2.8	▲ 6.0	1.2	3.8	2.86	3.04
11月	▲ 0.3	▲ 4.0	0.1	5.0	1.68	1.70	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 1.8	2.7	2.83	2.90
12月	0.4	▲ 4.4	0.1	3.7	1.68	1.78	1.2	1.0	1.3	1.7	2.83	3.61
5年 1月	1.3	▲ 1.8	▲ 0.2	5.0	1.65	1.80	2.2	5.3	0.9	9.0	2.79	2.98
2月	1.3	2.3	▲ 0.5	4.5	1.62	1.73	▲ 2.4	13.1	▲ 4.8	6.0	2.73	2.54
3月	0.4	1.5	▲ 1.6	3.3	1.59	1.65	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 1.9	2.64	2.49
4月	0.4	2.1	▲ 0.9	▲ 1.3	1.57	1.49	5.3	6.3	2.7	▲ 5.6	2.57	2.01
5月	▲ 0.3	1.8	0.5	▲ 1.5	1.58	1.46	▲ 4.0	3.2	1.4	1.7	2.72	2.37
6月	▲ 0.5	0.7	▲ 0.9	▲ 4.8	1.58	1.48	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 2.9	▲ 9.2	2.70	2.76
7月	0.2	1.0	1.0	▲ 4.5	1.59	1.54	3.8	3.4	2.9	▲ 5.2	2.67	2.94
8月	0.6	2.6	0.3	▲ 3.3	1.59	1.56	0.9	7.3	0.5	3.3	2.66	2.67
9月	0.8	4.6	0.6	▲ 3.2	1.58	1.56	▲ 1.0	5.5	▲ 2.2	▲ 7.4	2.63	2.60
10月	0.1	4.8	0.3	▲ 0.9	1.59	1.58	▲ 1.3	4.8	3.0	▲ 1.3	2.74	2.86
11月	▲ 0.3	3.9	▲ 1.4	▲ 1.8	1.57	1.61	0.6	0.6	▲ 1.9	▲ 0.1	2.67	2.88
12月	0.5	4.1	0.1	▲ 1.9	1.56	1.67	5.9	6.3	▲ 0.7	▲ 5.0	2.51	3.23
6年 1月	0.1	3.2	0.3	▲ 3.0	1.57	1.70	▲ 6.0	▲ 1.1	2.4	▲ 4.7	2.73	2.87
2月	0.8	2.1	0.7	▲ 0.4	1.56	1.68	3.4	▲ 0.9	2.3	5.9	2.70	2.71
3月	▲ 0.7	0.1	0.1	▲ 1.6	1.57	1.62	▲ 2.1	▲ 5.9	▲ 3.8	▲ 6.1	2.66	2.48
4月	0.0	1.8	▲ 0.4	1.2	1.57	1.48	1.1	3.3	▲ 1.1	1.5	2.60	1.98
5月	0.4	2.8	▲ 0.2	1.6	1.56	1.44	▲ 1.3	4.3	1.9	8.8	2.68	2.48
6月	1.6	3.0	▲ 0.1	▲ 0.0	1.53	1.44	▲ 0.3	▲ 5.0	▲ 4.4	▲ 9.1	2.57	2.64
7月	▲ 0.7	4.6	▲ 1.6	▲ 1.0	1.52	1.46	▲ 1.2	7.3	▲ 4.0	▲ 4.1	2.50	2.62
8月	0.0	2.4	0.3	▲ 2.2	1.52	1.49	2.8	▲ 3.5	13.6	4.1	2.76	2.88
9月	▲ 0.4	0.9	▲ 1.3	▲ 3.4	1.51	1.49	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 10.7	▲ 8.3	2.49	2.46
10月	▲ 1.2	0.3	0.9	▲ 2.0	1.54	1.55	▲ 4.1	0.2	2.6	0.2	2.66	2.86
11月	0.8	1.0	0.3	▲ 2.0	1.53	1.56	0.8	▲ 2.8	4.6	1.7	2.76	3.01
12月	▲ 0.3	0.4	▲ 0.3	▲ 1.0	1.54	1.65	▲ 0.6	▲ 7.3	▲ 6.5	▲ 5.0	2.60	3.31
7年 1月	0.3	0.3	▲ 1.0	▲ 2.7	1.51	1.64	1.8	▲ 0.7	2.1	▲ 5.2	2.61	2.75
2月	▲ 2.0	▲ 2.0	▲ 5.9	▲ 8.8	1.45	1.57	▲ 8.6	▲ 12.3	▲ 8.8	▲ 16.7	2.60	2.58
3月	1.2	▲ 0.4	1.2	▲ 7.8	1.45	1.50	12.8	1.5	8.6	▲ 6.7	2.51	2.28
4月	0.4	0.2	▲ 1.4	▲ 8.3	1.43	1.35	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 4.6	▲ 6.9	2.44	1.87
5月	0.7	▲ 0.5	1.0	▲ 8.3	1.43	1.33	▲ 3.6	▲ 8.1	▲ 1.4	▲ 12.4	2.49	2.36
6月	0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 7.2	1.43	1.34	▲ 0.5	0.7	4.2	▲ 1.4	2.61	2.59